

伊場遺跡発掘調査報告書 第4冊

伊場遺跡遺物編 2

1980

浜松市教育委員会

伊場遺跡発掘調査報告書第4冊

伊場遺跡遺物編 2

序 文

伊場遺跡の第6・7次発掘調査が終って、はや5年が過ぎました。昭和48年11月に県指定が解除されるに当り、保存用地の継続調査とその整備、調査完了後の学術報告書の刊行、出土品の整理・保管・公開の場（博物館）の建設等が、付帯条件になっておりました。私共は、その約束を守ってまいりました。

調査は、その後第8次から第12次まで、毎年継続的に実施してきました。その簡単な経過については、本書の第1章にまとめられています。保存用地については、都市計画公園の指定を受けて、発掘調査が完了した部分から、順次整備をしてまいりました。そして、昭和55年度をもって整備の可能な部分については、完了の見込みとなりました。また、正式な学術報告書も『伊場木簡』、『遺物編』、『遺物編1』とすでに3冊を刊行しました。本書はその第4巻目として準備したものであります。今後、さらに『遺物編』の続編として、土器類、石器類、金属器類、土製品類等を報告できるよう、計画中であります。

本書には、412点にのぼる墨書き土器と、未報告の木簡31点を収載しました。1遺跡でこんなにたくさんの墨書き土器や木簡が発見されることとは、めったにないことだと聞いております。また内容的にも、伊場遺跡の性格を論ずる決め手となるような資料や、日本古代史上でも特に注目されたものなどが含まれているということですから、今後大いに学界に貢献するものと信じております。

そして最後に、出土品の整理・保管・公開の場に関するましては、昭和50年7月1日に、伊場遺跡資料館(336m²)を開館して、出土品の一般公開をしてまいりましたが、さらに、整理・保管・研究の機能を備えた本格的な博物館(3198m²)の建設を進め、昨年4月7日に開館いたしました。こうして、静岡県教育委員会とのお約束は果すことができました。今後は、膨大な出土品を博物館資料として、どう活用していくかということが、大きな課題にならうかと思います。

本書を上梓するに当たりまして、いつものことながら、調査団長の斎藤忠先生には、大変お忙しい中を特に貴重な時間を割いていただきまして、今回報告する資料の学問的位置づけをしていただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

1980年2月29日

浜松市教育委員会

教育長 相佐明一

凡　　例

- 1 本書は、伊場遺跡の正式な学術調査報告書第4冊として刊行するものであり、第12次調査までに検出した412点の墨書き土器と、31点の木簡に関する記録である。（木簡総数108点のうち、77点については、第1冊『伊場木簡』として報告済である。）
- 2 本書は挿入別冊図版と一緒にものであり、別冊図版には、肉眼観察に堪える275点の墨書き土器と、31点の木簡の写真が収められている。墨書き土器は原則として1：2縮尺とし、木簡は原寸大とした。
- 3 木簡の釈文は、奈良国立文化財研究所の狩野久氏および鬼頭清明氏によるものであり、墨書き土器の釈文については、向坂鋼二の原案をもとに、一部鬼頭氏の指導を得て当館学芸員の小木香が確定させたものである。
- 4 別冊図版に用いた写真のうち、木簡については、奈良国立文化財研究所において、伊藤雄氏が撮影したものである。墨書き土器については、小木香の協力を得て、主として川江秀孝が撮影した。
- 5 図版に用いた写真は、赤外線テレビカメラによって写し出されたものを、ネオパンS.Sフィルムで撮影したものであり、倍率は不同である。撮影は川江と小木が行なった。
- 6 本文は、文献51に記した各調査員の記録にもとづいて、下記3名が分担執筆した。
第9章 伊場遺跡発掘調査団 団長 斎藤 忠（人正大学教授）
第7章・第8章 同上 調査主任 向坂鋼二（浜松市博物館長補佐）
第1章～第6章 同上 調査員 川江秀孝（浜松市博物館学芸員）
- 7 本書で記した文献とは、伊場遺跡関係の文献のこととし、表9として登載させた。
- 8 図版に収載した資料の実測は、浦山明子（浜松市遺跡調査会調査員）と川江が行い、川江が著書した。
- 9 本書の刊行に伴う事務的作業は、浜松市博物館において、業務係長名倉乙矢、庶務係長岩崎博行、庶務係伊藤彰彦が中心となって行なった。

伊場遺跡発掘調査報告書第4冊

伊場遺跡遺物編2

目 次

第1章 調査の経過

第1節 既調査の概略.....	1
第8次調査.....	1
第9次調査.....	1
第10次調査.....	1
第11次調査.....	3
第12次の1期調査.....	3
第12次の2期調査.....	3
第2節 立地.....	3

第2章 墨書き土器の形態分類

第1節 形態分類.....	4
第2節 墨書き土器の型式分類.....	7
第3節 出出土器の編年総.....	8

第3章 墨書き土器の出土状況

第1節 出土層位.....	10
第2節 地点別・年代別・器種別出土状況	13

第4章 墨書きの内容

A. 遺跡の性格を示すもの.....	18
B. 遺構の性格を示すもの.....	19
C. 人名に因するもの.....	19
D. 吉祥句か呪語とみられるもの.....	20
E. その他性格不明なもの.....	20

第5章 静岡県下出土の墨書き土器について.....30

第6章 伊場木簡補遺

第1節 既報告木簡の再検討.....	35
第2節 伊場木簡追加資料.....	38

第7章 伊場木簡(補遺)について.....42

第8章 伊場遺跡出土文字資料について	45
第1節 木簡の書式について	46
第2節 木簡の年代観について	47
第3節 地名について	48
第4節 人名について	49
第5節 平安時代の墨書き土器について	51
第6節 遺跡の性格について	52

第9章 各地出土の墨書き土器より見た伊場墨書き土器

はじめに	55
第1節 各地出土の墨書き土器の概観	55
第2節 各地出土の墨書き土器と伊場墨書き土器	71
第3節 墨書き土器よりみた伊場遺跡の性格	74
墨書き土器出土地名表・参考文献等	76

挿図目次

第1 伊場遺跡周辺地形図	2
第2 律令時代全体図	6
第3 出土土器編年観	7
第4 大溝断面実測図	12
第5 静岡県内墨書き土器出土地分布図	31

表目次

表1 出土地点別墨書き土器分類表	13
表2 器種別墨書き土器分類表	14~18
表3 墨書き土器一覧表	21~30
表4 静岡県下墨書き土器出土地地名表	34~35
表5 伊場木簡の層位による年代観	47
表6 地名に関する資料	48
表7 伊場遺跡出土文字資料における姓類度表	49
表8 伊場遺跡出土文字資料における人名の種類	51
表9 伊場遺跡に関する文献目録	53

図版目次

- 第1 土器実測図 1
- 第2 土器実測図 2
- 第3 土器実測図 3
- 第4 土器実測図 4
- 第5 土器実測図 5
- 第6 土器実測図 6
- 第7 土器実測図 7
- 第8 土器実測図 8
- 第9 土器実測図 9
- 第10 土器実測図 10
- 第11 土器実測図 11
- 第12 墨書き土器赤外線写真 1
- 第13 墨書き土器赤外線写真 2
- 第14 墨書き土器赤外線写真 3
- 第15 木筒赤外線写真 1
- 第16 木筒赤外線写真 2
- 第17 木筒赤外線写真 3
- 第18 墨書き土器赤外線写真 4 (参考資料)

別冊図版 35葉 埋入

伊場遺跡発掘調査報告書第4冊

伊場遺跡遺物編2

第1章 調査の経過

第1節 既調査の概略

本遺跡は、1948年に発見され、国学院大学考古学研究室を中心とする伊場遺跡発掘調査隊による発掘調査（これを第1次調査とする）を経て、1968年以降10年間に12回に亘る発掘調査を浜松市教育委員会が実施してきた。周知のように第7次調査までは、国鉄東海道本線高架化関連工事に伴い発掘調査されたものであって、同調査区は1973年11月に県指定が解除された後、急ピッチに造成工事が進み、既に線路の敷設が完了している。第5次および第8次調査以降の調査は、主として高架化関連事業用地の外を対象として、遺跡の性格を明らかにすることを目的として行なわれた。そして環濠および大溝の城壁を残すと共に、古墳時代住居2棟、律令時代高床式倉庫2棟、律令時代土間造り建物2棟を復元し、公園として整備しつつある。第7次調査までの経緯は既に詳述されているので（文献51）、第8次調査以降について略述する。

第8次調査（1974年11月～1975年3月）

大溝東岸における建物群の検出と、大溝縁辺の検出を目的として、D16区、E16区、D16区、E17区を約1000m²発掘した。その結果D16区において掘立柱建物（3柱間×2柱間）を1棟分検出したほか、幅約16mの大溝縁を、長さ30mほど検出し、なお国鉄浜松工場の方向へ続くことが確認された。出土遺物は、平安時代の土器片を少量得たにすぎなかった。

第9次調査（1975年10月～1979年2月）

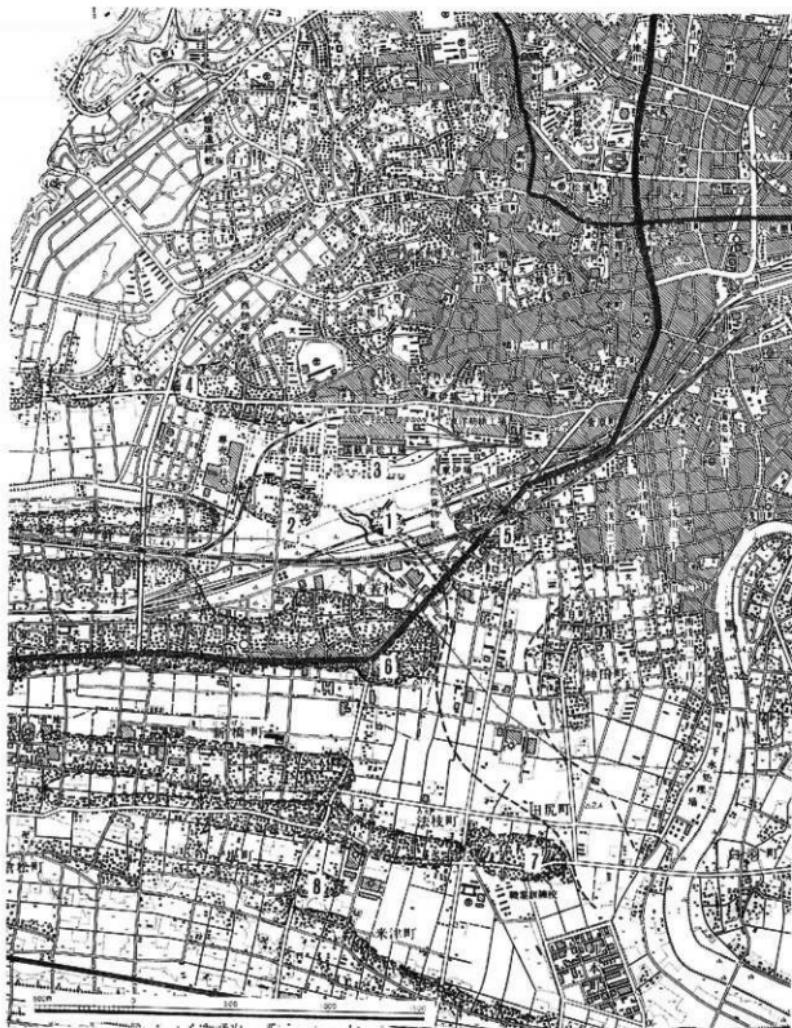
大溝が国鉄東海道本線下を横断して、南下しているものと予想されたので、大溝の南延長部分を確認し、大溝内の層位的関係を明確に把握するとともに、大溝の性格を明らかにすることが目的とされた。

その結果 ①大溝は、東海道本線の南側では、大きく東へ曲流していることが判明した。②大溝内の堆積状況は、従来の所見と基本的には相違しないが、改修を裏付けるような断面は認められなかった。③大溝の两岸には、ピットや柱根、礎板等が若干検出されており、建物遺構がこの付近まで及んでいることが確認された。④大溝縁には、貝塚が3か所、杭列が4か所所存していた。⑤大溝には東西から枝溝が流入していた。これは人工の溝と見わたるので、その延長上にも遺構の存在が推定できる。

出土品は約250袋の土器類のはか、墨書き土器126点、木簡12点、鰐羽口、鉄滓、砥石、鉄鎌、手斧（木柄付）、鍛帶金具（丸輪）、丸木弓、曲物、人形、馬形、舟形、絵馬、骨片等多彩であった。これらの遺物は、奈良時代後半に比定されるものであって、従来少なかったこの時期の資料を補完することができた。木簡は、内容の判明するものが乏しかったが、85号に神龜四年十一月十四日と乍紀銘があったことと、86号が、帳簿の断簡らしく、戸主、戸人という用字を並記していることなどに新知見を得た。墨書き土器には見るべきもののが多かった。象嶋、竹田郷・孝麻呂・竜麻呂・稻万呂・畠麻呂・竹田成継・鳩岩倭・マ人足等人名や地名のはか、印釋長、印釋長、郡鑑取など職名を示したものと考えられるものが含まれていた点が注目される。

第10次調査（1976年9月～1977年3月）

大溝西縁における第5次調査によって、数棟分の掘立柱を検出したが、遺構の西限を確認し、保存用地（追跡公園化）としての整備活用を図る目的として、第5次調査区の西側（D20区）を主として発掘調査したものである。また合わせて第5次調査区の再調査を実施した。その結果、①古墳時代の蓋形土器等が出土しており、この時代の住居跡の存在が予想されたが確認できなかった。②柱根を多数検出したので、掘立柱の建物跡の存在は明らかであ



插図第1 伊場遺跡周辺地形図

- | | | |
|---------|----------|-------------|
| 1 伊場遺跡 | 2 城山遺跡 | 3 国鉄浜松工場内遺跡 |
| 4 下山田遺跡 | 5 森田遺跡 | 6 東若林II遺跡 |
| 7 田尻古墳 | 8 堤町村東遺跡 | |

るが、規模や構造を明確にすることはできなかった。⑥柱掘方内から、平安時代中期の土器片が検出された。このことから、掘立柱建物群の築造年代の下限を10世紀前葉とした従来の見解（文献15P133）が支持されることとなった。⑦柱根は第5次調査区寄りに多く分布しており、これより西に建物が及ばないことが判明した。

出土品は発掘区の北側より、平安時代の土器片を比較的まとまって検出した。

第11次調査（1977年7月～1977年11月）

大溝北端部における堆積層の観察を行い、従来の調査結果を再検討することに主眼が注がれた。第2次調査で貝塚の存在を確認しているうえ、第8次調査で大溝の縁部を確認しているので、自然地形と遺構とを合わせて概観するのに好結果が得られそうな断面観察用のトレンチを随所に設定することができた。その結果①弥生時代遺物包含に連続するD層およびその下の層が、大溝の中央部に向って傾斜しているのが再確認できた（第4図）。このことによって大溝が弥生時代以来の廃地を流れるものであることが確認できた。②従来は未分解の有機物を多く含むIVc層を鍵層として、IV層とV層とを区分してきた。すなわちIV層を平安時代、V層を奈良時代としてきたが、V₁層に平安時代遺物が混入することが判明した。③地層の堆積状況は従来と同じであったが、古墳時代の流路は狭くなっていた。平安時代の改修も認められなかった。

出土遺物としては、木簡13点、絵馬、柄付刀子、鐵鏃、墨書き上器、櫛等にみるべきものがあった。このうち帳簿風文簡第95号や、栗原駿長と記した墨書き土器等注目されるものも含まれていた。

第12次の1期調査（1978年5月～1978年7月）

国鉄東海道線線路敷内で、高架化に伴い線路を移転させたために生じた空地を発掘調査したものである。東海道線に平行して発掘するため面積が限られている点、電柱等障害物が多い点などから、断面観察がおもうようにいかなかったため、遺物採集と、遺構の有無を確認するのが主目的となった。その結果東部地区では④環濠が線路を潜って南側まで及んでいることが確認された。⑤弥生時代後期後半ないしは、古墳時代前期に比定される遺物包含が認められた。これは、東部地区において、従来より遺物は検出されていても、包含層として明確にされていなかつたものである。⑥砂丘の高まりが存在し、古墳時代の溝状遺構が検出された。また西部地区では⑦大溝を検出し、その東岸に掘立柱建物跡を検出した。⑧大溝西岸はテラス状になつていて、多くの遺物が検出された。これは第9次調査で検出した奈良時代後半期の資料を補完するものである。⑨大溝の断面は充分に観察することはできなかつたが、V₁層は、奈良時代の遺物と、平安時代の遺物を混在させることを確認した。⑩弥生時代包含層下にあって、従来分解ビート層と称してきた土層を分析した結果、火山灰層を含むものであることが確認された。

出土遺物として、弥生式土器、石斧、木製歯先、須恵器、土師器、木簡、墨書き土器、櫛等が検出された。

第12次の2期調査（1978年9月～1978年11月）

弥生時代環濠の北端部を調査し、史跡公園として整備するための資料を得ることを目的とした。その結果、⑪YT1はYT6と、YT2はYT7と、YT9はYT8とそれぞれ連なり、環濠としての景観を整えた。⑫環濠の上面は、奈良時代の不整形な遺構によって破壊されていた。⑬不整形な遺構は、枝溝、NT003、NT004などが復元したものと考えられる。⑭溝状遺構の他、井戸跡と考えられる円形大型で、深い遺構が存在した。

出土遺物は、弥生式土器、木簡第108号等である。

以上の諸調査の内、第12次の1期調査については、概報（文献60）を刊行したが、他はほとんど未報告である。ただ、第9次調査については、簡単な速報的記事（文献46）がある。

第2節 立 地

伊場遺跡の立地については、既に詳述されているので省略したい。ただ、その後の調査で知り得たことについて若干記しておく。

第1は火山灰層が確認されたことである（文献60）。『遺構細』（文献51）挿図2に、埋没砂丘を図示したが、砂丘上に直接遺物包含層が乗る地点と、砂丘との間に数枚の粘土層を挟む地点とがあつて、砂丘の形状が直ちに遺構の乗

る基盤の形状を示していないことは明白である。火山灰層は同一時面を示すので、弥生時代包含層直下の黒色粘土層に挟まれた火山灰層を追求してみると、B13区環濠の西側で標高5 cm, イ1区大溝の東側で標高-5 cm, 古墳時代枝溝の南側のN D202付近で標高-10 cm, A15C区大溝東岸で標高-15 cm, ド3区大溝西岸で標高-40 m, ド9区で標高-45 cm, X16g区大溝西縁で標高-35 cm, Y16e区大溝南縁で標高-45 cmをそれぞれ計ることができた。その結果、「遺構編」挿図2とかなり近似した図を描くことができたが、A13区付近の窪地は認められなくなったり、A15区からY16区にかけて微高地を認めることができた。また、大溝周辺部は、「遺構編」挿図2で示されるほど急激な地形の変化は認められなかった。また大溝の東側におけるB13区からイ1区までの約60m間で、10 cm 地盤が低下しているのにたいして、大溝東縁にあたるイ3区と、大溝西縁にあたるド3区との、わずか30mの区間で、35 cm も地盤が下っていることを新たに確認することができた。したがって、大溝周辺の微地形は、「遺構編」挿図2と大過ないが、大溝の流路に平行し、かつ標高を、20~40 cmほど、高くした等高線を描くことによって求められるものである。このことから、大溝が自然地形に沿って、より低い個所を流れていることが再確認されたことになる。第2は国鉄浜松工場内遺跡の調査によって、地盤が川砂によって形成されたものであることを確認した点である(文献60)。三万原台地の南縁は、比高差約30mの海蝕崖で、その南の現海岸線までの約4 kmの間は沿岸低地帯となっていて、6列の砂堤列が確認されている(挿図第1)。伊場遺跡は北から2番目の砂堤上に占地し、国鉄浜松工場内遺跡は、第1砂堤列と第2砂堤列の中間に位置している。国鉄浜松工場内の調査で、工場の北半部は急激に基盤が低下しているが、南半部の大半に川砂が分布していることが確認されている。つまり第2砂堤列に平行して川砂が分布している訳であり、一番小規模であると考えられていた第2砂堤列は実は、川砂による砂堤をも含めるとなれば幅が300mほどの規模を有する砂堤列となることが可能となった。したがって、伊場遺跡と国鉄浜松工場内遺跡は、同一平面上(基盤)で、しかもかなり近接して営まれていた可能性があるので、今後弥生時代の伊場集落を考えるうえで、無視できない問題になるものと思われる。

『地質調査報告書』によると、浜北市から連なる砂礫層の分布が、国鉄浜松駅の周辺まで認められ、そこが古天竜川の旧川床であったことが知られ、川砂の供給先が古天竜川であったと推察できる。潮流の関係からして、天竜川から海へはき出された土砂は、通常東へ流れははずであるから、西へ川砂が運ばれたのは、第2砂堤列がある程度形成された後のことと思われる。また、土砂を運ぶにはかなりの水量が流れははずであるから、水は第2砂堤列を乗り越えたか、あるいは分断させてしまったものと考えられる。前述のように、大溝の周辺部は標高-30 cm以下の低所となっているので、当然そこを水が流れたものと思われる。

以上の点は、大溝の成因にも及ぶことであるから、今後も周辺調査を通じて注意深く観察し、検討を加えて行きたいと考える。

第2章 墓古土器の形態分類

第1節 形態分類

伊場遺跡において7世紀代以降に、専ら使用されていた土器は、須恵器・土師器・灰釉陶器である。この外僅であるが縦輪・青磁・常滑・古瀬戸・山茶碗などと称される土器が使用されている。今回報告する総点数412点の器物は、須恵器・土師器・灰釉陶器・山茶碗とを含んでいる。No.73のような盤は、縦輪陶器の生産が開始されたのに伴い出現したと考えられている上器で無釉であるが、黄色を呈し、器形も前段階の須恵器の中に認められない。したがって須恵器とは別のグループに含めるべきかもしれないが、たとえばNo.19やNo.157の須恵器と高台のつくりに共通性が認められるほか、出山関係も確認されているので、分類上では須恵器と扱ったものもある。また灰釉陶器と同型式の土器であっても、施釉の認められない土器もある。また灰釉陶以降の陶器は一般に行基焼とか山茶碗等と呼ばれているが、やはり無釉である。これら灰釉陶器出現以降の陶器を一括して、「陶質土器」と

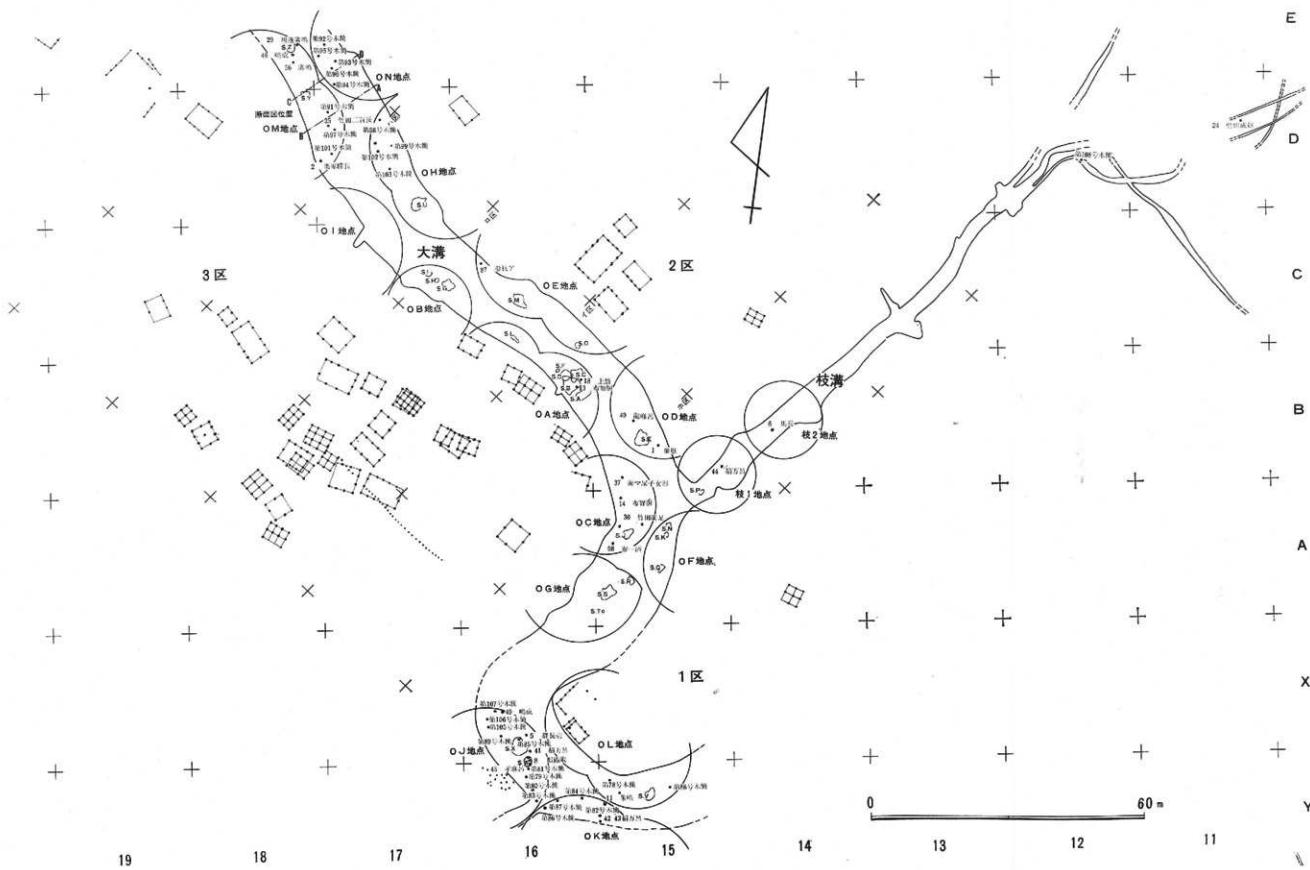
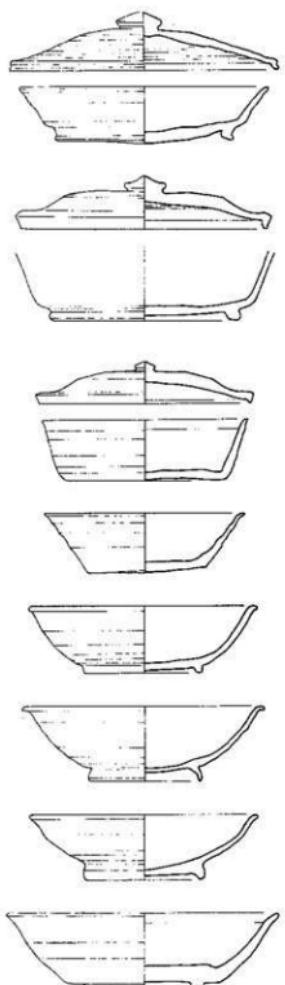


図2

律令時代全体图
（主要建物 地点別 主要遺物出土地点）



插図第3 出土上器編年観

ている可能性が考えられている。大溝内から七器の純粹型式を求めるには、数10ヶ所の貝塚内資料を分析することによって得ると思われるが、発掘物であり細片が多くいため検討が充分進んでいないのが実情である。したがって現段階では伊場遺跡以外の資料を参考にしながら机上操作によって純粹型式と思われるものを抽出せざるを得ないので、一応の試案として坏身を基準にA～Hまでのグループに分類してみた(插図第3)。

呼称して分類することとした。したがって墨書き土器は、須恵器・土師器・陶質土器に分類される。

須恵器は197点検出された。坏身が62.4%を占めるほか、蓋と盤がそれぞれ16.8%を占めている。その他4%の中には、煮5点、脚付盤1点、脚1点、器種不明1点が含まれている。墨書きされる部位は、坏では底部が過半数以上を占めているが、側面いわゆる体部に書かれたものもわずか含まれている。No. 103の坏は唯一内面と側面に墨書きされた例である。蓋33点のうち、約三分の二が内面に墨書きされている。盤では内面に書かれた例ではなく、側面と底部に限定されているが、盤にあっては側面も底部も基本的に裏面という意味で同じである。

土師器は58点検出された。全体の14.1%と小量であるが、陶質土器と伴出したと考えているのは僅か10点であるので、48点が須恵器と伴出したことになり、須恵器との割合は、19.6%となる。器種別にみると坏が圧倒的に多く86.2%を占めている。盤は8.6%を占める他、蓋・鉢・壺が各1点づつで5.6%である。土師器の場合も基本的に底部に墨書きするが、坏の内面に書かれた例が5点ほど認められている。

陶質土器は157点で全体の38.1%を占めている。陶質土器は、大溝の縦より數10個体がまとまって検出される場合が多く、その中にはかなりの比率で墨書きされたものが含まれているのがめだつ。「主」など一ヶ所から37点検出されたものもある。

第2節 墨書き土器の型式分類

伊場遺跡の律令時代遺物は、2～3の例外を除いて大半が大溝内から出土している。大溝は弥生時代以来の自然流が発達した河川で、大別して3本の流路が認められている。(①砂層を主体とする古墳時代の流路(Ⅳ層～Ⅴ層)。(②有機分を多く含んだ粘土層を主体とする奈良時代の流路(V層)。(③分解が進んでいる泥炭層からなる鎌倉時代の流路(Ⅵ層)の3本である。3本の流路をみると、それぞれは蛇行しながら古い流路を侵蝕して流れていることが知られている。つまり奈良時代の流れによって古墳時代の流路を侵蝕したため、古墳時代の遺物が奈良時代の遺物と混在をきたしている可能性がある。また同様に奈良時代の遺物と平安時代の遺物が混在し

A類 口径に比べ器高は低く、全般的に丸味を帯びている。底部もほとんどが丸底であり、体部と底部の境(底)は不明瞭である。高台は底の近くに付けられていて、底部が高台の下へ突出してしまうものも認められる。高台のつくりは丁寧で、略台形を呈し、外面を強く押しつけるので、外へ反りぎみになっている。

静岡県中部地方では、終末期の古墳にA類を多く認ることができるので、古墳の資料によっておおよそ組成を把握することができる。伊場遺跡の周辺地域ではまだ組成を知るのに足る資料はない。古窯跡資料として湖西市北早稻川4号窯(湖西市1978)より坏のセットが検出されている。

B類 天平7年、神龟4年と書かれた木簡が検出されていて、西暦730年頃を中心とする遺構も多いことから、伊場遺跡の盛行期に使用された土器と考えられる。したがって当然出土量も多いはずであるが、明瞭に抽出することは今のところできていない。No.13は貝塚Bの下層より検出したもので、第33号木簡を伴出させたので、口縁部を欠損しているが一応B類の基準資料とした。体部と底部の境を示す稜線が明瞭で、平底である。A類では逸身ともいわゆるノタ目が頭著に認められたが、B類にはほとんど認められていない。高台はまだ外反ぎみに付けられているが、断面は方形にちかくなっている。

C類 従来より湖西市早稻川第1号窯出土資料を一括してC類基準資料としてきた(湖西市1975)。伊場遺跡では第9次調査および第12次の1期調査(文献60)においてまとまった資料を検出することができた。総体的には小型化している点、平底で高台を付けないものが多い点、盤の類が多くなっている点などが指摘できる。また坏身の体部に反りを持たせないほか、高台は断面が方形となり後縫より遠くなっている。蓋は扁平で、端部もわずかに内面へ折り曲げにすぎないなどになっている。

D類 第9次調査および第12次の1期調査で得た資料と、早稻川第1号窯資料を比較検討してみると糸切底を多く含み逆載頭円錐形を呈する坏身と蓋が、早稻川古窯跡出土資料には認められなかったので、これを別にD類として扱うこととした。

E類 灰釉陶器の出現期をいつ頃に求めめてよいのか、あるいは須恵器との併出関係はどうなっているのかは、かならずしも明確にされていない。須恵器のC類もしくはD類との共存も考えられるが、あえて初期の灰釉陶器と考えられる資料をE類として扱った。浜名郡可美村城山遺跡出土資料(文献2・13)を標式とするもので、器面の内外に刷毛を用いて丁寧に施釉しているほか、胎土は白色で堅牢である。丸味をもった口縁端部はやや肉厚であり、ゆるやかに外反させている。高台は絶じて低く、断面は略方形にして内側を笠整形している。

F類 E類に比べ身は深くかつ胴部が張って、断面は丸味を帯びている。高台は高く、内側を指先で凹め外面に丸味をつけたい、わゆる「爪形高台」を呈している。釉の発色は悪く、刷毛塗りは認められない。胎土は灰色もしくは黄褐色を呈していて、粗砂の混入がめだつ、口縁端部を大きく外反させて、内側へ丸め込んだものがめだつ。

G類 F類と頭著な相違はないが、やや小型化し、胴部の丸味はなくなっているほか、口縁端部の外反も頭著ではない。高台は断面三角形にちかく、不整形なものがめだつ。釉は潰け塗りである。

H類 いわゆる山茶碗・山杯と称されるものを指す。胎土は灰白色で粗い。全体的につくりは粗雑で、シャープさがない。高台は形ばかりにひしゃげていて、多くの場合粗痕が認められる。

第3節 出土土器の編年観

A～Hに分類した土器の年代観は、今後予定されている土器に関する報告書において示されるものであって、今次報告書では、他の上器の整理が済んでいないので明確にできないのが実情である。しかしそれでは報告にならないので、現時点での考え方を示して、後考に待ちたいと思う。

古墳時代より続く伝統的な蓋坏は大化革新前後を境にして、蓋と身が逆転した形態をとり、蓋には擬宝珠形のつまみがつくと言われている。擬宝珠形つまみ付蓋は以後9世紀代までの須恵器にみられるが、7世紀代坏蓋はつまみの形態によって4種類に分けることができる。**a**口径は10cm前後と小型で、乳頭状を呈するもの、**b**と同形同大であるが、つまみの頂部が凹

むもの、④b類と同形態を呈するが、口徑が15cmほどに大型化したもの、以上4種類である。⑤類は難波長柄鏡
崎宮造営前の整地層より出土した土器群と同型式であって、一応7世紀中葉に比定されている。⑥類と⑦類は明確
に型式差として把えることはできず、むしろ形態差と考えられる。伊場遺跡ではA15区からホ区に至る大溝東岸に
おいて、奈良時代層の直下で確認された青色で緻密な粘土層より、第3号木簡および第9号木簡と併出している。両木簡はいずれも大宝令施行前の下支年号を持つものであり、その出土層位は青色で緻密な粘土層で奈良時代層と古
墳時代層に挟まれた混り気の無い単純層である。したがって、⑥⑦類は7世紀後半に比定できるものである。⑧
類は伊場遺跡では顯著ではなく、⑨類とA類との過渡期における短時間に用いられた型式であると考えられる。
A類は⑨類の茎のカエリが消失し、⑨類の坏身に高台が付いた形態に近いことから、型式論的にも⑨類に統く型式で
あるとみて差し支えないとであろう。しかしあ⑨類には既に高台付の坏身が出現していることからA類と⑨類とが
共存していた可能性も考えられる。事實大溝内奈良時代層の最下層から出土する土器群がA類であって、同層内か
らは下支年号をもつ木簡も出土している。こうした点からA類の上限は7世紀代に求めることも不可能ではない。
しかし⑨類とA類とは使用年代において重複することは考えられても、異型式の土器であるので、A類は一応
8世紀前葉の土器群とみることが妥当であろう。

B類は前述したように天平年間の木簡と併うものが検出されていることから、8世紀中葉頃に比定できる。

C類の多くはOJ地点より検出されたもので、神亀四年の年記をもつ第85号木簡を併出している。この点を重視
すると、C類は西暦725年前後に比定されることになるが、それは誤りであろう。OJ地点は流路の攻撃斜面にあ
たっていることから、古い包含層を侵蝕したために古い木簡が混入したことが考えられるし、また第85号木簡は墨
が消え、文字が浮き上がりていることから、かなりの期間風雨に晒されたことも考慮すべきで、後世に混入したも
のとみて差し支えないとであろう。したがってC類七器の年代は木簡によって決めることは不可能であって、B
類の次に編年される型式であるので8世紀後半に比定される。

D類はOJ地点においてC類に併出して検出される例が多かった。しかし前述のようにC類の組成を示す資料で
ある湖西市早稲田古窯跡例にはD類が含まれていないことから、D類を独立した型式であるとみるとできそう
である。またE類は、伊場遺跡において組成を充分に把握することはできないが、隣接する城山遺跡では同一包含
層にC類・D類と共に含まれていることが確認されている(可美村1978)。したがってC類・D類・E類はかなり近似
した年代層が与えられるものと考えられる。ちなみにD類に分類した墨書上器No.22は底部破片であるが、No.344
と同形態を呈するもので、底部に糸切痕を残し、竹田成継^カと読める。竹田成継と読めるNo.24の盤はNo.221や
No.354などと同形態を呈するのでC類である。これら盤は全て笠整形しているが、糸切後笠整形したものも含ま
れている。このように墨書きを手振りにしてみてもC類とD類は使用年代が重なった時期があると認められる。
No.344などは口縁部を外反させている点からして、明らかに新しい要素と認められるし、笠削り出し高台の坏や、
瓶口と併出するなどC類よりも新しい要素が指摘できるので、C類と使用時期が重なりながら8世紀末頃より9世
紀前葉に使用された土器と考えるのが妥当と思われる。

E類は城山遺跡において富寿神室と併出したとされている。そこで城山遺跡第2次調査結果を再検討してみると、主としてⅢ層からG類が、Ⅳ層からはC・D・E・F類がそれぞれ出土していることが知られた。同調査区は
西学院大学による発掘区に重複して設定されているが、それによると、西学院大学の調査はおおむね第Ⅲ層以下ま
では掘り進んでいないようである。この所見が正しいとするならば、富寿神室はかならずしもE類に併出したこと
にはならない訳であり、むしろ須恵器C類ないしはD類と併出した可能性が強いと言える。しかしD類を多量に検
出したOJ地点では、明確なE類の出土を確認することができなかったので、一応D類に統く型式として扱い、年
代層を9世紀中葉頃と考える。

延長二年の年記をもつ第77号木簡に併出したとされている上器がG類である。これは植崎氏の折戸53号窯式にあ
たるものでG類を木簡の年代(西暦924年)に合わせると、植崎編年とは一世紀以上の齟齬をきたしてしまうものであ
る。木簡という性格上、伝世しやすいものであり、直接G類土器群と共に大溝へ投棄されたものであっても、他所

から流れついたものかもしれない。しかしOF地点には駄(捕魚施設)や貝塚が多くあって、G類土器を使用した頃には、かなりの繁榮があったことが知られるので、第77号木簡もOF地点の近くで使用されたものと考えたい。したがってF類を9世紀後半から10世紀前半頃に、G類を10世紀中葉頃に比定しておく。

H類は明確な時期をつかむことはできない。宗鏡、宗吉磁と伴出することから、おおむね13世紀頃と思われる。

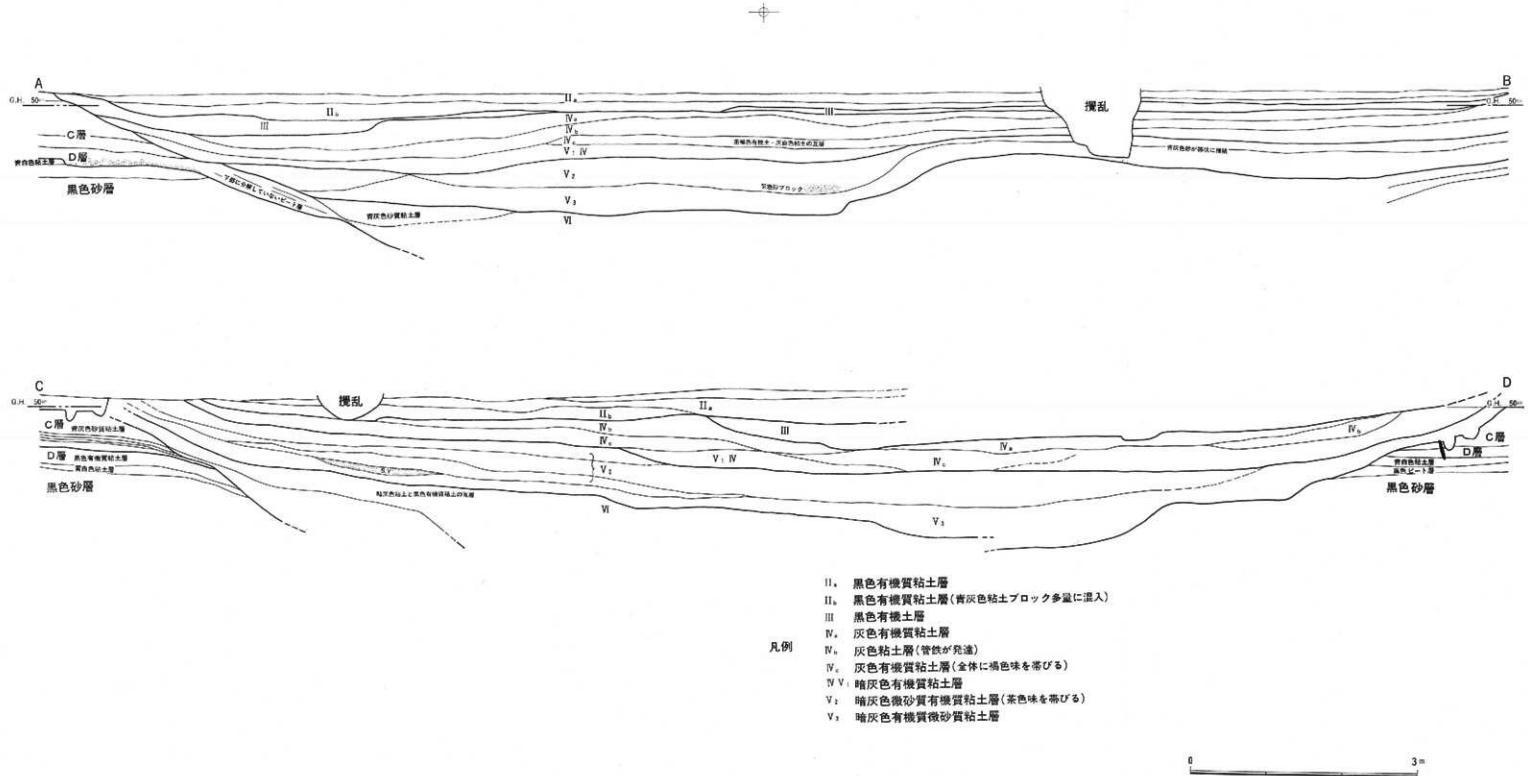
第3章 墨書き土器の出土状況

第1節 出土層位

412点の資料のうち、403点が大溝内より検出されている。大溝外では、弥生時代環濠の北側に認められた溝状遺構群からNo.24が検出されたほか、E20区付近の掘立柱建物群に沿って、No.285等7点が検出された。他の1点は明治4年に堀留運河を掘削した際に、大溝を横断したために掘り上げられた土砂内より検出されたものであって出土層位は不明であるが、一応大溝内の資料と考えられるものである。したがって都合404点が大溝内より出土したことになる。

大溝外では、A層～D層まで区分されていて、A層が表土層、B層が古墳時代以降の遺物包含層、C層が無遺物層である。遺物の多くは表土層を除去する過程で検出されたものである。直接遺構に伴出したものはないが、E20区で検出されたNo.286と大溝内OM地点で検出されたNo.287等は、同型式同筆跡であり大溝外の掘立柱建物群と大溝とが有機的に関連していることを示唆するものと思われる。同様なことはNo.24とNo.23等でも言えることかもしれない。

大溝は大別して3つの流路に分けられる。第1は古墳時代の流路で、粗砂を主体とし、粘土や流木を挟み込んでいる。最下層から古式の須恵器が検出されたことから、大約5世紀後半より7世紀前半までの流路とみることができる。奈良時代の流路によって侵蝕されているため、大溝のそれぞれ片側づつに認められるにすぎないが、幅約20m、深さ約2.5mのかなり早い流れの川であったことが知られる。第2は奈良時代の流路である。有機分の多い粘土層であって、部分的に砂層を挟み込んでいるが、古墳時代流路とは岐別することができる。第3は鎌倉時代の流路である。黒変した末分解の有機物で構成されていて、奈良時代流路の全面を覆うように、浅く幅広く流れている個所と、奈良時代流路の一方に偏して、狭く深く流れている個所とが認められている。以上3本の流路のほか、平安時代の流路があるが、有機物を多く含んだ粘土層であって、奈良時代の流路とは明確に区分にくかった。おおむね奈良時代流路と重複しているが、鎌倉時代流路に沿う傾向が認められた(文献51地図第39)。したがって調査の過程で鎌倉時代遺物包含層をII・III層、平安時代遺物包含層をIV層、奈良時代遺物包含層をV層、古墳時代遺物包含層をVI～VII層と呼称することにし、それぞれをさらに3区分している。墨書き土器はII層より9点、III層より9点、IV層より190点、V層より182点、その他6点が検出されているが、前述のように大溝は常に古い流路を侵蝕しながら蛇行しているので、古い遺物が新しい層に混り込んでいる可能性があって、層位の年代観がそのまま土器の年代観と一致しているとは限らない。また文献60で示したように、V層内に平安時代遺物を包含することが第11次調査で明確にされている。押岡第4は第11次発掘区における大溝断面図である。①大溝が狭くなっている、古墳時代流路が明確にされていない。②大溝の両岸に古墳時代以前の堆積層が認められ、大溝の中央部に向けて傾斜している。③大溝内堆積層は統合的で改修を示すような断面ではない。以上3点が指摘できる。④は奈良時代大溝が古墳時代大溝の真上を流れていることを示すものであり、第1章第2節立地の項で述べたように、北からの水の流れが第2砂堤の低い個所を集中的に流れた(横断した)結果、基盤を深く抉ったことを示していると考えられる。⑤は大溝が自然地形の低い個所を流れていることを示すもので、蛇行している点と合わせて、自然の河川である証拠の一とと言えよう。⑥は大溝内の改修を否定する要素であるが、文献50等で示したように、一方で大溝内を改修したと思われる断面も認められている。しかしながら、大溝南端を調査した第9次調査でも大溝の改修を認め



拵図第4 大溝断面実測図 (D17区)

3m

ることはできなかった。第6・7次までの調査で改修を認めてきた理由は、平安時代流路の最下面に推積する泥炭層（IVc層）が、溝の両岸もしくは溝の一方に偏よって認められていて、いかにも掘削したためにIVc層が切られたかのような断面を見せていたためである。奈良時代層の上部（V₁層）に平安時代遺物が混入するのも、改修が行なわれたためと考えてきた。ところが調査を継続していくと、改修を示すような断面が得られなかつばかりか、改修がおよんではないはずの、IVc層が切れていない個所であっても、V₁層内に平安時代遺物が混在することが確認された。改修が行なわれたためにIVc層が切れたものではなく、葺の類を土体とするIVc層は、水の流れの多い部分には生育しなかつたために、溝の岸だけIVc層が発達したと察せられ、改修があったためにV₁層に平安時代遺物が混在するものではないと結論づけられた。奈良時代層と規定したV₁層の年代幅は、8世紀後半から10世紀中頃までの長期に亘る年代幅を与えることになった。このことは從来の遺物の年代層にも重大な影響を与えることにならう。文献50および文献59で示した奈良時代遺物包含層の上層ないしはV₁層とした遺物、たとえば木簡第39号（急々如律令）、木簡第40号（五百間布二丈八寸）、鞍馬などの年代層は、奈良時代と特定できなくなつた訳であり、年代幅を平安時代まで拡大する必要がある。

以上によって、墨書き土器を出土層位別に見直すと、II層9点、III層9点、IV層167点、IV～V層170点、V層40点、その他6点となる。

第2節 地点別・年代別・器種別出土状況

大溝には小貝塚が多数存在したが、これは貝や骨など食糧残滓の投棄が無秩序に行われたものではなく、周辺の建物群と密接な関係があつたことを示している。そこで貝塚の分布と周辺の杭列とのかねあいから、A～Nのグループにまとめ、これに大溝のOを冠してOA地点ON地点などと称して挿図第2のような地点別とした。地点別および第2章で示した年代層にもとづいて墨書き土器の出土状況を分類したのが表1である。それによると、OA地点、OF地点、OJ地点、OM地点に出土頻度の高さが指摘できる。奈良時代に限ると、この外にOH地点にまとまりをみることができる。木簡の出土状況と墨書き土器の出土状況とが一致しているが、OG地点では木簡18点にたいして墨書き土器1点と極端な差のある地点もあった。

前述のように、墨書き土器を器種別にみると、环の類が過半数を占め、ついで盤の類、それに若干の壺、脚環盤などが認められている。これを地点別毎に、年代層に沿って分類を試みたのが表2である。なお須坏とは須恵器坏の略であり、須坏とは須恵器坏蓋の略である。同様に、土坏とは土師器坏の略である。その他には器種不明のものも含めた。

表1 出土地点別墨書き土器分類表

年代層	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
OA	3	3	11	8	1	2	10	2	5	45
OB			1	8		6				15
OC	3		7							10
OD	4	1	3	4	1	2				15
OE				4		7	7		1	19
OF	2	1	4	1	1	1	26	1	4	41
OG	1									1
OII	1		7	8		3	5		1	26
OI		1	3	3			3	1	2	12
OJ	5	1	80	6		2	52		3	150
OK		1	9	1			1	1		13
OL	2		3				1			5
OM	1	1	9	6	1	14		2		33
ON		1		1			3	1		7
枝1			2				5	1		7
枝2	1	1					1			3
その他			2		1	4		2	9	
計	23	10	142	49	4	25	130	7	22	412

表2-1 器種別埋蔵土器分類表

年代範 器種		A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏		2	2	4	5					13	
須・蓋											
須・盤											
須・その他				2					1	3	
土・坏		1	3	2					3	9	
土・盤			1	1						2	
土・その他		1		1						2	
陶・坏					1		10	2	1	14	
陶・盤						2				2	
計		3	3	11	8	1	2	10	2	5	45

OA地点

表2-2

年代範 器種		A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏				1	6						7
須・蓋											0
須・盤											0
須・その他											0
土・坏				2			3				5
土・盤											0
土・その他											0
陶・坏							2				2
陶・盤								1			1
計		0	0	1	8	0	6	0	0	0	15

OB地点

表2-3

OC地点

表2-4

OD地点

年代範 器種		A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏		2		4						6	
須・蓋				1						1	
須・盤				1						1	
須・その他										0	
土・坏			1							1	
土・盤		1								1	
土・その他										0	
陶・坏										0	
陶・盤										0	
計		3	0	7	0	0	0	0	0	0	10

年代範 器種		A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏		4	1	3	3						11
須・蓋											0
須・盤											0
須・その他											0
土・坏				1		2					3
土・盤											0
土・その他											0
陶・坏						1					1
陶・盤											0
計		4	1	3	4	1	2	0	0	0	15

表2-5

OE地点

年代範 囲種	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏										0
須・蓋										0
須・盤			2							2
須・その他			1							1
土・坏				1				1	2	
土・盤			1						1	
土・その他										0
陶・坏				6	6					12
陶・盤					1					1
計	0	0	0	4	0	7	7	0	1	19

表2-6

OF地点

年代範 囲種	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	2	1	1	1					1	6
須・蓋				1					1	1
須・盤										1
須・その他									1	1
土・坏		2				1			1	4
土・盤									0	0
土・その他										0
陶・坏					1		26	1		28
陶・盤										0
計	2	1	4	1	1	1	26	1	4	41

表2-7

OG地点

年代範 囲種	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏										0
須・蓋	1									1
須・盤										0
須・その他										0
土・坏										0
土・盤										0
土・その他										0
陶・坏										0
陶・盤										0
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

表2-8

OH地点

年代範 囲種	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	1			1	1					3
須・蓋			1							1
須・盤			3	3						6
須・その他			1							1
土・坏		1	4			2			1	8
土・盤										0
土・その他										0
陶・坏						1	5			6
陶・盤								1		1
計	1	0	7	8	0	3	5	1	1	26

表2-9

O I 地点

年代観 器種\	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏		1		2						3
須・蓋			1							1
須・盤				1						1
須・その他										0
土・坏			2					2	4	
土・盤									0	
土・その他							3		0	
陶・坏							3		3	
陶・盤									0	
計	0	1	3	3	0	0	3	0	2	12

表2-10

O J 地点

年代観 器種\	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	2	1	45	3						52
須・蓋	3		18							21
須・盤			14							14
須・その他			2							2
土・坏			1	2			1			2
土・盤										0
土・その他					1					1
陶・坏							1	52	1	54
陶・盤										0
計	5	1	81	6	0	2	52	1	3	150

表2-11

O K 地点

年代観 器種\	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏			4	1				1	6	
須・蓋		1	2						3	
須・盤			3						3	
須・その他									0	
土・坏									0	
土・盤									0	
土・その他							1		0	
陶・坏								1	1	
陶・盤									0	
計	0	1	9	1	0	0	0	1	1	13

表2-12

O L 地点

年代観 器種\	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	2		2							4
須・蓋			1							1
須・盤										0
須・その他										0
土・坏										0
土・盤										0
土・その他										0
陶・坏										0
陶・盤										0
計	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5

表2-13

		OM地点									
年代観 器種		A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	1		5	2					1	9	
須・蓋			1							1	
須・盤			1	1						2	
須・その他										0	
土・坏		1	2	3					1	7	
土・盤										0	
土・その他										0	
陶・坏						1	14			15	
陶・盤										0	
計		1	1	9	6	0	1	14	0	2	34

表2-14

		ON地点									
年代観 器種		A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏							1				1
須・蓋											0
須・盤											0
須・その他											0
土・坏										1	1
土・盤											0
土・その他											0
陶・坏											0
陶・盤							1	3	1		5
計		0	0	1	0	1	0	3	1	1	7

表2-15

		枝1地点									
年代観 器種		A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏				1							1
須・蓋				1							1
須・盤											0
須・その他											0
土・坏											0
土・盤											0
土・その他											0
陶・坏							5		5		
陶・盤											0
計		0	0	2	0	0	0	5	0	0	7

表2-16

		枝2地点									
年代観 器種		A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏											0
須・蓋						1					1
須・盤											0
須・その他											0
土・坏											0
土・盤					1						1
土・その他											0
陶・坏									1		1
陶・盤											0
計		1	1	0	0	0	0	1	0	0	3

表2-17

その他の地点

年代観 器種	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏			1						1	
須・莖								0		
須・盤			1					2	3	
須・その他								0		
土・坏								0		
土・盤								0		
土・その他								0		
陶・坏						1	4		5	
陶・盤								0		
計	0	0	2	0	0	1	4	0	2	9

表2-18

総合

年代観 器種	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	16	6	74	24					3	123
須・莖	4	2	26						1	33
須・盤			24	7					2	33
須・その他			5	1					2	8
土・坏	2	12	14		10				12	50
土・盤	2		1	2						5
土・その他	1		1	1						3
陶・坏					3	12	126	5	1	147
陶・盤					1	3	4	2		10
計	23	10	143	49	4	25	130	7	21	412

第4章 墨書の内容

文字を記した土器は、墨書408例、朱書3例、箋書1例、計412例を算える。本書では全ての証文を表3に示したが、全ての文字が判読できたわけではない。発掘直後ではかなり鮮明に墨痕を認め得たものであっても、出土後長時間経た現在は、肉眼では判読不可能になってしまったものも多い。そこで全資料を赤外線テレビカメラを用いて複数回観察した。そしてそのうち数点を写真に取めて図版として登載した。文字の内容は、奈良時代に比定されるものには、2~3字を連ねたものが比較的多く、おおむね書かれた内容が判読されるが、平安時代に比定されるもの多くは、1字しか書いておらず、内容を把握することはできない。土器はおおむね使用された場所の近くに捨てられるので、遺跡の性格を考えるうえに有力になると思われる所以、それについて若干検討してみたい。

A 遺跡の性格を示すもの

伊勢遺跡に関しては①遠江国敷智郡御跡②柴原駅家跡③津守跡④竹田郷に関する施設跡等々の諸説がある。それぞれ何らかの根拠はあるが、いまだいずれかには確定されていない。墨書土器それ自体も、遺跡の性格を明確に示すようなものはないが、傍証資料となるものは比較的多く認められている。

①敷智郡御跡を支持する資料として、No. 8の「郡鑿取」があげられる。いわゆる郡權任を記したものと考えられる。須恵器坏蓋の内面に墨書されたもので、口径17.3cm、つまみを欠損するが器高3cmを計る。OJ地点において奈良時代層の上位より検出された。口径が大きい点、錐部の折り返しが丁寧につくられている点などから、型式的には古い様相を呈しているのでA類に比定した。8世紀前半代ということになるが筆致は新しそうであるとの見解を鬼頭清明氏よりいただいた。伴出した土器の大半はC類もしくはD類に比定されるものであり、No. 8は古く比定しすぎたくらいもある。しかし第85号木簡がOJ地点より検出されていることでもあり、A類に比定したことにはさして不当とは言えない。その他No. 7の十師器坏の内面と底部に「郡」と記された例がある。一応D類に分類

したが、年代題は確ではない。おおむね8世紀後半代から9世紀前半代の年代幅に収まるとみて大過ない。実用の坪ならば内面まで墨書きするのは解せない。祭祀用とするならば、この資料をもって直ちに郡衙説を支持する史料とするわけにはいかない。

⑨栗原駅家跡の存在を推定する傍証資料としては、数例の駅制関係木簡が挙げられるが、もともと文書として移動しやすい性格をもつ木簡だけでは心もとない。これに対して使用場所の近くに破棄されるのが普通である土器に「栗原驛長」と記されているのは、伊場遺跡の近くを栗原駅に比定する所説にとっては、もっとも有力な史料と言えよう。No. 1は「栗原」と記されている。高台よりも下へ、丸底ぎみの底部が出てしまう典型的なA類の环身であって、8世紀初頭頃に比定できる。No. 2はOM地点で検出された。墨は薄く、発掘直後でも「栗原・長」とわずかに読めたにすぎなかったが、赤外線テレビカメラを通してみると(国版第12)、明確に「栗原驛長」と読めることがわかった。高台が底部の中央近くになっていて、高台断面も方形になっていることから、奈良時代後半代に比定できる。No. 3は「[駢]長」と記されているが、国版第12をみると「原驛長」と読んで間違いなさそうである。No. 5は「驛長巻」と読める。No. 3およびNo. 5ともOJ地点からの出土で、ともに奈良時代の後半頃に比定できる。ただNo. 5は形態上やや新しそうであり、D類とみるべきかもしれない。No. 6の环蓋内面には「馬長」と記されている。馬長とは、伝馬長のことかそれとも駅長のことか、また馬年の男の意(人名)か定かではない。以上6点の上器は、8世紀初頭から後半にかけてのものであり、伊場遺跡の盛行期に一致しているが、郡衙とするには建物群が整然としていない点など、栗原駅家に比定するのに有力な根拠となろう。

⑩No. 272は「津」と書れた唯一の例である。G類に比定される陶質土器の胸部に墨書きされたもので、OJ地点において「得」と墨書きされた土器群に混じて検出された。年代的に伊場遺跡の盛行期をかなり過ぎており、祭祀の一環として投棄された可能性のある資料であるから、これだけで津守の跡とは決められない。

⑪赤外線テレビカメラによる観察の結果、第46号木簡が竹田廣麻呂と読めるようになり、竹田に関する木簡は総数5点となった。墨書き土器にもNo. 8・No. 10が竹田郷と読めるほか、人名の中にも7例ほど竹田がみえ、竹田が出てくる頻度は多いと言える。郷名を記した例はNo. 11の象島だけであるが、象島郷とは書いていない。その点からしても、伊場遺跡を竹田郷に比定される根拠が強いと思われる。先にあげた栗原駅家に関する史料も多く、栗原駅長と書かれた上器も、竹田郷と書かれた土器もC類に比定されるものであって、上器でみるとかぎり竹田郷も栗原駅家も同一時期に、同一個所に存在したとみることができる。『刑名抄』の古写本の中で、特に古いとされる高山寺本には駅家郷が記載されていない。これは、駅家がどこかの郷に並置されているためとも受取れる。とすれば竹田郷の中に駅家が設置されていたとみることもできよう。

B 追査の性格を示すもの

No. 13・No. 14に「布知厨」「布智厨」と書かれているほか、No. 15に「厨」、No. 16に「下厨南」と書かれていて、OJ地点を中心とする建物群の一角が厨であった可能性を示唆するものと思われる。布知および布智は、滝江団敷智郡の敷智の音をしたものであろう。藤枝市御子ヶ谷遺跡出土の「志太厨」が、志太郡の郡衙厨の意と解せられる点を援用すれば、これらも敷智郡衙に付属する厨と解する見方が可能である。

その他、No. 18「上館」、No. 19「田居」、No. 20「村丘本寺」、No. 21「河良堂」、No. 27「寺・寺」、No. 274「寺・寺」などの例は、伊場遺跡の追査の性格を示すものかもしれない。

C 人名に関するもの

人名もしくは人名と考えられるものは、No. 22～No. 76・No. 86～No. 90と非常に多い。木簡では郷名+姓+名という一つの書式が認められるが、墨書き土器では、郷名+姓+名・郷名+名・姓+名・姓のみ、名のみと多彩である。No. 38とNo. 39は象ヶ島岩倭マ人足と唯一オーソドックスに書かれた例である。次いで郷名である竹田を冠した例が8例と多いが、竹田郷とは書かれてない。姓を明記したものは、上記の他、川辺宗宣マ子物・海マ屋子女の2

例が認められるほか、姓だけを書いた例では参長マ、三使が認られる。その他は名のみを書いた例である。

人名の中で、同一人名を書いたと思われる例が数例認められる。竹田成継は3例検出されていて、2例がOJ地点より、1例が2区北辺におけるD11b区より検出されている。柳万昌は4例検出されていて、1例が枝満1メートルより、他がOJ・OK地点より検出されている。鷹成および廣徳はOJ地点とOM地点で検出されている。これらは全て奈良時代後半代ないしは平安時代の初め頃に比定されるものであるが、極論を言えば、同一人名を書いたものが、遺跡の北端と南端で検出されていると言える。このことが何を意味するのか定かではないが、伊場遺跡の全域で広く活動していた人の名であることは間違いないさうである。

D 吉祥句か呪語とみられるもの

平安時代に比定される土器に墨書きされたものは、ほとんどが一字書きであって、意味を読み取るのが非常に難かしい。No. 302～No. 339はOJ地点から一部OK地点にかけての、かなり限られた範囲から検出されたもので、同種の七器約70個の中に「主」と書かれたものが混じていた。同様に、枝1地点からOF地点にかけての地域から、「得」と墨書きされたものが他の多くの土器と併せて検出されている。これら2グループの特徴は、墨書きの有無にかかわらず、大半の土器に使用痕がない点と、灯明皿として使用されたものが含まれている点である。

墨書き部位を検討してみるとNo. 7・No. 102・No. 109・No. 112・No. 115では、壺の内面にも墨書きしている。器である以上その内面に墨書きしたら、器としての機能を無視したことになる。具体的な使われ方は理解できないが、通常の器としての使い方は考えにくいであろう。

以上のように、出土状態や墨書き部位をみた限りでは、平安時代に比定される墨書き土器の多くは、広義での祭祀に使用された土器の一部であった可能性が強いと思われる。そしてその中には、賀・富・良・得・足・主・大・太・吉・和・甲・平・仁・慈・秀・満福といった吉祥句と言える文字が含まれていたり、甥・林・珍・九・印のような呪語として書かれたと思われるものが認められる。これらは大溝の周辺で、広汎な祭祀が行なわれたことを、示唆している。それは、奈良時代遺物の中に相当量の祭祀遺物が含まれていたことにもつながりそうである。柳田國男氏が、「イバ」は「斎場」であるといわれたことがあるが、今日に残る伊場の名に、その伝統が生きつづけているとみるのは、うがち過ぎであろうか。

E その他性格不明なもの

No. 92「漬口」No. 98「布一酒」・No. 99「布×」・No. 100「布一」・No. 107「大正版」・No. 275「志器合」など、意味のとれないものが数例認められる。No. 92は「漬郷」もしくは「漬綿」と読みそだが、漬郷と読めれば漬津郷の略であろうか。竹郷・象郷という略し方は例がないので、漬津郷の略とも思えない。品物を書いた例は布と酒であるが、布は布智筋にみられる布と同様な意味かもしれない。

伊場遺跡出土墨書き器一覧表

凡　例

- 番号は、別冊図版、図版とも同一個体には同一番号を付した。
- 仮文のうち、欠損部分がある。その上位もしくは下位に文字が続く可能性があるものには×を付けた。
- 文字が欠失しているが、字の間隔からして文字に入る可能性があるものには・を付けた。
- 墨痕があっても判読できないものは□とし、推定できる文字には○を付して示した。
- 墨書き部位の須は須恵器・土は土質器・陶は陶質土器の略である。底は外底を指し、内は内底を指す。内部の側面に書かれているのはNo. 37のみである。側とは外側（体部）を指す。
- 取上番号のうち、最初の番号は発掘次数を指し、ついで遺物番号である。
- 出土層位を記したが、年代観とかならずしも一致していない。また調査年次によって層の表記法に若干の相違点があるが、取上時点のままに明記されている。

表3 墨書き器一覧表

別冊図版・ 遺物番号	地點別	假 文	墨書き部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備考
1-1	OD	栗 原	須坏底	A	4-727	ホ6-V ₁	図版第12-1
1-2	OM	栗 安 駒 長	須坏底	C	11-297	D17h-IVc1	図版第12-2
1-3	OJ	× 旗 長	須坏底	C	9-306	Y16f-SW	図版第12-3
1-4	OJ	栗 旗 長	須坏底	C	9-238	X16g-V ₁	
1-5	OJ	旗 長 老	須坏底	C	9-330	X16d-V ₂	図版第12-4
1-6	岐2	馬 長	須蓋内	B	7-1998	枝II-V ₁	
1-7	OA	那 那	土坏底	D	4-580	イ5-6	
1-8	OJ	那 田 取	須蓋内	A	9-174-2	Y16f-V ₁ , SW	
2-9	OD	竹 田 竹 □	須坏底 同	C	4-947	イ4E-V ₂ N	
2-10	OA	竹 田 頸	須坏底	C	4-903	イ4-V ₁	図版第12-10
2-11	OL	象 頸	須坏底	C	9-50	Y15i-V ₁	図版第12-11
2-12	OA	象 頸	須坏底	C	4-592	ロ4W-V ₁	
2-13	OA	布 知 頸	須坏底	B	3-801	B16-SB下	
2-14	OC	布 背 頸	須蓋底	C	4-760	A15i-V ₂	図版第12-14
2-15	OA	屏	土坏底	A	4-288	イ6-V	
2-16	OI	下 屏 南	須坏底	B	6-3094	ハ5E-IV	
3-17	OC	上 南	須坏底	C	4-642	A15i-IV	
3-18	OA	川 屏	土坏底	B	3-738	B16c-C VI	
3-19	OH	□	須坏底 同 便	D	6-3031	ハ2E-SU	
3-20	OF	篠丘木寺	須蓋底	C	6-710	A15d-V	
21	OA	河 美 堂	須坏底	C	4-740	イ5-V	
3-22	OJ	竹 田 成 駒	須坏底	D	9-240-153	X16g-V ₁ X16d-V ₁	図版第12-21
3-23	OJ	竹 田 成 駒	須蓋内	C	9-129-361	X16g-V	
3-24	2西北	竹 田 成 駒	須蓋底	C	7-2964	D11b-B	
3-25	OM	竹 田 二 百 長	須坏底	A	11-317	D17e-V ₁	版図第12-24
3-26	OJ	竹 田 清	須坏底	D	9-109	X16g-V	
3-27	OJ	竹 田 ×	須坏底	C	9-131	X16g-V	
4-28	OC	竹 □ 佐 □	土盖底	A	6-3706-1	A15i-S-V ₁	

別冊図版・ 遺物番号	地點別	款 文	墨書部位	年代	取上番号	出土地点・層位	備 考
4-29	OM	川邊廣嶋	上坏底	C	11-125	E18a-IVC	
4-30	OC	竹田廣足	須坏底	A	4-759	A15f-V ₂	
4-31	OC	川邊・寸×	須坏底	A	4-1083	A15i-SJ下	
4-32	OJ	川邊□×	須坏底	C	9-233	X16d-V, SW	
4-33	OJ	川邊×	須坏底	C	9-159	Y16f-V ₁	
369	OJ	川邊×	須坏底	C	9-110・111	X16g-V	図版第12-369
4-34	OJ	山邊足人	須坏底	C	9-179	X16d-V, SX	
4-35	OJ	×(邊)廣人	須蓋内	C	9-372	X16g-V ₁	
4-36	OJ	×邊廣人	須蓋内	C	9-161	Y16f-V ₁	
4-37	OC	海ノ尾人形	土坏内	C	4-905	木9-V ₂ N	
4-38	OJ	△(邊)若樓口人□	須坏底	C	12-100	X16h-s-V	
4-39	OJ	×(邊)若樓人足	須坏底	C	9-234・235	X16d-V, SW	
40	OD	能麻昌	須坏底	A	4-861	木4E-V ₂ N	図版第12-40
5-41	OJ	祐萬昌	須坏底	C	9-100	X16d-V ₁	
5-42	OK	祐刀昌	須蓋内	C	9-27	Y15h-V ₁	
5-43	OK	祐稀刀昌	須蓋内	C	9-177	Y15h-V	
5-44	校1	祐稀刀昌	須蓋内	C	4-1082	木2-V溝	
5-45	OJ	祐孝昌	須蓋内	C	9-175	Y15f-V, SW	
5-46	OM	祐範成	須坏底	C	11-124・130	E18a-IVC	図版第12-46
5-47	OJ	祐範成	須坏底	C	9-318	X16d-SX	
5-48	OJ	祐範×	須坏底	C	9-229-2	X16g-V ₁	
49	OJ	祐範	須坏底	C	12-54	X16h-IV	図版第13-49
5-50	OJ	里廣	須盤底	C	9-229-3	X16g-V ₁	
5-51	OL	里廣	須蓋内	C	9-52	X16a-V ₁	図版第13-51
52	OJ	里廣	須蓋内	C	12-12	X16e-II	
6-53	OM	里子廣	須坏底	C	11-114	E18a-IVC	
6-54	OK	里子廣	須盤底	C	9-80	Y15h-V ₂	
6-55	OJ	里廣	須坏底	C	9-253	Y16f-V ₁	
6-56	OM	里廣人(鶴)	須盤底	C	11-129・169	E18a-IVC	
6-57	OL	里廣人	須盤底	C	9-54	Y15i-V ₁	
58	OJ	里廣人	須坏底	C	12-59	X16h-IV	図版第13-58
6-59	OA	里人伴	須坏底	A	3-848	B16c-SC下	失書
6-60	OM	足石	土坏底	C	11-137	D17i-IVC	
6-61	OK	足人	須蓋内	C	9-81	Y15h-V ₂	図版第13-61
6-62	OD	足人	須坏底	C	4-800	木4-V ₂ S	
63	OJ	足長	須坏底	C	12-81	X16c-V ₁	
7-64	OJ	中寸吉木昌	須蓋内	C	12-71	X16h-N-IV	
7-65	OJ	中寸吉木昌	須蓋内	C	9-167	Y16f-V, SW	
7-66	3区北	中寸吉木昌	須蓋内	-	4-1767	施照土堤塗装	
7-67	OA	中寸吉木昌	土坏底	C	4-524	木4-V	
7-68	OA	中寸吉木昌	土坏底	C	4-550	木4-V	
7-69	OA	中寸吉木昌	須坏底	B	4-170	木6-V	
7-70	OJ	中寸吉木昌	須盤底	C	9-256	Y16f-V ₁	
71	OJ	中寸吉木昌	須坏底	C	9-236	X16d-V, SY	図版第13-71
389	OM	中寸吉木昌	須坏底	C	11-97	E18a-IVふら	図版第14-389
7-72	OJ	中寸吉木昌	須坏底	A	9-308	Y16f-SW	
7-73	OH	中寸吉木昌	須坏底	D	11-362	D17e-IVC ₂	

別冊図版・ 遺物番号	地点別	狀 文	墨書部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備 考
7-74	OJ	宗	須蓋内	C	9-182	X16d-V ₁ S Y	
8-75	OJ	長	須蓋内	C	9-180	X16d-V ₁ S X	
76	OJ	長	須坏底	A	9-227-2	X16g-V ₁	
8-77	OL	川	須坏底	A	9-93	Y16f-V	
8-78	OL	川	須坏底	A	9-51	Y15i-V ₁	
8-79	OJ	川	須蓋外	C	9-254	Y16f-V ₁	右の異体字か
8-80	OJ	川	須蓋外	C	9-239	X16g-V ₁	"
8-81	OJ	川	須坏底	C	9-291	X16g-V ₁ S X	"
8-82	OJ	九	須坏底	C	12-69	X16h N-IV	"
8-83	OJ	川	須蓋底	C	9-360	X16g-V ₁	"
8-84	OJ	川	土坏底	-	9-374	X16g-V ₁	"
8-85	OJ	川	須蓋底	C	9-237	X16d-V ₁	"
8-86	OH	正	須蓋底	C	6-3005	ハ2W-IV	
8-87	OB	参	須坏底	D	4-317	ロ6-V	
8-88	OJ	三	須坏底	C	9-286	X16d-V ₁ S X	
9-89	OJ	田	須蓋外	C	9-164	Y16f-V ₁	
9-90	OJ	田	須蓋外	C	9-150	Y16f-V ₁	
9-91	OC	演	須坏底	C	4-757	A15i-V ₂	
9-92	OC	演	須坏底	C	4-750	A15i-V	
9-93	OG	小	須蓋内	A	6-883	A15g-S S	鄉もしくは綿の災 体字か
9-94	OI	真	須坏底	D	11-293	D17e-IV c ₂	
9-95	OJ	真	須坏底	C	9-331	X16d-V ₁ S W	
96A	OM	真	須坏底	-	11-87	E18a-Nor V	
9-96B	OM	昌	須坏底	D	11-104	E18a IV C	
9-97	OJ	昌	須坏底	C	9-178	Y16f-V ₁ S W	
10-98	OC	布	須坏底	C	4-758	A15h-V	
10-99	OJ	布	須坏底	C	12-107	X16h S-IV	
10-100	OJ	布	須坏底	C	9-154	Y16f-V ₁	
10-101	OJ	芳	須蓋外	C	9-317+321	X16d-S X	
10-102	OJ	秆	須蓋内	C	9-176	Y16f-V ₁ S W	
10-103	ON	秆	須坏内	C	11-139	E17g-IV c	
11-104	OI	上	須蓋外	C	6-2980	ハ8E-IV	
11-105	OD	上	須坏底	C	4-666	ホ6-V	
11-106	OJ	大	須坏底	B	9-307+320	Y16f-V ₁ S W	
11-107	OF	大	須坏底	A	6-855	A15a-V ₂ W	
11-108	OH	十	須坏底	A	11-58	D17a-V	
11-109	OB	十	土坏底	D	4-336	ロ6-IV b	
11-110	OH	十	土坏底	C	6-3047	ハ4E-IV ₁	図版第13-110
11-111	OA	十	土坏底	G	4-525	イ5-II b	
11-112	OB	十	土坏底	F	4-335	ロ6-IV	
11-113	OH	十	土坏底	D	6-2943	ハ4E-IV b	
11-114	OA	+	土坏底	E	4-29	イ6-IV	

表3

別物文版・ 遺物番号	地點別	形 式	文	墨者部位	年代期	坂上番号	出土地点・部位	備 考
12-115	O II	十	十	上坏底	F	6-3028	八2E-SU	
		十	十	同 壁 内				
12-116	OM	十	十	須 坏 底	C	11-71	D17 i -IV	
117	O I	十	X	胸 坏 底	G	6-3561	八5E-IV	
12-118	OA	八		須 坏 底	A	4-56	八4E-IV, S	
12-119	OD	七		須 坏 底	A	4-871	X16d-V, S	
12-120	OJ	七		須 壁 底	C	9-329	X16d-V, S X	
12-121	OJ	七		胸 坏 底	G	9-135	Y16f-IV	
12-122	OH	七	右	胸 坏 底 侧	G	6-2926	八4E-IV	
12-123	OA	万		胸 坏 底 同	G	3-769-2	B16c-VII	
124	OF	五	万	胸 坏 底	E	6-703	A15d-IV	区版第13-124
12-125	OJ	望		須 坏 底	C	9-114	X16g-V	
12-126	OJ	望		須 坏 底 内	C	9-314	X16d-S X	
12-127	OJ	望		須 坏 底	C	9-130	X16g-V	
12-128	OJ	望		須 坏 底	C	9-287	X16d-V, S X	
12-129	OJ	望		須 壁 底	C	9-371	X16g-V,	
13-130	OK	望		須 壁 底	C	9-82	Y15h-Vz	
13-131	OJ	望	□	須 壁 底 同	C	9-250	Y16f-Vz	区版第13-131
			□	須 壁 底 侧	C	251		
132	OJ	望		須 壁 底	C	9-112	X16g-V	区版第13-132
133	OJ	望		須 坏 底	C	9-113	X16g-V	
134	OJ	望		須 坏 底	C	9-227-3	X16g-Vz	
135	OJ	望		須 壁 底	C	9-128	X16g-V	
136	OJ	望	○	須 壁 底	C	9-362	X16g-Vz	
13-137	OE	太	太	須 壁 底	D	4-499	□ 1-IV b	
13-138	OB	太	太	須 坏 底	D	4-1065	□ 6-Vz	
13-139	枝1	太	太	須 坏 底	C	4-1145	六2-VN	
13-140	OJ	太	太	土 坏 底 同	F	9-241	X16g-Vz	
13-141	OJ	太	太	須 坏 底	C	9-313	X16d-S X	
13-142	OA	太	太	須 坏 底	C	4-543	□ 4 E-IV b	
143	OK	○	○	須 壁 底	C	9-16	Y15h-V	
14-144	OJ	大	大	須 壁 底 侧	C	9-255	Y16f-Vz	
14-145	OB	大	大	須 坏 底	C	4-350-2	□ 9-V	
14-146	OF	大	大	胸 坏 底	H	6-84	A15d-II	
14-147	OJ	大	一	須 坏 底 侧	C	9-246	Y16f-IV Vz	
14-148	OA	川	川	須 坏 底	D	4-602	□ 4 W-Vz	
14-149	OE	川	川	須 壁 底 同	D	4-498	□ 1-IV b	
14-150	枝2	川	川	土 壁 底	A	7-1999	枝II-Vz	
14-151	OA	川	川	須 坏 底	D	4-575	八5-6	
14-152	OA	川	川	胸 坏 底	H	4-601	八5-IV a	
14-153	OB	川	川	須 坏 底	D	4-1547	□ 6	
14-154	OD	川	川	須 壁 底 同	D	4-1128	六6-Vz	

表3

別冊図版・遺物番号	場所別	朝 文	器物部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備考
14-155	O E	川	須蓋底	D	4-185	イ3-IV b	
15-156	O M	川	須坏底	D	11-86+119	E18a-IV For V	
15-157	O A	川	同 側	D	4-545	□4E-IV b	
158	O I	川	須坏底	D	6-3095	△5E-IV b	
159	O B	□	須坏底	D	4-334	□6-IV	
160	O F	川	陶坏底	G	4-646	A15f-IV	
161	O A	川	須蓋側	...	4-577	イ5・6	
15-162	O B	富	土坏底	D	4-625	□5E-V ₂	
15-163	O E	富	上蓋底	D	4-188	イ3-IV b	
15-164	O J	丁	須坏底	C	9-316+155	X16d-SW	
15-165	O J	大	須蓋外	A	9-338	Y16f-V ₂	
15-166	O N	□	陶坏底	E	11-136	E17g-IV c	異体字か
15-167	O E	□	土坏底	-	4-30	イ3S-IV	"
16-168	O A	或	土蓋底	C	4-515	□4-IV	
16-169	O J	杞	須蓋内	C	9-245	Y16f-IV~V	
16-170	O K	信	須蓋内	B	9-74	Y15e-V ₂	
171	O B	廟	須坏底	D	4-316	□6-IV	図版第13-171
172	O J	良	須坏底	C	9-108	X16g-IV	
173	O J	智	須坏底	C	12-99-2	X16h-IV	
174	O D	口	須坏底	B	4-900	ホ6-V ₂	
175	O A	八	須坏底	D	4-547-2	□4E-IV b	太 ₂
16-176	3区北	刀	須蓋内	-	5-98	BII下	
177	O I	刀	上坏底	-	6-3098	△2・5W-IV	
178	O A	刀	土坏底	-	4-576	イ5・6	
16-179	O D	九	須坏底	D	4-437	ホ6-V ₂ N	
16-180	O D	九	陶坏底	E	4-888	ホ6-V ₂ N	
16-181	O H	九	土坏底	D	6-3030	△2E-SU	
16-182	O H	九	須坏底	C	11-312+95	D17f-IV	
16-183	O I	九	須坏底	D	6-2974	△4W-IV	
16-184	O E	九	土坏底	F	4-154-2	イ3-IV	
17-185	O H	九	須蓋底	C	6-3046	△4E-IV	
17-186	O H	九	須盤底	D	11-303	D17f-IV c ₂	
17-187	O H	甲	須盤底	C	11-292	D17e-IV b	印の異体字か
17-188	O M	甲	須盤底	D	11-105	E18a-IV c	"
17-189	O A	甲	須坏底	D	4-551	□4E-IV b	"
17-190	O D	甲	土坏底	F	4-902	ホ6-S E上	"
17-191	O M	甲	土坏底	D	11-107	D17i-IV a	"
18-192	O M	甲	同底内	G	11-113	E18a-IV c	"
			陶坏底	D	4-546下	□4E-IV b	"
193	O A	甲	土坏底	D	4-546下	□4E-IV b	"
18-194	O J	得	陶坏侧	G	9-183	Y16e-IV	
18-195	核1	得	陶坏侧	G	4-1066	ホ2-5核溝VN	
18-196	O F	得	陶坏侧	G	4-643	A15f-IV	
18-197	O F	得	陶坏底	G	4-661	A15f-IV	
18-198	O F	得	陶坏侧	G	4-949	A15f-S N上	

表3

別冊図版・ 遺物番号	地点別	积 文	墨書き部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備 考
18-199	O F	得	陶坏 側	G	4-707	A15 f -IV	
18-200	O J	得 上	陶坏 側 同	G	9-274-1	Y16 f -IV	
18-201	O F	得	陶坏 側	G	4-659	A15 f -IV	
18-202	O F	得	陶坏 側	G	4-816	A15 f -V ₁	
18-203	O N		土坏 側	-	11-140-2	E17 g -IV c	
18-204	O F	得	陶坏 側	G	4-950	A15 f -S N上	
205	枝1	得	陶坏 側	G	7-1650-2	A15 h i } BC	
206	枝1		陶坏 側	G	4-1032	ホ2・5層II	
207	O F		陶坏 側	G	4-815	A15 f -V ₁	
208	O F	得	陶坏 側	G	7-1604	A15 f -V ₂ (IV)	朱書
209	O F	得	陶坏 底	G	4-993	A15 f -IV	朱書
19-210	O F	資	同 側	G	6-616	A15 e -III	
19-211	O E	資	同 側	F	4-19-2	イ3 S -IV	
19-212	O B	資	陶坏 底	D	4-332	□ 6 -IV b	
19-213	O D	資	土坏 底	F	11-938	ホ6 -V ₂ N	
19-214	O J	資	土坏 底	D	12-35	X16 h -IV	
19-215	O J	資	陶坏 側	G	9-257	Y16 f -IV	
19-216	O H	資	陶坏 側	G	11-53	D17 f -IV	
19-217	O E	資	陶坏 底	G	4-153	イ3 -IV	
19-218	O A	資	陶坏 側	G	3-769-2	B16 c -VII	
19-219	O I	資	土坏 側	C	6-2973	ホ4 W -IV	
19-220	O A	資	陶坏 側	-	3-674	B16 e -III	
20-221	O J	資	陶坏 底	C	9-241	X16 h -V ₁	
222	O I	資	陶坏 底	G	6-2972	ホ4 W -IV	
223	O A	資	陶盆 側	F	4-526	イ5 -IV	
224	O H	資	土坏 底	F	6-3027	ホ2 E -S U	
225	O H	資	陶坏 底	G	6-2925	ホ4 E -IV	
20-226	O B	足	陶盆 底	F	4-283	□ 6 -IV b	
20-227	O A	足	土坏 底	D	3-767	B16 c -VII	
20-228	O F	足	土坏 側	C	4-894	A15 f -V ₂ N	
20-229	O A	足	土坏 側	-	3-765	B16 c -VII	
20-230	O H	足	土坏 側	D	11-309-325	D17 e -V ₁ c ₂	
20-231	O I	足	同 側	C	6-3006	ホ5 W -IV	
20-232	O B	足	土坏 底	F	4-320	□ 9 E -IV b	
21-233	O D	足	土坏 底	D	4-775	ホ4 V ₂ N	
21-234	O P	足	土坏 底	C	4-893	A15 f -V ₂	
21-235	O M	足	土坏 底	D	11-134	E18 g -IV c	
21-236	O A	足	土坏 底	C	4-57	ホ6 -V	
21-237	O A	足	陶坏 底	G	3-660	B16 b -d II	
21-238	枝2	足	陶坏 底	G	7-1959	枝2 -III	
21-239	O D	足	陶盆 底	D	4-667	ホ6 -IV	
21-240	O F	足	陶盆 底	D	6-732	A15 d -V	

表3

別冊回版・遺物番号	地点別	积 文	器物部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備 考
21-241	O F	足	土坏側	—	6-988	A15 f - 3' /	
21-242	O E	足	陶坏底	G	4-178	4 3 - IV b	
21-243	O N	足	陶坏底	G	11-29	E17 g - II	
21-244	O A	足	陶坏底	G	4-574	4 5 - 6	
21-245	O M	足	陶坏底	G	11-353	E18 a - IV	
22-246	O M	足	陶坏底	G	11-102	E18 a - IV c	
22-247	O E	足	陶坏底	G	3-676	C16 a a - V	
22-248	O M	足	陶坏底	G	11-106	E18 a - IV c	
22-249	O J	足	陶坏底	G	9-369	X16 g - V ₁	
22-250	O F	足	陶坏側	G	4-460	A15 e - IV 上	
251	O H	足	上坏底	C	11-313	D17 e - IV c	
252	O H	足	土坏底	D	6-3029	八2 E - S U	
253	O K	足	須坏底	D	9-89-2	Y16 b c - V ₂	
254	O A	足	陶坏底	G	3-777	B16 - S c 上	
255	O J	足	陶坏底	G	9-184	Y16 f - IV	
256	O M	足	陶坏底	G	11-112-2	E18 a - IV c	
257	O M	足	陶坏底	G	11-121	E18 a - IV c	
258	O J	足	陶坏側	G	9-134-3	Y16 f - IV	
22-259	O E	古	陶坏底	G	4-1064	4 3 - V ₂ N	
260	O E	口	同 側	G	4-738	4 2 - IV	
22-261	O M	吉	陶坏底	—	11-103	E18 a - IV	
22-262	3区北	甲	土坏底	F	5-175	B号 - IV	
22-263	O C	甲	陶坏底	A	4-482	A15 h - S U 下	
23-264	O M	平	陶坏側	G	11-62	D17 i - IV	
23-265	O M	平	陶坏底	G	11-354	E18 a - IV	
23-266	O J	平	陶坏側	G	9-185	Y16 f - IV	
23-267	O M	平	陶坏底	F	11-126-135	E18 a - IV c	
23-268	O N	平	陶坏側	G	11-11	E17 g - IV	図版第13-269
269	O F	加珍	同 底	G	4-644	A15 f - IV	
270	O M	加加	陶坏底	G	11-100-2	E18 a - JV V	
23-271	O N	加	陶坏側	G	11-90	E18 a } 境IV E17 g }	図版第13-272
24-272	O F	圖	陶坏側	G	4-658	A15 f - IV	
24-273	O J	圖	陶坏底	G	9-373	X16 g - V ₁	
274	O B	圖	陶坏側	F	4-624	□ 5 e - V ₂	
24-275	O E	志安 林	合安 林	G	3-516	4 3 - IV C16 a - III	図版第14-275

表3

别册图版· 遗物编号	地点别	积 文	暴露部位	年代段	取上番号	出土地点·层位	備考
24-276	OA	仁	陶坏侧	G	3-768	B16c-V	
24-277	OF	神	领坏内	-	4-481	A15e-V	
24-278	OE	义	陶坏底	F	4-600	12-W	
24-279	OE	不	陶坏底	G	4-184	13-IVb	
24-280	OF	豐	陶坏底	G	4-814	A15f-V	
281	OF	豐	陶坏底	G	4-940	A15f-SN1	
24-282	OA	勢	土坏侧	C	4-347	6-V	
24-283	OJ	豐	领坏底	C	9-333	X16d-V; SX	
24-284	OJ	祖	土坏底	C	9-319	X16d-V; SW	
24-285	3区北	聚	陶坏底	G	5-123	E20d-III	
25-286	3区北	和	陶坏底	G	5-124	E20d-III	
25-287	OM	和	陶坏底	G	5-201	E18a-III	
25-288	OM	和	土坏底	D	11-122	E18a-IVc	
289	OM	利	陶坏底	G	11-116	E18a-IVc	
290	枝1	利	陶坏底	G	4-1080	42-5-IV海	
25-291	OH	目	陶坏底	G	6-3026	A2E-SU	
25-292	OI	秀	陶坏底	G	6-2899	A7-IV	图版第14-292
25-293	3区北	延	陶坏底	G	5-192	E20d-IV	
25-294	OF	革	陶坏底	G	7-757	A15f-N-IV	
25-295	OJ	西	陶坏底	G	12-8	X16h-IV	
25-296	OJ	西	陶坏侧	G	12-7	X16h-IV	
25-297	OJ	反	土坏内	D	12-101	X16h S-V	
25-298	OF	加	陶坏侧	G	4-656	A15f-IV	
25-299	OJ	長	陶坏底	F	12-70	X16h N	
25-300	OK	口	领坏侧	C	9-106	Y16d-V1	
25-301	OM	口	土坏侧	B	11-161	E18a-V	
302	OJ	主	陶坏底	G		Y16f-IV	
307		主			↑	↑	
26-308		主			9-189		
309		主					
338		主					
26-339		去			9-273		
340	OJ	去	陶坏底	G		Y16f-IV	
341	OH	去	陶坏底	G	11-142	D17f-IVc-tr	
26-342	OE	薄田田	陶坏底	F	4-741	12-3-IVb	
26-343	OF	田田	同侧	F	6-733	A15d-V	
26-344	OJ	范	领坏底	D	12-55	X16h-IV	
26-345	OB	范	陶坏底	F	4-333	6-IVb	
346	OF	范	陶坏底	G	4-992	A15f-IV	
26-347	OM	口	陶坏侧	G	11-120	E18a-IVc	图版第14-347
26-348	3区北	口	陶坏底	G	10-30	E20d-III	
349	OJ	林	土坏内	D	12-76	X16h-IV	图版第14-349

表3

器物图版号· 追加番号	地点別	形 式	文	器物部位	年代號	取土器号	出土地点·層位	備 考
27-350	OM	□		陶坏頂	G	11-123	E18a-IVc	图版第14-350
27-351	OF	□		陶坏側	G	4-657	A15f-IV	图版第14-351
27-352	OF			陶坏底	G	4-459	A15e-IV	
27-353	OF			陶坏側	G	4-704	木5-IV	图版第14-353
27-354	OJ	□		陶坏底	C	9-107	X16d-V	
27-355	OF	□		陶坏底	C	6-760	A15a-V	
27-356	OB	□		陶坏底	F	6-2991	木5E-IV	
28-357	OJ	△	△	陶坏底	C	9-315	X16-SX	
28-358	OJ	□		須坏内	A	9-304	X13d-V ₃	
28-359	OA	□	□	須坏脚底	C	4-753-2	木5-V ₁	
28-360	OJ	□	□	陶坏底	H	12-13	X16e-II	
28-361	OK			陶坏底	H	9-7	Y15h-III	
28-362	OA			陶坏底	H	3-616	B16c-II ₃	
28-363	ON			陶坏底	H	11-30	E17g-II	
28-364	OE			陶坏底	F	4-19-1	木3S-IV	
28-365	OH			陶盤底	H	11-9	D17f-II	
28-366	OE			陶坏底	F	3-677	C16a-a-V	△ラボ
367	OA			陶坏側	F	4-761	木6-JVb北縁	
368	OE			陶坏底	F	4-31	木3W-IV	
370	OJ			須盤底	C	9-332	Y16f-V, SW	
371	OJ			土坏側	-	9-244	X16g-V ₁	
372	OJ			須坏底	C	9-227-4	X16g-V ₁	
373	OJ			須坏底	C	9-104	Y16f	
374	OJ			須坏底	C	9-279	Y16f-V ₁	图版第14-374
375	3区北			須坏底	C	10-12-3	E20a d-B	
376	OJ			須坏底	C	9-124-2	X16g-V	
377	OJ			須坏底	C	9-370	X16g-V ₁	
378	OF			須坏底	-	6-1037	A15f-V	
379	OH			須坏底	D	6-3007	木2W-IV	
380	OH			土坏底	-	6-3097	木2 • 5W-IV	
381	OF			陶坏側	G	4-645	A15f-IV	
382	OJ			須盤底	C	12-57	X16h-IV	
383	OJ			須坏底	C	9-181	X16d-V ₁	
384	OA			陶坏側	G	3-769-2	B16c-VII	
385	OA			陶坏側	G	4-578	木5 • 6	
386	OK			須坏底	C	9-40	Y15h-V	
387	OI			土坏底	-	6-2979	木4W-IV下	
388	OK			須坏底	-	9-170	Y16d-V ₁	
390	OM			須盤底	C	11-91-1	D17i ₁ JV	
391	OM			須坏底	-	11-91-2	D17i ₂ JV	
392	OK			須坏底	C	9-64	Y16b-V ₁	
393	OJ			陶坏底	G	12-33	X16h-III	
394	OJ			陶坏側	G	12-68	X16h N-IV	
395	OM			陶坏側	G	11-133	E18a-IVc	
396	OF	□	□	須坏底	-	6-628	A15e-V ₁	
397	枝1			附坏底	G	7-1687	枝1-V	

表3

図版・遺物番号	地点別	駄文	墨書き部位	年代観	収上番号	出土地点・層位	備考
398	OJ	□	須蓋内	C	9-243	X16g-V ₁	
399	OF	□	須坏底	A	6-972	A15e-V ₂	
400	OA	□	土坏底	-	3-769-2	B16e-V ₃	
401	OF	□	須坏底	B	6-868	A15a-V	
402	OF	足 _カ	陶坏底	G	4-858	A15f-SK ₁	
403	OA	□	陶坏底	G	4-579	イ5・6	
404	OJ	□	須坏底	C	12-56	X16h-IV	
405	OJ	□	須坏底	C	9-177	Y16f-V ₃ (SW)	總版第14-405
406	OJ	□	須蓋内	C	9-355-359-2	X16g-V ₄	
407	OD	□	須坏側	A	4-1126	ホ6-V ₃	
408	OF	□	陶坏側	G	4-1035	A15f-SN	
409	OJ	□	須坏底	C	9-169	X16d-V ₁ S X ₁	周辺
410	OH	□	須蓋内	C	11-310	D17e-V ₂	
411	OH	□	陶坏側	F	6-3096	ハ5E-IV	
412	OA	□	土蓋内	C	4-762	イ4-V ₁	

第5章 静岡県下における墨書き土器について

静岡県下における律令時代の文字資料では、相良町平田寺の型式天皇施入勅願書をはじめ、経塚遺物等を含めるとかならずしも少なくはない。また近年行なわれた発掘調査によって得られた史料も、みのがすことはできない。そのうち木簡は伊場遺跡をはじめ、可美村城山遺跡、磐田市御殿・二の宮遺跡、菊川町中嶋遺跡、藤枝市御子ヶ谷遺跡の5か所から出土していて、地方における律令制度の一端を知るうえで有効な史料となっている。墨書き土器も文字史料として木簡を補完し得るものであるが、一字書のものが大半を占める関係上かならずしも有効な史料とはなっていない。しかし藤枝市御子ヶ谷遺跡では、木簡よりもむしろ墨書き土器が遺跡の性格を決める要素となつたケースであって、その意味で墨書き土器の存在を無視することはできない。そこで静岡県下の墨書き土器について、知り得た範囲内において紹介して、伊場遺跡出土墨書き七器の側面からの意味付けとしたい。なお、主要な写真を図版XVIに収めた。なお遺跡番号と、挿図5の番号は一致させた。

本章を草するにあたって、大塚敏大、小木香、加藤賢二、鈴木久雄、鈴木敏則、瀬川裕市郎、瀬古巣、田辺宣二、野島周一、平野吾郎、平村将司、宝地戸良雄、吉岡伸夫、向坂鋼二の諸氏より未発表資料の提供をうけたほか、種々教示をうけたことを明記して感謝の意を表す次第である。

1) 奥多米麻寺遺跡・愛知県境に近い湖西連峰の一角に存する。遺跡の性格は不詳であるが、石垣を巡らした本壇を有し、山寺の模様を呈している。F類およびG類に比定される陶質土器が数百個採集されている。墨書きの内容は「寺」「祐」「祐甲」「施入」「万」など寺院らしいものが認められる。このうち、寺・施入・祐は土器の外面および内面にも書かれた珍らしい例である。

2) 湖西運動公園遺跡・湖西連峰から浜名湖側へ突き出た舌状台地の一角は、弥生時代中期の窯柱墓群・方形台状墓などからなる遺跡群で、その下に広がる低湿地帯より出土した。未調査部分が多いが、集落跡と思われる個所より検出された。C類の須恵器底に、「本」と墨書きされている。湖西地方は古墳時代後期より奈良時代に至る須恵器の生産地であるので、墨書き土器との関連を重視したいが、今一步解説が遅れているのが実情である。

3) 第3号地点遺跡・湖西市東笠子における工場建設工事に伴い発掘調査された。D類土器を焼成した古窯跡より検出された墨書き土器である。輪状のつまみ付の蓋もしくは盤の内面に文字を認めたが、判読できない。

4) 船渡遺跡・故月間岸三氏より当館に寄贈されたものである。G類陶質土器に「向」「祥」「好」、H類陶質土

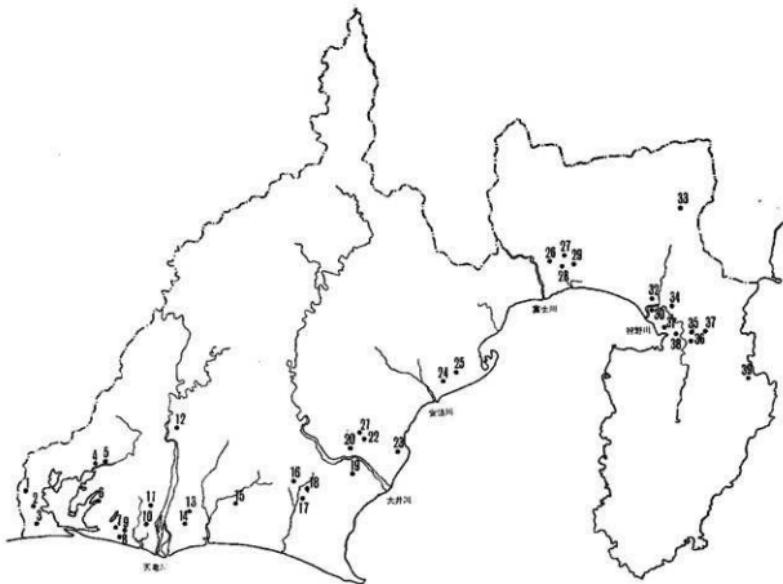


図5 静岡県内墨書き器出土地分布図

器に「小犬」とそれぞれ墨書きされている。「好」は伊場遺跡出土のNo.293と同筆跡と思われるほど近似したものである。細江町地内都田川河川敷より出土したと記録されている外、具体的な記録はない。

5) 船頭遺跡・細江町中川船頭より出土したもので、故月岡準三氏寄贈資料である。C類に比定される土師器壺および須恵器壺に、それぞれ「大口」「神番」と墨書きされている。付近一帯は古墳時代前期の遺跡として著名であり、また、条里制地割が近代まで認められた地域でもある。

6) 河岸遺跡・浜松市伊左地町において、地元の野島氏によって伊左地川右岸の沖積地より検出された。C類の須恵器に「井手」「負七」と墨書きされている。近世では井手は堰を管理する人を指すという。一種の郡兼任のような役職として井手が含まれていた可能性が指摘できるもので、貴重な史料である。遺跡の東北東約500mの地点に赤坂平という地名が認められ、『和名抄』にみえる赤坂郷に比定されているが、資料的には、当遺跡の近くに赤坂郷を比定することができるかもしれない。なお、その後出土資料を再検討したところ、A類須恵器蓋の内面にも「井手」を認めた。

7) 城山遺跡・可美村に存する。伊場遺跡の西部地区も行政上は可美村地先であり、また大溝延長部分に当遺跡が存することから、伊場遺跡とは一連の遺跡かもしれない。前後2回の調査によって、C類須恵器に「絆田嶋成」「×田道嶋」「丁」「崖」、C類土師器に「大」「女」、D類須恵器に「大」「太」・E類陶質土器に「太」「大」「川」・G類陶質土器に「又」「得」と墨書きされたものが検出された。このうちE類陶質土器は、伊場遺跡の希薄な資料を埋めるものとして注目されている。

8) 東若林遺跡・可美村の東端に位置し、第3砂堤列上に占地している。伊場遺跡の真南にあたり、第2砂堤列間湿地帯を挟んで接している。ゴミ穴掘削に伴い検出されたもので、詳細は不明である。C類もしくはD類に比定される土師器類の出土が多かった。土師器の底部破片に墨痕を認めたもので、「酒」と読みそうである。

- 9) 伊場遺跡・本番參照
- 10) 三和町遺跡・浜松市三和町において、井戸に転用された大型曲物と伴に検出されたが、水路工事中に検出されたので、その他の伴山遺物、遺構等は不明である。C類もしくはD類に比定される土師器坏に、「匁」と墨書きされている。呪語か何かの記号であろう。なお、付近は欠山期に比定される弥生時代遺跡である。
- 11) 西の宮遺跡・浜松市恒武町で採集された。H類陶質土器の底部に「みや堂」と墨書きされている。県下で唯一のひらがなである。
- 12) 二俣高校内遺跡・校舎の新築工事に伴なって検出されたものという。10数年前に実見し、G類土器の底部に墨書きを認めたが判読できなかった。現在資料は散逸してしまった。
- 13) 遠江国分寺・静岡県考古学会シンポジウム資料によれば G類土器に「講院」と記されたものが認められる。国分寺が11世紀まで続いているのか定かではないが、国分寺の講堂を指す資料と思われるもので、興味ある史料である。
- 14) 御殿遺跡・国鉄磐田駅の南約 500m 付近で、遠江国分寺の真南に位置し、磐田原台地が冲積地へ没してしまうちょうどその境目に占地している。台地の南端は小さな埋没谷が発達していて、泥炭層の発達が著しい。埋没谷を横断するように国鉄新幹線が敷設された際に(1964年)、泥炭層の中から検出された資料がある。C類に比定される土器群が大半を占めているが、中にA類、B類が含まれているほか、円面鏡、曲物、斎半などが検出されている。また小貝塚を伴なっていて、伊場遺跡に近似した様相を呈することが知られる。墨書き土器は、「豊穣」「在」「女」「相」「相相」「萬」と書かれている。1978年より磐田市教委員会が、付近一帯を発掘調査し、木簡をはじめ墨書き土器も多数検出しているが、調査は継続中であり、資料の公開までには至っていないので、具体的な内容は知り得ない。文献66に「御殿・二首遺跡」として木簡が紹介されている。磐田郡内でありながら遠く城都郡(現在の静岡県小笠川)に属する御名を記した木簡が含まれるなど、注目される遺跡である。
- 15) 長者平遺跡・袋井市豊沢長者平遺跡は、織文時代の遺跡として著名であるが、茶樹改植に伴う発掘調査に際し、H類陶質土器に「大」と墨書きされたものが検出された。遺構・伴出遺物等の報告はまだなされていない。
- 16~18) 菊川町内の遺跡では、木簡を出土させた中島遺跡が著名であり、墨書き土器が伴出したと伝えられている。その他數ヶ所から平安時代の土器に墨書きされたものが検出されているという。実見できなかったので詳細を知り得ない。
- 19) 竹林庵守遺跡・島田市船木にあり、奈良時代寺院跡として数年間に亘る発掘調査が実施してきた。寺院との関連について詳細は知りえないが、G類陶質土器を伴う住居跡が数軒検出されている。墨書き土器もG類に比定されるもので「万」「原」と読める。その他D類の盃の底部に「衣」と筆書きされたものが検出されている。
- 20) 柳沢遺跡・島田市柳沢において、丘陵の斜面より石組遺構と伴に検出されたものである。付近一帯では古墳は築かれていらないし、古墳としては石組の規模が小さすぎるという。C類に比定される須恵器の底部に「神殿」と墨書きされている。他に糸切底をなす須恵器が伴出している。いずれも、藤枝市助宗窯から搬入された土器である。
- 21) 御子ケ谷遺跡・志太郡衙跡として注目される遺跡である。「志太」「志大」と郡名を記したもの、「大領」「少領」「中衛」「主帳」と職名を記したもの、「志太府」「厨」と建物について記したものなど多彩である。郡名・厨の書例は、伊場遺跡にも類例があり、御子ケ谷遺跡が志太郡衙跡である点からして、伊場遺跡が敷智郡衙跡と推定される傍証となるものである。
- 22) 秋合遺跡・御子ケ谷遺跡南に隣接する遺跡で、「半人」「忠大領」「忠厨」などの墨書き土器が検出されている。現在調査が継続中であるため、解明されてない部分が多いが、墨書きの内容からして御子ケ谷遺跡との関連が注目される。
- 23) 道場田遺跡・焼津市小川において、井戸跡内より検出された。D類須恵器に「直」「大」と墨書きされている。『和名抄』記載の益津郡小河郷ないしは小河駅との関連で注目される遺跡と思われる。
- 24) 領城遺跡・静岡市中田において、1950年代に採集されたもので、伴山遺物等は知られていない。C類の土

御器に「客人」と墨書きされている。1963年頃付近の水田から、須恵器類と共に柱根が検出されている。

25) 片山廢寺・墨書き土器の出土はない。文字瓦が数点みつかっている。「又」「和」と簡書きされているので文字資料として紹介する。

26) 天間代山遺跡・富士市天間に存する住居跡9軒からなる奈良～平安時代の集落跡である。このうち第7号住居跡から、环甌の内面に「カ」と墨書きされたものが検出されている。C類ないしはD類に比定されるものと思われる。富士川以東における須恵器に墨書きした唯一例である。

27) 横沢古墳・C類に比定される土師器環の側面に「難」と墨書きされている。古墳の周溝より検出されたものであるが、断片である。8世紀後半代に新造される古墳はけして多いものではない。多くの場合追葬という形で8世紀後半代ないしは9世紀代の資料が古墳の主体部から検出される。しかし周溝から検出された例は唯一と思われる。6世紀後半代以降の古墳では、破碎した土器を主体部外に供獻することをしていない。したがって本例は古墳に供獻されたものではなく、混在したものかもしれない。

28) 東平遺跡・東名高速道路富士インターチェンジ建設に伴い調査されたもので、100余軒の住居跡と倉庫跡が検出され、富士郡久武郷を形成している集落跡とされている。またインターチェンジに連なる道路（西宮上道跡）建設に伴う調査によって、東平遺跡がなお大きく述べていていることが確認されている。集落は8世紀前半代から9世紀代まで至るもので、このうち墨書き土器は8世紀後半代に比定されるもの4点と9世紀代に比定されるもの1点の計5点が検出されている。C類土師器環に「若常」「内」「通々」「万」、D類土師器環に「冬」とそれぞれ書かれている。

29) 舟久保遺跡・富士市今泉、市立吉原第2中学校建設工事中に検出されたもので、C類土師器の側面に「倉」と墨書きされている。対など土師器類の出土が顕著であり、集落跡と考えられる。

30) 御幸町遺跡・狩野川左岸の河岸段丘上に営まれた、弥生時代後期～平安時代に至る複合遺跡である。このうち奈良・平安時代の遺物に銅製の鉗帶金具がある。鉗帶は官人が佩用したものであると規定することができるならば、巡方の大きさからして8位に比定される官人が居住していたことになろう。墨書き土器は2点検出されている。こずれもC類に比定される十師器環で、「玉」「財」と書れている。その他「の」ないしは呪文と思われる墨書きがある。

31) 藤井原遺跡・沼津市下香貫に存する弥生時代から平安時代まで純く大集落で、奈良・平安時代の住居跡は100軒ほど検出されている。墨書き土器は全てC類に比定される土師器で、「女」「女・女塙坏」「日」「南々」と墨書きされている。

32) 日吉廬寺・沼津市大岡口吉慶寺は、いわゆる白鳳時代の寺院跡として知られているが、寺域内に住居跡が検出されている点でも興味ある遺跡である。住居跡は6軒発見されている。住居跡の年代観は報告によれば、9世紀後半代のものという。しかしながらも第1号住居跡の出土品はA類に比定されるもので、けして8世紀中葉を下るものではない。住居跡が伽藍の中央部に存在することから、寺院が営なされた時期（8世紀）には住居跡は営なされず、寺院の施設後に住居が寺域内に営まれたと報告されている。しかし土器をみるとかぎり寺院と住居が同時に営まれたとせざるを得ない。また寺院の中央部に住居が存在することに問題があるならば、伽藍配置を再検討する必要があると思われる。墨書き土器は明確に住居跡に伴なったものではないのがおしまれる。土器の断面からしてD類に比定されるもので、「足」と読める。

33) 長原追分遺跡・御殿場市萩原に存する集落跡で、ほぼ9世紀代以降に営まれたことが知られる。墨書き土器は「十」「八十」「大」と読める。時期については明確に比定できない。一部D類にちかいものが含まれている。

34) 伊豆國分寺・墨書き土器の検出はない。極印瓦があつて「光」と読める。文字資料として紹介する。

35) 山木遺跡・並山町山木遺跡第2次調査によって検出され、国分期と報告されている。詳細はわからない。

36) 内中遺跡・並山町内において数個体が一ヶ所よりまとまって検出されたという。ポリコンテナー約3杯以上の土器片があつて、2～3の須恵器を除くと、他は全て土師器である。「文」「久」「主」「七」と読める。

伴出の須恵器坏は略完形品であるが、口縁部が2ヶ所それぞれ向き合ったような位置が欠けている。詳細に観察すると、割れ口の周辺に窓で押された痕跡が認められた。これは明らかに把手をつけた際の痕跡である。把手付の坏とみてさしつかえなければ、河西市早稻川1号窓・城山遺跡・伊場遺跡において検出されたものと同様で、早稻川資料をC類の指標としたことから、内中遺跡の資料も当然C類に比定される。

37) 前畠遺跡・進山西町多田をぬける道路建設工事中に、4軒の住居跡が検出された。そのうち第2号住居跡より検出された土師器の底部に「波」と墨書きされている。時期は明確にできないが、隣接する第3号住居跡から出土した壺がE類であることから、これに近似した年代範囲が与えられるものと思われる。

38) 大北横穴墳・伊豆長岡町大北横穴第24号横穴より、「若舎人」と陰刻された石板が検出された。文字資料なので紹介する。年代範囲は7世紀後葉と言われている。

39) 岡遺跡・伊東市岡より出土した土師器の側面に「大」と記されたものが、県史Ⅱに紹介されている。

以上県下の墨書き土器を概観した。遺跡の性格を示すものとしては、奥多米廬寺・御子ケ谷遺跡・秋合遺跡に認められる。遺構の性格を示すものは、御子ケ谷遺跡の「厨」舟久保遺跡の「倉」御幸町遺跡の「厨」がある。人名は秋合遺跡に「辛人」が認められるだけであるが、藤井原遺跡の「女埴瓶」は、メシオという人の名と解せれば、人名ということにならう。その他河岸遺跡の「井手」、船頭遺跡の「神番」、「大口」御殿遺跡の「豐假」、柳沢遺跡の「神殿」、傾城遺跡の「客人」などは、遺跡の性格付がなされそうな意味あいを持つ内容だけに注目される。

表4 静岡県下墨書き土器出土地地名表

番号	遺跡名	所在地	遺跡の種類	年代範囲	墨書き部位	訳文	備考(文献)
1	奥多米廬寺	河西市火知波	寺院跡	F・G	陶坏底 ・内	守・祐・祐甲・万・施入	鎌木敏則氏蔵
2	湖西運動公園	" 横枕	集落跡	C	須蓋底	木	同上
3	第3号地点	" 東笠子	古窯跡	D	須蓋底	□	
4	船渡	御江町岡崎	集落跡?	G	陶坏底部	向・祥・好・好	月岡隼三氏旧蔵品、当館蔵
5	船頭	" 中川	集落跡	H	陶坏底	小犬	同上
				C	土坏底	大口	同上
				C	須坏底	神番	同上
6	河岸	浜松市伊佐地	集落跡	A	須坏蓋内	井手	野鳥周一氏蔵品
				C	須坏底	井手・負七	同上
7	城山	可美村東若林	官衙跡	G	陶坏底 ・厨	又・得	文獻2
				E	陶坏底	太・大・川	同上
				C	土坏底	女・大	同上
				G	陶坏底	勞	浜名郡可美村城山遺跡範囲
				E	陶坏底	太・太	辨認調査概報
				D	須坏底	川・太太	同上
				C	須坏底	(姓)田嶋成・田道鶴・丁	同上
				C	須蓋内	豊	同上
8	東若林Ⅱ	可美村東若林	集落跡?	C	土坏底	金	
9	伊場	浜松市東伊場一可美村	官衙跡?	A~H			表3
10	三和町	" 三和町	集落跡	C	土坏底	□□	当館蔵
11	西ノ宮	" 沢武町	集落跡	H	陶坏底	みや堂	田辺寛司氏教示、当館保管
12	二俣高校	天竜市二俣	?	G			
13	遠江国分寺	磐田市中泉	国分寺	G	陶坏底	穀院	静岡県考古学会 シンボジューム資料
14	御殿	" 御殿	官衙跡?	C	須蓋底	豊穀・女	鎌木久雄氏蔵
15	長者平	袋井市豊沢	集落跡	A~C	須坏底	在・相・相相・萬	立地芦良雄氏蔵
16	潮海寺	潮川町潮海寺		H	陶坏底	大	吉岡伸夫氏教示 加藤賀二氏教示
17	八王子	" 八王子					同上

地図番号	遺跡名	所在地	遺跡の種類	年代観	墨書き部位	訛文	備考(文献)
18	中嶋	菊川町中嶋	寺院跡	D	須彌底	衣(ヘラ音)	加藤賀二氏教示
19	竹林庵寺	島田市船木		G	陶坏底	万・風	平野吾郎氏教示
20	柳沢	〃 柳沢	集落跡	C	須坏底	神殿	同上
21	御子ヶ谷	藤枝市瀬古	官衙跡	C~D	須坏底 須蓋内 須武 高坏等	志太・志大・大領・志大 領・少領・志大少領 志太・領 志太少領殿・中衛・ 主張・郎 志太郎・房・志闇・志尉 上前玉・上路・赤羽・上 入前件・人 志大領・志原・夜夫・刑 百・十・辛人	「朝日0号・大塚城大氏教示 日本住宅公团藤枝地区 埋蔵文化財発掘調査報告書 1978」
							計 237点
22	秋合	藤枝市瀬古	官衙跡?	C~D			日本住宅公团藤枝地区 埋蔵文化財発掘調査報告書 1979
23	造場田	焼津市小川		D・G	須坏底	大・直	向坂綱二氏採集資料
24	候城	静岡市中田	集落跡?	C	土坏底	客	瀬古戸氏採集資料
25	片山廃寺	〃 片山	寺院跡		瓦	和・又	静岡市片山廃寺調査報告 1968
26	天間代山	富士市天間代	集落跡	C	須蓋内	力	天間代山 富士市1977
27	横沢古墳	富士市横沢	周溝内	C	土坏倒	雜	平林村司氏教示
28	東平	富士市伝法	集落跡	C	土坏底	若當・内	富士市京平追跡 発掘調査報告 1968
				C	土坏底	通・万	平林村司氏教示
				D	土坏底	冬	同上
29	舟久保	富士市今泉	集落跡	C	土坏倒	食	駿河考古 4
30	御幸町	沼津市御幸町	集落跡	C	土坏底	玉・房	瀬川裕市郎氏教示
31	藤井原	〃 下番貫	集落跡	C	土坏底	女・女・女塗坏・日向	藤井原遺跡発掘調査報告 駿河日吉商寺発見の住居址 について 山内
32	日吉廃寺	〃 下調	寺院跡	G	足		
33	永原追分	御殿場市荻原	集落跡	E	陶坏・土坏	十・八十・大	永原追分遺跡御殿場市1977
34	伊豆国分寺	三島市	国分寺		瓦	光	東大寺と国分寺 石川1959
35	山木	芦山町山木	集落跡				ニューイエンス社 1969
36	内中	〃 内中		C	土坏底	久・文・主・七	瀬川裕市郎氏教示
37	前崎	〃 多田	集落跡	E	土坏底	壹	伊豆塙山前崎 小野他 1966
38	火北	伊豆長岡町大北	吉		石・楕	若舟人	大北横穴Ⅱ・伊豆長岡町
39	岡	伊東市岡	集落	D	土坏倒	大	県史 II

第6章 伊場木簡補遺

第1節 既報告木簡の再検討

伊場遺跡第12次の2期調査(78年11月)までに、108点の木簡を検出したが、そのうち第7次調査(74年11月)までに検出した77点については、「伊場木簡」として既に報告した。したがって残り31点について今回報告する。

伊場木簡は全てが判読可能なほど鮮明に墨が残っているものとは限らず、判読不可能なものも多い。ところが最近赤外線テレビを用いて検索する方法が普及してきた。赤外線写真に比べ、写真撮影するにはブラウン管を撮影することになるので、走査線が映ってしまい不鮮明になるきらいがあるが、逆にその有効性については、東京国立文化財研究所の石川謙郎氏によって紹介されていることからも理解できる(石川1979)。赤外線を照射する角度を調節したり、加減することによって、かなり鮮明に墨を認ることができた。鮮明に見える角度等を探しながら検索できるのは、テレビの有効性の一つである。その結果既報告分のうち、21点について新に判読できたり、墨痕を認めたこととなつたので、改めて紹介するものである。変更すべき文字には・印を付して明記したので、文献No.50と対比しながら検討していただければより理解されると思われる。第78号以下の木簡については、一部文献No.66に紹介したが、今回紹介する訛文と若干異なる部分がある。これも赤外線テレビを用いて再検査した結果である。なお現文

は奈良國立文化財研究所平城宮跡発掘調査部(狩野久郎)によるものであるが、赤外線テレビによる再調査には同室長鬼頭清明氏の手を煩わした。また木簡の表記法は『伊場木簡』にしたがったが、法量はmmで示してある。

- | | |
|--------|---|
| 第 1 号 | □□□ 己欠口
半□ 欠□□ |
| 第 3 号 | ・ □□午□生十日柴江五十人入 若二二
・ □□三百卅東□マ□□ |
| 第 5 号 | □□二二□百七十六東代又江田 |
| 第 6 号 | ・ 竹田五十戸人口
・ □□□□ □□ |
| 第 10 号 | 竹田□□□果 |
| 第 11 号 | (右側) 入五石八十 五十五□石□
六又□□八又□
(左側) |
| 第 12 号 | (1) □□ 入□ □□□□□□男
□□ 大奉□和 □□
(2) 若倭奉參奉參 我
□若倭部 龍草良臣人初 我 若倭マ
若 我 神人部 若農忍
我 若農忍 □□□□□□早□ |
| 第 14 号 | 三使部□□麻呂 天大大大大大
敷智郡□宗可□ 天□□ |
| 第 19 号 | 濱津郷□□二人 |
| 第 21 号 | 人□ 委爾部足結屋一 若倭部小人屋一 語部□支□屋一
□□□掠□双□ 肥人部牛麻呂掠一 若倭部八石掠一 同小麻呂掠一屋
一 委爾部長掠二 五十戸造麻久□一掠二 委爾部干支韁掠一
山部衣依□屋 語部山麻呂掠一 宗爾部□□屋一 委爾部酒人掠一
驛□人 輕部輕部足石掠一屋一 薮可部□男掠一屋一
人語部三山掠一 加□□五十戸人 語部小衣屋一掠一
原語部□古掠一 □□男掠一字□□ 語部小君掠一 □ |

	□□□	□□□	□□□□	宗可部□掠一
	□部□□□□□	間人部□	同部□□鼠	日下部□木掠二□作
・	□□□□□女岸一口	□部龍掠一	石部國□掠	宗何部□□掠一
	□□□□	同□掠一	大□部足石掠一	〔代力〕宗□□□□□掠一
	□□□□	宗可部□□掠一	敢石部角掠一	
	□□□	加□□□	一掠一	□□□□□
	神人□□□□	宗何部伊□□掠	□	
	□木部□掠一		□□□□	
	□□□□掠□□	□□□		
第 30 号	・□ 美濃關向京 於佐々□□	□□□□	濱津鄉□□人	〔をか〕
	・□驛家 宮地驛家 山豆奈驛家 鳥取驛家			
第 31 号	・鳥文戸主刑部石□			
	・天平七年			
第 41 号	・□部廣□ 田□□□□ 若倭部□			
		□□		
	□□□ □□□□			
第 45 号	・栗□□□□食□斗充			〔丸カ正角カ〕
	・□			
第 46 号	竹田廣麻呂□□			〔丸カ〕
第 47 号	和治川□□□			〔代カ正角カ〕
第 51 号	丸尔	□□		
	□ □□	□□		〔丸カ〕
	□□□			
第 52 号	□廣麻呂九束	戸主若倭部石□六		
	□知麻呂廿束	戸主若倭部足鶴九束		
	部飯麻□□□	戸主□尔部刀良		〔丸カ〕
		馬上□□尔部吉麻呂廿束		
	□□依戸口同部色夫知四束	戸主若倭部足鶴一束□□毛牡馬		〔丸カ〕・〔代カ正角カ〕
	□□□呂	馬主戸主宗宣部□□□四束		〔丸カ〕
		戸主若倭部足□□□		〔丸カ〕

第 54 号	赤坂口戸主刑部廣麻□□
第 63 号	・□ □ □ □ 門田□□□□□
	□ □ □ □
	・ □ □ □ □
第 69 号	・□□□□
	・大貞毛□□
第 74 号	□□□

第 2 節 伊場木簡追加資料

第 78 号 浜津郷 $131.5 \times 27 \times 5.5$

5・2

OJ 地点において奈良時代層の下位から検出されたものである。浜津郷は第19号および第30号について3例目となった。付近から祭祀遺物の出土があった点および5・2型式と形態も近似している点など第19号と共通した特徴をもっている。ちなみに第19号と同様に大溝の東縁から検出されたものであるが、両者はほぼ70mほど離れている。墨書き土器No.11(象編)の近くで検出されたが、出土層位は異っている。

第 79 号 二 人 $(156) \times 195 \times 5.4$
0・2

大溝は国鉄東海道線を潜ってその南に至ると、大きく東へ曲流している。その西縁は攻撃斜面となっていて、河岸段丘状のテラスを呈している。ここには小貝塚群があって、多数の墨書き土器や木簡を出土させたので、OJ 地点と呼称している。当木簡は OJ 地点のやや南寄りで検出されたもので、頂部を欠損しているが、刀子の刃先のようなもので刻んだと思われる文字が認められた。出土層位は奈良時代層の上位にあたるが、OJ 地点では陶質土器や須恵器が混在するので、年代は特定できない。

第 80 号 □ $114 \times 22.5 \times 6.7$
2・3

OJ 地点より陶質土器と共に検出された。頭部の刻みに沿って墨痕を認めるが文字にはならない。

第 81 号 □ $263 \times 18 \times 6$
2・2

OK 地点において奈良時代層の上位より検出した。墨痕を認めるが読めない。

第 82 号 今急□□出□ □□□語マ□□ □一 $545 \times 374 \times 5.4$
1・1

OK 地点の奈良時代層の中位より検出された。墨はほとんど消えているが、字画が浮き上っており、すかしてみると読むことができる。語マは第21号木簡に次いで 2 例目である。

第 83 号 梶前入児末呂 今田井口田

〔品目〕

411×40×11

1・3

OJ 地点の東寄で、V層の上位の下部より検出された。OJ 地点の V 層は年代幅が大きいが、下部より検出されたので奈良時代とみた。上端は厚く、下端にいくにしたがい薄くなっている、横状を呈している。下端には径 5 mm ほどの貫通孔が一つある。

第 84 号

〔刻線〕	〔品目〕
□年一月十六日口口御□□□□故□□□	〔久何カ〕
□御調□日本□□知マ故負□□□□□□	〔支々カ〕
□大□□□□□□□□□□	1・1

368×210×9

OJ 地点の東には OK 地点と一線を画すように、幅約 2.7m の枝溝が南北方向から入り込んでいて、出口には、枝溝へ水を導くために設けられたと考えられる杭列が大溝に直交しており、その東側から検出された。V 層の中位から検出されたが、杭の影響によって層位に乱れがあり、年代縦はたしかではない。西暦 2 月と読みそうなので、7 世紀代の木簡と認めて間違いないであろう。写真では刻線に重なって「乙」に似た墨痕が見えるが、これはキズであり、乙酉とは読みない。

第 85 号

〔品目〕	〔品目〕	〔品目〕
・右件人今時過不□來	神龜四年十一月十四日□□□□□	463×27.4×8

1・1

OJ 地点において貝塚 (S X) の下部より検出された。墨は消えているが、字画がうきあがっているので、すかしてみると読める。神龜四年は西暦 727 年にあたるが、出土層位および伴出土器は 8 世紀後半代に比定される。古い木簡が混入したものと考えられる。

第 86 号

〔刻線〕							
四	戸人□□十						
十	戸□□□八	戸人三□□					
	人口	□□					
	戸人□□	□□		解□□十□			
	戸人西方□	戸人忍勝六	戸人刀呂□□	□□□□十			
	戸主禁□□一□	敢石マ麻□	戸人刀呂□□	戸人刀呂□□	口六		

460×93×7.5

1・1

OK 地点枝溝の出口において、奈良時代層の下位より検出された。刻線によって四段以上に区画され、その中に姓を欠く人名と数字が記載されている。板築もしくは伝票の類と思われる。

第 87 号

〔坐矢〕	〔品目〕	〔品目〕
・□□□□返慰慰□		220×46×5.7

・小畜漏余□

0・0

OJ 地点と OK 地点とを区画する杭列 (N P 18) の東側に接して出土。上端・下端とも欠損しているうえ、裏面は墨が薄く、赤外線テレビでわずかに判読できるにすぎない。奈良時代層の最下部から検出されたので、7 世紀代に比定できる。表は習書に使われたらしい。

第 88 号

〔墨矢〕	〔品目〕	〔品目〕
・□マ金□十八東同マ□長女四東		(144)×21.7×3.5

・□□□知万呂十東□己

0・3

第 9 次調査発掘区東壁断面より検出した。OL 地点奈良時代層の上位にあたる。裏面は赤外線テレビ

を用いて判読された。下端を尖らし末端まで文字が続く。付札か伝票の類かと思われる。なお同一人物がどうかわからないが第52号木簡に知麻呂什束、第95号木簡に知麻呂一斤とみえる。□長女は人名と考えられるが、區分は墨書十一番No. 63にも認められている。

第 89 号 □□□□□
• □市百万果园黑市□□□天 □市□□□□□ (148)×26×3.8
□□□□□ □□□□□ 0·0

第9次発掘区北壁断面より検出した。OJ地点奈良時代層の上位にあたるが、年代は特定できない。表面にIV層(平安時代)に多くみられる草炭層の付着が認められるので、新しい木簡かもしれない。文書層であるが墨が薄くほとんど読めない。「進・下進」とも欠損している。

第 90 号 □□ (266)×30×7.3
0•0

OJ地点において、V層の上位より陶質土器や須恵器と共に検出された。わずかに墨痕を認めるが読めない。断面は片手造れで、他に類例がない。

第 91 号 蓋聞鶯羽乘匚 (99) × 29 × 9.4
1・0

OM地点の南半部分は河岸段丘状になっていて、II～V層までが整合的にはば水平堆積している。このうちIVb層から検出されたものであるが、断面観察のため整面を削り込む過程で端部を欠損させてしまった。層位的には平安時代に属するが、同一層位からC類に分類したNo. 2の墨書き土器(栗原輝長)が検出されているので、8世纪代まで遡るかもしれない。

第 92 号 • □□□西 (79)×13.8×3.2
• □□ 0+0

ON地点の北側東縁には古墳時代流路によって、形成された小さな湾状の窪地があって、奈良時代になると有機物を多く含む粘土層が堆積した。そこから4点の木簡が集中して検出されたうちの1点である。層位的には奈良時代層の下位に含まれる。上端・下端および両側とも剥離している。

第 93 号 丌西 天丌 (77)×25×4.1
0•9

ON地点において、奈良時代後半代の層位より検出された。上端、下端とも欠損している。

第 94 号 蝶虫鄉□□多志 324×24.2×5
1-2

ON地点において、奈良時代後半代の層位より検出された。蛭田郡は『和名抄』にも載っているが、今日その位置は定かではない。□□マは正為部と読みうであるが、正為部は現在まだ確認されていない部である。これで『和名抄』記載の敷智郡の郡名のうち、象島以外の郷名を木簡に認めることとなった。なお陸路する可美村城山遺跡から蛭田鉄成と記された墨書き器が出土している。

第 95 号 敢□口 □口倭マニ一斤 五百マ口
・□口五戸□□ □□ 又麻□□□□□□□□呂 石道一斤 (403)×40×5.2
宗官マ□□□ □□□□ 1.1

(刻)	(式)	(刻線)	(刻縫)
□	■ 麻呂一斤 ■ 麻呂一斤	廣麻呂一斤	□ 石道一斤
・又宿口 ■ 知麻呂一斤 ■ □□一斤		百百一斤	□□
■ 若麻呂一斤 ■ □□一斤	■ □□	□□	■ □□

ON地点、奈良時代層の下部にあたる大溝底面より、斜に突き刺したような状態で検出された。上面側は墨が薄く肉眼では判読できなかったが、赤外線テレビを用いた結果、唐・口倭マ・五百マ・宗宣マなどが確定された。宗宣マは10例目であるが、五百マは初出である。裏面にも「唐」が見え、点刻ないしは刻線で区画された中に、人名と重さの単位を示す「斤」が見えるが、斤の次の字が読めない。

第 96 号 五十代

(162)×(135)×4
0・0

ON地点において、大溝内奈良時代層の中位から検出された。上端、下端ともケズりであるが、本来は五十代の下に文字が続くものと思われる。「代」の用例は、第5号と第52号の木筒にもみられる。

第 97 号 栗原玉作マ貴仁

(105.5)×29×3
1・0

OM地点において、大溝内奈良時代層の中位から検出された。下端を欠損している。栗原は第55号木筒について、玉作マは第27号木筒についてそれぞれ2例目となった。第27号木筒では「釋家玉作マ」とあり「栗原群家」と墨書きのように書かない。継名を二字で表わすことに準じた処置であろうか。

第 98 号 □

741×43×8.6
3・1

OH地点において、大溝内奈良時代層の下位より検出したが、墨が薄く字画をたどることはできない。下部側面に3ヶ所刻みをつけて、さらに墨を付けているが、何に使用されたものかわからない。

第 99 号 小文郷□□□□

134×19.3×3.5
1・0

OM地点において、大溝内奈良時代層の下位より検出した。『和名抄』記載の遠江郡敷智郡内の郷名にみえる小文郷に該当する。第2号木筒に□文甲とみえ、これをツツミと訓じて小文郷にあたると考えたが当木簡に明確に小文郷を認めることになったので、□文里は越前郷とみる方が良いだろう。

第 100 号 □□亥

(183)×(40)×4.6
0・0

OM地点において、奈良時代層の下位より検出したが、上端、下端とも折り取られているうえ、側面も削り込まれていて、全形を知り得ない。

第 101 号 • □□□□□□
• □□138×(50)×6
1・1

河岸段丘状に形成されたOM地点において、平安時代層の中位より検出された。裏面ともに墨痕を認めるが読めない。

第 102 号 □ □□天□

(313)×17×8
0・0

OH地点において奈良時代層の上位より検出されたが、年代額は特定できない。下端を欠損する。

第 103 号		(232) × (15.7) × 4.3 0・0
O H 地点において奈良時代層の下位より検出された。墨痕を多數認めるが読みない。		
第 104 号		(328) × 40 × 4 0・1
『伊場遺跡遺物編 1』(文獻59) を刊行するにあたり、出土木製品を整理していく中で発見したものである。ハ 5 W-Vs 6-378 と記載されている。ハ 5 W は大溝内 O I 地点にあたり、奈良時代層の下位から出土したことが知られる。しかし墨は消え、字画がわずかに浮きあがって見えるにすぎない。		
第 105 号	•	(723) × (27) × 7 0・1
第12次の1期調査区(O J 地点)において、発掘区南壁面より検出した。平安時代層の上位に頭を出して、奈良時代層まで斜めにつき刺したような状態で検出された。頭部および側面を欠損するため読みない。		
第 106 号	□□□人八十年十二	(84) × (26) × 3 0・0
O J 地点において奈良時代層の上位より検出された。上端、下端とも欠損する。		
第 107 号	□	(40) × (11) × 2 0・0
O J 地点において奈良時代層の中位より検出された削片である。墨痕を認めるにすぎない。		
第 108 号	• 己亥年 <small>〔五カ〕</small> 月十九日潤評竹田里人若倭マ <small>〔五カ〕</small> 末呂上為 • 持物者馬□□□人□□史口評史川前連ニ	(305) × 39 × 4 2・0
D12区において検出された。東部地区北半部は、弥生時代環塗や奈良時代枝溝 NT003・NT004などが複数入り乱れていて、木簡を伴せた遺構を明確に把握することはできなかった。枝溝は E12区まではほぼ直線に伸びているので、直接枝溝内に存在したものではない。NT003は枝溝にはほぼ直交し、南東方向に伸びる小溝であるが、覆土が木簡伴出遺構と共に存在するほか、木簡が NT003 の延長線上で検出されているので、おおむね NT003 内に存在したものと考えられる。己亥年は文武天皇の3年(西暦699年)に該当する。潤評は『和名抄』記載の邊江国敷智郡を指す。		

第 7 章 伊場木簡(補遺)について

伊場遺跡出土木簡すなわち「伊場木簡」は、すでに報告済み(文獻50)の 77 点に、その後の検出例を加えて 108 点となった。別に木製人面墨画人形 1 点と、文字を線刻もしくは焼火箸で記した曲物 2 点がある。これも報告済みである(文獻50)。本書にはその後の検出例 31 点だけを補遺として載せるつもりであったが、すでに述べたように、赤外線テレビカメラを購入して、既報告の木簡も再検討したところ、かなり誤文を訂正すべき点が生じたので、奈良國立文化財研究所の指導を得て、既報告の修正も行なうこととしたのである。以下、修正された誤文と、今回報告する木簡の誤文の主なものについて、調査関係者としてのコメントを付けてみたいと思う。

第 6 号の表に五十戸人と記されているらしいことは、赤外線フィルムによって判明していたが、今回赤外線テレビカメラによって、これを確定することができた。

第 14 号については、不確実であった三使部と敷智郡を、それぞれ確定することができたが、特に敷智郡と読める

ことが確定したことは大きい成果であったといえよう。伊場木簡の中で、郡(評)名を記載したものは、今回報告する第108号が発見されるまで、これが唯一の可能性を持つ木簡であった。ただし、郡名の下が宗可としてもそういう名の里名は「和名抄」には見えない。

第21号については、表の5段目冒頭を「驛口人」としていたのが、発見当初の読み「驛評人」に近づいた。この点については、「日本史研究」178号(1977)の「1976年度日本史研究会大会報告批判」の中で、原秀三郎氏がすでに若手の論評を加えている。座右の乏しい史料を検索しただけでも、次のようなことが知られる。「藤原宮出土木簡(一)」には、大官大寺跡の土壠から「農用郡駅里雄十連」と記す木簡の出土が報ぜられている。この駅里とは、「延喜式」と「和名抄」を対比してみると、播磨國佐用郡中川郷、通っては「播磨國風土記」の農容郡中川里と同名の中川駅のことと推定される。「播磨國風土記」といえば、賀古郡の条に「驛家田 由驛家為名」という記事がある。この駅とは賀古駅のことであろう。この2例は駅家周辺の公民を編戸するに際し、駅名を用いて駅字をそのまま田名としたものようである。木簡では駅里とあるのが、「播磨國風土記」では駅里となっているのは、和銅五年五月に二字の評字に改めたことに対応した処置といえようか。

第21号木簡では、「驛評人」と記されているから、前2例からみて「驛里人」と読みかえることができるとみるのが、自然かも知れない。この見方は二つの点で支持できる。第1点はこの木簡が、8世紀の層位から出土したといえ、書体からして7世紀の木簡と推定されていること(東野治之「藤原宮木簡の書風について」『MUSEUM』314号)、第2点は、7世紀代の木簡では里名十人という書式をとるのが、8世紀になると甲名十戸半という書式に改められていることである。しかし、逆に里名十人の書式に従うなら、「驛里人」又はこの木簡に即していえば「驛五十戸人」と書くべきで、それを敢えて評の字を使っている点が、上記解釈の難点である。

そこで、別の史料に当ってみよう。

(イ) 「玉置驛家三家人黒万呂御顕三斗

天平四年九月 (『平城宮木簡一』345号)

(ロ) 「日奉部足人年三

戸主	
上総郡市原郡大合驛家足日奉部安麻呂嫡	(『寧楽遺文』中巻 p.520)
(ハ) 「驛家玉作マ鷹口」	(文献50、第27号)
(ニ) 「栗原若吉下マ五百嶋」	(〃 第56号)
(ホ) 「栗原玉作マ真口」	(〃 第97号)

これらに共通する点は、駅家もしくは駅名の次に郷(里)名を欠いている点である。これには意味がありそうに思える。その手がかりとなりそうな木簡に『平城宮木簡一』所載331号がある。

(ヘ) 「若狭國遠敷郡玉置郷井田 (『平城宮木簡一』331号)

これは年紀からみて、(イ)とちょうど5年しか離れていないが、一方は玉置駅家とあるのに一方は玉置郷と記す。双方がそれぞれ別個に50戸に編戸されているとは思えないから、郷名の表記に二様あったと見るか、(イ)は駅子を示し、(ヘ)は駅名を帯びた郷の戸主を示すと見るべきであろう。とすれば後者の方がより妥当な解釈といえるのではなかろうか。つまり、(イ)～(ホ)は駅家郷に編戸されていることを表わしているのではなく、駅家に所属する駅子を示していると考えることができる。そう考えてよければ、第21号木簡の「驛評人」は「驛里人」ではなく、「驛家人」を意味していたという解釈が成り立ち、駅家は大宝令制前において、駅評と呼称されていたことになるであろう。この場合、播磨国2例は、名実共に「由驛家為名」ものとみられる。以上は、いわゆる郡評論争に直接関連のない評字をめぐる、ひとつの解釈である。後述する第108号木簡にも裏書に評字が見え、裏書の潤評の評とは違う意味をもっているかに思える。しかし、この2例の評字の用例はいずれ、郡評論争にも影響を与えることになるであろう。

第31号木簡については、鳥文の次が読めなかったが、このたび「戸主」と判読できた。

第46号木簡については、ほとんど読めなかったが、竹田廣麻呂という人名であることがわかった。

第52号木簡は、戸主を冠した戸主姓名と、束数を列記していることで、注目を集めた木簡であるが、再検討の結果、数個不確実な文字を確定できた。特に下段5行目を「一束^(代用)毛軒馬」と読めた点は大きな成果であった。

以上は、既報告（文獻50）分である。

第78号木簡には、「濱津郷」とだけ記されている。余白が多いから何か書かれていたかも知れないが、墨は残っていない。

第83号木簡は、冒頭に人名を記している。柵前は柵前と同じ。「駿河國正税帳」には志太郡の郡司として「沼前舍人」の名が見えるが、柵前を柵前と書く例は『日本古代人名辞典』第五巻によると、あまり多くないようである。遠江国城崎郡の郡司（主帳）に、柵前舍人部諸団という人物がいたことは、『続日本紀』宝亀二年三月の記事によってわかる。

第84号木簡は、木目の筋がゆがんでいるが、幅の広い板を利用していている。下端は完結しているが、上端は切削されているらしい。右上端が欠けているが、赤外線テレビカメラでみると、かすかに「酉」らしい字が見える。大宝前で、もっとも古い西半は、文武元年（697年）に当るが、確定できない。それにしても干支年号とみられるから大宝前の木簡であることは確かである。そこで注目されるのが、2行目上辺の「御調」である。調はみつぎの系譜をひく、古くからの税目とされているようであるが、大宝令における調の用例は、ごく少ない。この木簡はそれに貴重な一例を加えた。それにしても、内容がほとんど不明なのは現念である。

第85号木簡には、「神龜四年十一月十四」の年紀がある。裏表冒頭の文意からして、表書に人名等が書かれた木簡で、別途に召換状が出されていたことにに対する事後処理を示すとみられる。伊場木簡では珍らしい内容の木簡である。なお、この木簡の文字は墨が消えて、文字がかすかに浮き上った状態であるので、赤外線テレビカメラの効力はない。

第86号木簡は、第21号と第52号や後述する第95号等のような、横縞様木簡である。上下両端が切削されている他、表書からみて左右も若干欠けているものとみられる。裏表両面に横縞線が刻まれているが、文字は片面にしかない。この木簡で注目される点は、「戸人」である。戸人の名が読めるのは、5行目の「西方」・「忍勝」・「万呂」の3例で、この場合には姓が記入されていない。これに対して、6行目の戸主を冠した例では「藤口」・と部姓を記入し、かつ書き出しが一字分上から始まっている。2段目左1行目の「敢石マ麻口」・と3段目の3行目「藤口」も、部姓を帶びて書き出しが、戸人の戸または人の位置から始まっているので、「戸主」の字句が消失しているものと思われる。以上の点から「戸人」は8世紀の戸籍等に出てくる「戸口」に当るといえよう。しかし「戸人」の用例は從来の諸記録には出てこない。大宝令制前の里名十人という表式の名残りが、戸主の制が定っても片出舎のこの辺に、戸口の呼び名として、偶然残されたのでもあろうか。なお、数字は無名数であるから、何を算えたかわからない。

第88号木簡は、上半部が欠失しているが、表裏に人名と束数が記入されている。かなり大きな数字である点が注目される。

第89号木簡では、「市」の字が3箇所に使われている。2行目の「百万果」が名数だとすれば、かなりの量であり、市との関連性も考えられるが、残念ながらそれを確認し得るだけの文字の証拠ができていない。

第94号木簡には、「板田郷」と明記されている。第17号木簡の上辺「口田郷」は、板田郷の可能性が高いが、確認できていない。本例が伊場木簡における絶出郷の初例である。

第95号木簡は、すでに述べたように、横縞様木簡である。上下両端は切削されているらしい。裏面に横縞線が刻まれている。表の人名は部姓を帶びているが、裏面では名のみである。いずれも「一斤」とあるが、何を算えたもののか、肝心の席の次の一字が読めない。この「席」を儲物の席とした場合、重さで計り一字で記す品目としては、「延喜式」によると、絲と綿があるが、絲には上中下の3段階があるから、文字通り一字で示されるのは絲だけである。しかし絲は1丁当り五匁二分であるから、この木簡の一斤と合わない。「延喜式」では別に中男作物が定められていて、一人当り一升（麻九升）という規定があるが、遠江國が輸すべき中男作物の中には「丝」は含まれ

ていない。しかし、『延喜式』の交易総物の中には、遠江国に「亨一百舟行」が充てられているのは注目されることである。

第97号木簡には、「栗原」と駅名が記されている。第27号木簡では「栗家」となっているから、二様の表記法があったとみられる。双方共に玉作部を帯びる。

第106号木簡には、「八年十」と記されているが、その上の一字は「人」とあり、年号ではないようである。8世紀代で8年以上の年号は、大平・天平勝宝・天平宝字・宝龜・延曆とあるが、出土層位からは、宝龜か延曆といえそうである。ただ伊場木簡では、天平中頃以降の年紀が、延長二年を除くと、皆無であるから、年号の確定はできないというべきであろう。

第108号木簡は、1点だけ技術の東北端に近い、東部地区の北はずれで出土した。「己亥年」は文武天皇の三年(699年)に当る。「渢評」はいうまでもなく、駿智郡の前身と考えられる。『和名抄』では、駿智に源と割じている。若狭郡には、臣姓と連姓の両方の例があり、この木簡では「達」姓を名のっている。末尾の「為」の下端が切れており、裏面の下端にもわずかに墨痕が認められることから、この木簡は下端部を少し欠失しているとみられる。しかし、現存長が約30cmあるから、切断されているとしても、もうそんなに長くはなかったとみてよいだろう。

裏面には転写不能の文字が多いが、4字目に「馬」の字があるのは特に注意をひく。これも駿智に関する史料ではないだろうか。また、中程より下位に、「史口評史川前連」と記されているが、この場合の評は、表書の「渢評」の評と同じではないようである。史口評とみても、それに該当する郡名は遠江国内に見当らない。むしろ「評史」と読む方が自然であろう。その場合、郡司に当る職名は評督・助督と呼ばれていたわけであるから、評史が同類の職名であった可能性は少ない。そこで想起されるのが、第21号木簡の「評評人」である。この評を、すでに述べたように駅家(土地・官舎群・人を一体とする)を示すものと解釈した場合、評史とは駅家の文書事務を分掌する職名と解せないであろうか。識者のご検討を願いたい。

「川前連」については、これを人名とした場合、『日本古代人名辞典』に掲げる限り、類例がない。

以上108点が、伊場木簡のすべてである。

第8章 伊場遺跡出土文字資料について

伊場遺跡から出土した文字資料には、既述した108点の木簡、報告ずみの人面顕画の木製人形1点と文字を線刻又は施火箸で記した曲物底板2点、それに本書に報告した412点の墨書き(朱書き・寛書きを含む)土器群がある。木簡の多くは奈良時代のものであるが、墨書き土器の多くは平安時代の資料である。これは木簡の使用頻度が減った反面、平安時代以降文字が急速に普及して、日常雑器としての土器にも、墨書きすることが流行したことを見ているようと思われる。

木簡は、一種の公文書であるから、木簡が発見された事實をもって、その跡跡を官衙的とみなす一証左となる。しかし、木簡は伊場遺跡のような地方的官衙跡と目される場合、物資や人の移動に付随して、木簡自身が移動する場合が多いから、そこに記された地名や人名が、直ちに木簡発見地とそこに居住する人間を示していることにはならない。これに対して土器は日用雑器であるから、使用されている場所から、遠くへ運ばれることは、まずなかつたとみてよい。墨書き土器も同様である。從って当然廃棄されるとすれば、使われていた場所の近くであると考えるべきである。このことは從来、機会ある毎に主張してきたつもりである。これをいいかえれば、木簡は遺跡の官衙的性格を規定し、墨書き土器はその具体的性格を表示する。もちろん、これがすべてだというのではない。墨書き土器をもっと見直すべきであるというのが、その本旨である。

すでに第4章において記述されているように、墨書き土器には、①駅家に関するもの(1~6)、②郡家に関するも

の(7・8)、⑧郷名に関するもの(9~12)、⑨建物に関するもの(13~21)、⑩人名に関するもの(22~76・86~90)、⑪吉祥句か呪語とみられるもの(109~349)、⑫その他性格不明のもの、等が含まれている。これらの内、前段で述べたことに関連していえば、①~④が注目されねばならない。

以上の点をまず指摘して置いた上で、これらを整理してきた過程で明らかになった諸点について、前報告(文献50)を補う形で以下に述べようと思う。

第1節 木簡の書式について

前報告(文献50)においては、文書風木簡は少なかったが、今回報告分については、第82号・第84号・第85号・第91号等やや数が多い。また、候等の類と思われる木簡は、今回2点を加え、前報告の第11号、第17号、第21号、第52号と合せて、6点となった。これは決して少ない数とはいえない。それぞれ内容的にも興味深い史料といえよう。

荷札・付札の類については、例数もさることながら、その書式にも注目する必要がある

第7号 辛卯年十二月新井黒人宗我マ□	第54号 赤坂□戸主刑マ廣麻□□
第9号 乙未年入野里人君子マ□	第55号 □□マ子美女
第27号 舜家玉作マ糸□	第56号 栗原若口下マ五百鶴
第31号 烏文戸主刑マ石□	第64号 若僕マ佐々万呂
天平七年	第65号 若後マ□
第32号 □□□□マ龍万呂 天平七年	第67号 □□戸主石マ□
第40号 若僕マ五百国布二 丈八尺絆	第70号 □上里戸主海マ曾□
第42号 若僕マ廣万呂	第94号 蟹田鶴□□マ多志
第50号 赤坂鶴□	第97号 栗原玉作マ真□
	第99号 小文鶴□□□□

これらについて、書式を整理してみると、①○○里人十人名(第7・9号)、②○○郷○○里戸七十人名(第70号)、③○○郷十人名(第54・67号)、④○○戸主十人名(第31号)、⑤○○郷十人名(第32・94号)、⑥○○○十人名(第27・56・97号)、⑦人名のみ(第40・42・64・65号)と7種に分けることができる。第50・55・99号の3点はいずれとも決めかねる。この内①~④は、大宝令制前→①と後、聖武元年以降の郷里制下→②、天平12年頃以降→③、という4段階の制度上の変化に照應したものである。しかし、④は「郷」字の省略であり、⑤は「戸主」の省略であり、⑥は「郷戸主」の省略であろう。とすれば⑦は「○○郷戸主」すべてを省略した形とするとことができよう。しかし、その場合この木簡とそれが添付された品物を取り扱う人物には、郷名が書かれていなくても、特に差し支えないという保証が必要であろう。それは、木簡を受けた品物を、本人が所定の場所に持参するか、一郷単位で誰かがまとめて持参することで、達せられるであろう。

また、いずれの書式においても、郡(評)名を欠いている。藤原宮木簡の中には、評名を欠く例があるが、平城宮木簡の場合は、国郡名を記載する書式に統一されている。それなのに伊場木簡では、いずれも郡名を省略するのは、一郡内で物件の移動が完結することが、予見されていたことを示している。それはまた同時に、物資は郡内の中枢部(多分郡衙)に一旦集結された後、改めて兩府や都へ運ばれたことを示している。第40号木簡は、すでに述べたとおり(文献50)、上述の推定を支持する史料といえよう。

なお、伊場木簡の中に、「五十戸」という表記が目立つ点を注目したい。第3号の「柴江五十戸人」、第6号の「竹田五十戸人」・第21号の「五十戸造麻久」と「加□□五十戸人」の4例がある。

第2節 木簡の年代額について

前報告(文献50)において、紀年銘木簡は9点を算えたが、今回4点を追加することができた。これを年代順に並記すると次のとおりである。

□□年□月生十日	(681年)	第3号	神亀四年十一月十四日	(727年)	第85号
己丑年八月	(689年)	第4号	天平七年	(735年)	第31号
辛卯年十二月	(691年)	第7号	天平七年	(735年)	第32号
乙未年十月	(695年)	第8号	天平□	(734~748年)第33号	
乙未年	(700年)	第9号	八年十日	(777又は788年?)第106号	
×□年二月十六日	(697?年)	第84号	延長二年	(924年)	第77号
己亥年□月十九日	(699年)	第108号			

これに加えて、年紀はないが、表記法からみてある年代の幅に収め得る木簡として、次のようなものがある。

- I 大宝令制前の表記法による例 第6・21号
- II 和銅7年以前の里制による例 第2・14・17号
- III 宝亀元年から天平12年頃までの郷里制による例 第10・18・70号
- IV 天平12年頃以降の郷制による例 第19・30・50・54・67・73・78・94・99号

これに紀年銘木簡をあてはめるすると、V平安時代の例という項目が必要であろう。以上は、木簡自体の文字の中に、年代を確定する要素が入っている例であるが、それとは別に、文字面に係りなく、出土層位から年代を決めることもできる。ただこの場合には、古く書かれた木簡が、何かの事情でかなりの時間を経て廻流された場合、

地点別	7世紀後半	8世紀前半	8世紀後半	9・10世紀
O A	⑥	⑥, ⑨, ⑩	34, 35, 36, 37	68
O B			38, 39, 40	67
O C	16, 28			76
O D	⑥, ⑦, ⑧			41, 42
O E	⑦, ⑧, 15			
O F	⑥, 46	11, 12, 13, 52, 53, ⑨	44, 45, 47, 48, 49, 51	74, 75, ⑩
O G	5	④, 20, ⑨, 22, 23, 24 25, 26, 27, 28, 29, ⑩ 55, 56, 57, 58	66	43
O H	1	27	71, 72, ⑩	
O I	⑥	⑨	59, 60, ⑩	
O J		⑩	83, ⑩, 89, 90, 105, ⑨, 107	79, 80
O K	87	82, ⑩, 86	81	
O L		78	88	
O M		98, ⑩, 100	97	91, 101
O N		92, 95, 103	93, ⑩, 96, 102	
校溝1区		⑩, ⑩		
校溝2区		⑩	61, 62, 63, 64, 65	
N T 003		⑩		

表5 伊場木簡の層位による年代額

(註) ○でかこったのは木簡自体に年代確定要素を含む例

それを識別する手段がない。そのことを念頭においていた上で、層位関係を表示すると次のとおりである。この表には、上述の木簡自体の文字から年代を確定できる例も参考までに加えてみたが、これによって、伊場木簡の年代の大勢は、読み取ることができるであろう。

第3節 地名について

伊場遺跡出土の文字資料中には、里名・郷名・地名等の記入された例がある。これを、『和名抄』と比較して表示しよう。

浜名郡 輪郭版	様名類聚抄		伊場遺跡出土文字資料
	流布本	高山寺本	
放智郡	敷知郡	潤評(108) 敷智郡(14)	布知厨(13) 布智厨(14)
蛭田郷	蛭田郷	□田里(17) 蛭田郷(34)	
赤坂郷	赤坂郷	赤坂郷(50) 赤坂□(54)	
象島郷	象嶋郷		象嶋(11) □嶋(12~37)
柴江郷	柴江郷	柴江五十戸(3) □五十戸(21) 柴江郷(73)	
小竹文田郷	小竹田郷	小竹郷(99) 竹田五十戸(6) 竹田里(17) 竹田里(108) 竹田□□里(10)	竹田郷(9~10) 竹田(22~29)
雄猪郷	雄猪郷	□文里(2) 鳥文(31)	
尾間和治松郷	海和治瀬井郷	和治(47) 浪津郷(19) 浪津郷(30) 浪津郷(78)	
輝安郷	(記載なし)	輝□(21) 輝家(27) 栗原(56) 栗原(97)	栗原(1) 栗原郷長(2) □栗長(3) 栗・・□(4) 輝安宅(5)
新居郷	(記載なし)	新井里(7)	
記録にない郷名・地名		入野里(7) □□(32) 宗可□(14) □□郷(67) □上里(70) 山代田(13)	川辺(29~33) 369 中寸(65)

表6 地名に関する資料 (註)括弧内は通達番号

この表によって『和名抄』の郷名とは、尾間(海間)郷を除いてよく一致する。また『和名抄』にない郷(里)名が、木簡中に5例ほどある。この内入野里は現在入野町として残っているが、他は全く微訛がない。墨書き土器の

「川邊」・「中村」は、おそらく地名と思われるが、これは郷(里)名ではなく、当時の住民の間の通称と思われる。

これらの資料中、竹田郷と駅家に関する例数が特に多い。これは遺存の偶然性にも左右されることかも知れないが、墨書き器も同時に例数が多い点に注目したい。つまり、これは、伊場遺跡が竹田郷と駅家に至近であるか、まさしく同所であることを意味しているといえよう。

なお、第7号木簡の意義づけや、高山寺本『和名抄』と伊場遺跡出土の文字資料との一致などについては、すでに前報告等で触れた。

第4節 人名について

伊場遺跡出土文字資料中には、かなりの頻度で人名が見られる。前報告(文献50)の表にならって、整理し直したものを次に表示しよう。これは、姓の部分だけに限ったものであるが、本簡に81例、墨書き器に16例を算える。

今回の報告で、新たに加った例は、山辺、施前、五百マ、川前通等である。山辺は、墨書き器43号に「山邊足人」として出てきたものである。山辺は山部で、『浜名郡輪積帳』の津築郷の中に、同姓を名のる者がある。伊場遺跡は地理的環境からみて、山部が分布する地域とは思えないのに、浜名湖の湖北地域との交渉を示すものかも知

類別	部	姓	本 簡	墨書き器	計	類別	部	姓	本 簡	墨書き器	計
第I類	下	マ	1		1	第IV類	石	マ	2		2
	若	口下マ	1		1		□	コ	1		1
	刑	マ	3		3		三	使	都	1	1
	輕	マ	1		1		三	使	使	1	1
第II類	委	尔	4		4		詮	マ	8		8
	口	尔	2		2		酒	□	2		2
	丸	尔	1		1		智	儀	マ	速	1
	大	伴	マ	1	1		義	儀	マ	13	13
第III類	人	(扶桑)	マ	1	1		口	崎若	佐	マ	2
	口	(扶桑)	マ	1	1		口	口	マ	1	1
	川	邊	宗宜	マ	1		口	口	マ	3	3
	宗	宜	マ	2	2		若	儀	1		1
第IV類	宗	我	マ	1	1		若	口	1		1
	宗	何	マ	2	2		草	良	臣	1	1
	宗	可	マ	2	2		川	前	通	1	1
	宗	尔	マ	1	1		五十戸	造	1		1
第V類	宗	口	口	1	1		尾	竹	田	1	1
	森	可	マ	1	1		竹	口	1	7	8
	君	子	マ	1	1		伊	福	マ	1	1
	神	原	穂	マ	1		五	百	マ	1	1
第VI類	神	人	マ	1	1		口	木	マ	1	1
	神	人	口	1	1		口	人	マ	1	1
	神	口	1		1		口	人	マ	1	1
	海	マ	1	1	2		翁	長	マ	1	1
第VII類	山	邊	玉	作	マ		口	口	1		1
	玉	作	マ	2	2		合	計	81	16	97

表7 伊場遺跡出土文字資料における姓頻度表

れない。

例前は、榆前に通する。榆前舍人とか榆前舍人部という形では、各地に分布が知られている。榆前という例は大和国には多いが、地方にはあまり例がないようである。

川前連は、「日本古代人名辞典」にも類例がない。五百マは、五百木マのことであろうか。

以上は、姓の部分についてみたのであるが、墨書き土器の場合には、姓を欠いて名だけ記す例が多い。これは、木簡が公式の文書であるのに対して、土器がいわば私的所有もしくは占有物であったことに示されるように、墨書きの内容もごく私的なものとみられ、姓は省略されたと考えるのが妥当である。

墨書き土器の人名中部姓を帯びるのは、30・34・37～39の5例である。この内、34の「山邊」は山部のことであろうが、辺の字を用いたのは、すでに部の意味が忘れて、文字通り山のあたりに住む意に使われたのかも知れない。37は土器部の内面に人面を墨書きし、「海マ原子女形」と墨書きされている。人名の下に形という字を入れており、この上器が、祭祀用の形代であったことを示している。従って、私的な祭祀とはいえ、改まった心境の下に書かれた例とみられる。

他の3例は部姓の上に「川邊」とか「□嶋」とかの地名を冠している。川辺は、木簡の中には出て来ないから公式の地名ではないのかも知れない。30に「川邊宗宣マ子物」と記されている一方、29のように「川邊廣鷗」と書く場合があるから、29の場合は、部姓を省略したとみるのが自然である。38・39の場合は、象鷗という郷名らしい字を冠している。この2点は同一筆跡とみられ、同一人と考えられるが、郷名を冠した故に、やや改った心情を読みとることができよう。

竹田については、第46号木簡に「竹田廣麻呂」と書かれた例があるが、他はいずれも墨書き土器の人名に冠せられている。第46号木簡の竹田は、部姓とみたいが墨書き土器の竹田は、竹田郷の省略とみるべきだろ。だとすれば、これらも部姓を省略したものとみられる。

最後に姓を除いた名の部分が完存する例についてみよう。麻呂が高い頻度で出てくるが、他にも若干特徴的なグループが認められる。それらを、「末呂・麻呂・万呂」を含むグループ、十二支にちなむ動物名を含むグループ、数字を含むグループ、「人」の字を含むグループ、「足」の字を含むグループ、「廣」の字を含むグループ等に分けて、次に表示しよう。

マロと読むグループには、末呂、麻呂、麿、万呂と4種の書方がある。第108号木簡のように大宝令制前のものでは「末呂」と書く。藤原宮木簡にも、末呂、麻呂、万呂の3種があるが、大宝令制前であるとの確かな木簡では、末呂となっている。マロの古い表記法は末呂であったらしい。第21号木簡も大宝令制前とみられるが、ここでは麻呂と書かれている。第46・52・54・95号の各木簡は、奈良時代の下位から出土したので、比較的古いと考えられるが、第42号は平安時代の層位から出ている。第32・86号は、奈良時代の下位から出ているので、万呂も比較的古くから使われたようであるが、第88号は奈良時代の上位の出土例であるから、より新しいと考えができる。墨書き土器の「稻万呂」は、4点あり、同一人物の筆跡であるが、須恵器の形式からみて、奈良時代末頃のものと推定されている。墨書き土器50～52「里麿」も同一形式である。これに対して40の「龍麻呂」は8世紀前葉の須恵器に書かれたものである。したがって、墨書き土器についてみても、麻呂→万呂という変遷を認めてよさそうである。

十二支にちなむ動物名を冠した人名については、岸俊男氏がすでに取り上げておられるが、伊勢遺跡出土文字資料中にも、10点含まれている。種類としては、「子」、「牛」、「刀良」、「龍」の4種に限られている。

「足」の字を使う例はかなり多い。同じ足でも「足結」と上につける場合と、「百足」と下につける場合がある。木簡では前者が多く、墨書き土器では後者が多い。墨書き土器30・59は、8世紀前葉の土器であるが、39・57・85・60は8世紀末頃の土器である。若干年代的な差があるのかも知れない。

伊勢遺跡出土文字資料中には、「廣」の字が多用されている。この遺跡に見られる特徴なのかどうか、後にまちたい。その他のグループの中では、墨書き土器の「成龍」と「鷦成」が注目される。これらはそれぞれ同一人物と

みられる。「稻乃呂」もそうであったが、出土地点が相互にかなり離れている。この3人の生前における地位や権限のようなものを反映しているようである。

	木 簡	墨 書 土 器
マ ロ 開 係	□末呂 (108), 八兎末呂 (82) 牛麻呂, 小麻呂, 山麻呂 (以上21), 滅麻呂 (42) 廣麻呂 (46), 漢麻呂, 知麻呂, 吉麻呂 (以上52) 廣廟門 (54), 麻呂, 麻呂, 知麻呂, 若麻呂, □麻呂 廣麻呂, □麻呂 (以上95)	真末呂 (66) 廣麻呂 (40), 孝麻呂 (45) 正審 (50~52)
十二 支 属 關係	龍万呂 (32), 万呂 (86), 知方呂 (88)	稻万呂 (41~44)
數 國 係	子美女 (55) 牛麻呂 (21) 刀 真 (52) 鹿 (12, 21), 鹿万呂 (32)	子物 (30), 子足人 (53, 54) 鹿麻呂 (40)
人 関 係	八石, 七山 (以上21), 五百國 (40), 五百嶋 (56) 百足 (95)	一百長 (25)
足 関 係	酒人, 小人 (21)	子足人 (53, 54) 足 人 (34, 61) 廣 人 (35, 36)
表 8 伊場遺跡出土文字資料における人名の種類	足紺, 足石, 足石 (以上21), 足口, 足嶋, (以上52) 百足 (95)	足 小 (62) 廣 足 (30), 幸足 (59) 石 足 (60), 人足 (39, 57, 58)
表 8 伊場遺跡出土文字資料における人名の種類	廣麻呂 (42, 46, 52, 54, 95)	廣 嶋 (29, 55, 56) 廣 人 (35, 36), 広足 (30) 廣 (68~71)
そ の 他	真虫女 (11), 麻久, 長, 千文楓, 角, □吉 (以上21) 宇例志 (43), 色大知 (52), 小刀自女 (61), 西方, 忍辱 (以上86) 多志 (94), 石道, 石進 (以上95)	成 錦 (22~24), 津 (26) 廣女子 (37), 鳥威 (46~49) 長 女 (63), 國威 (64) 嶋 (66, 67), 山 (72), 俊 (73) 宗 (74), 正八 (86)

註) 括弧内は本簡番号を示す。同一の人名が2箇所以上に出ることがある。

第5節 平安時代の墨書き土器について

土器の分類でD, E, F, Gの各類は平安時代の所産であるが、これらに書かれている墨書き銘には、一字書の例が多い。そして、中には、「郡」(7), 「津」(272), 「寺」(273, 274)のようにそれだけで、意味がとれて、史料化できそうなものもあるが、多くは墨書きの意味がはっきりしない。

頻度数でみると「蟹」(これは奈良時代)12点、「太」又は「大」10点、「川」14点、「得」16点、「蟹」16点、「足」33点、「主」40点のように10点をこえる例がある。この内、「太」又は「大」、「蟹」、「足」等は全國的に見てよく使われたようであるが、「川」、「得」、「主」等は、伊場遺跡に特徴的なものようである。

二字以上記されていて、内容的にも注目される例としては、275の蟹と、345・346の环がある。前者は、「志器合」と書き「安」と「林」を3字並記している。習書とは思えないから、これは、呪語といえそうである。後者は「満福」と書かれて、内容的にはおめでたいことを意味している。

一字書の中には、吉祥句と思しきものが多い。「十万」、「五万」、「万」、「太」、「大」、「富」、「良」、「縛」、「蟹」、「足」、「吉」、「仁」、「豊」、「和」、「主」等はそのグループとみられる。また、「印」、「珍」、「反」、「男」、「林」等は、吉祥句というよりも呪語に近いものといえそうである。このように、平安時代の墨書き土器は、祭祀用として使われたものが主体を占めていると考えられ、奈良時代の墨書き土器とは、基本的に違う点を強調したい。

第6節 遺跡の性格について

1960年ごろから、掘立柱の建物跡の後出例が急増し、さらに木簡の出土例も増えて行く中で、地方的な官衙遺構に対する関心が高まつた。しかし、遺跡遺構の性格を確定することは非常にむずかしい。発掘調査によって検出された這樣を類型化して、郡衙遺構の特徴を規定しようとする試み(文獻43)もなされているが、なお、学界の一般的な承認は得られていない。遺構に教えられるのが原則とはいえ、具体的な遺跡遺構の性格を判定する決め手は、なかなか求められない。木簡が検出される場合であっても、木簡の性質上、遺構の性格を決定する資料になり得るとは限らない。その点で、決め手となる最も有力な材料は、墨書き土器であろう。その理由は本章の冒頭に述べた通りである。

伊場遺跡は、特にその性格をめぐる議論の華やかな遺跡であるが、掘立柱建物群が多数検出されているとはいえる、這樣から性格を考えることは困難な状況であった。木簡末尾の文献の多くは、そうした学問的な検討に関するものである。

伊場遺跡の性格をめぐる議論は、大別すると①遠江国敷智郡衙跡説、②栗原駅家跡説、③津守跡説、④敷智郡衙跡説とに整理できる。この内、④については、明確な文献はない。また、根拠となった「布知厨」・「布智厨」の墨書き土器銘も、その後藤枝市御子ヶ谷遺跡(志太郡衙跡)から「志太厨」とか「志厨」などの墨書き土器が発見されたことで、やはり敷智郡衙跡説の有力資料となつた。したがって、上記の3説に整理し直すことができる。それぞれの学説については、すでに文獻47、51、62等において、検討が加えられている他、本書第4章や第9章においても若干の記述があるので詳細は割愛する。

郡衙跡説は、木簡の中に郡衙で掌握すべき性格の木簡が含まれていることや、地名関係資料が、旧敷智郡の郡域に一致すること等を根拠とする他、墨書き土器銘の「郡」、「布知厨」、「布智厨」、「郡益收」等が、この説を決定づける史料といえよう。

栗原駅家跡説は、当初「栗原」と記した土器が発見されたことから唱え出されたが、その後駅制関係の木簡がかなり使用された他、墨書き土器の中に、「栗原驛長」とか「驛長岩」といった例が加わって、この説を不動のものにしつつある。

津守跡説は、大溝を人工掘削とみなすことを柱とし、墨書き土器「津」(272)舟形木製品の出土を傍証しているようである。大溝を人工掘削とすることは、その後の調査事実によってしだいに否定されつつある。墨書き土器「津」も祭祀的性の強い出土状況を示し、年代的にかなり新しいことから、これを手がかりに津守の存在を主張するには無理であろう。

以上のことから、伊場遺跡の西部地区には、敷智郡衙と栗原駅家の双方にそれぞれ関連した遺構群が存在したと

推定してよいであろう。そして、遺存する建物跡は、規模の点でとても中枢的な施設とは思えないことから、双方のいわば総合的部 分であった可能性が強い。

表 9 伊場遺跡に関する文献目録

※ 保存運動記事、資料解説、辞典記事等は除く。1979年現在

No.	著者又は編者	文 献 名	発 行 所	発行年月日
1	金子景重	「古代遺跡人の集落—伊場遺跡発掘の結果—」	浜松ロータリークラブ	1952.6.
2	国学院大学 伊場遺跡調査隊編	「伊場遺跡」一西遠地方に於ける低地性遺跡の研究	浜松市役所	1953.9.1
3	向坂鋼二	『原稿』『浜松市史』一	"	1968.3.31
4	浜松市教育委員会・ 遠江考古学研究会	「伊場遺跡」備考調査の要旨	編著者に同じ	1968.11.
5	浜松市遺跡調査会	「伊場遺跡調査報」No. 1 ~ No. 5	"	1970.1.6, 4.2, 5.3, 9.25, 11.10.
6	遠江考古学研究会	「伊場遺跡の話」	"	1971.6.13
7	浜松市教育委員会編	「伊場遺跡第3次発掘調査概報」	浜松市遺跡調査会	1971.2.10
8	向坂鋼二	「静岡県伊場遺跡の奈良時代遺物」『考古学雑誌』56-3	日本考古学公	1971.3.1
9	伊場遺跡調査隊編	『伊場』第4次調査月報 1.	浜松市遺跡調査会	1971.8.5
10	"	『伊場』第4次調査月報 2.	"	1971.9.5
11	"	『伊場』第4次調査月報 3.	"	1971.10.5
12	"	『伊場』第4次調査月報 4.	"	1971.11.5
13	"	『伊場』第4次調査月報 5.	"	1971.12.5
14	"	『伊場遺跡出土文字集成(概報)』	"	1971.12.25
15	"	『伊場』第4次調査月報 6.	"	1972.1.5
16	"	『伊場遺跡第4次発掘調査の成果(要旨)』	"	1972.2.29
17	岩井宏実	「伊場遺跡出土石馬をめぐって」『日本風俗史学会』11-2	日本風俗史学会	1972.
18	川江秀季	『特集 木簡 伊場遺跡』『考古学ジャーナル』No. 64	ニューサイエンス社	1972.1.30
19	米田雄介	「伊場遺跡と大溝!」『古代史講座』月報12	学 生 社	1972?
20	向坂鋼二・山村利・ 向坂義二	「伊場遺跡第4次発掘調査の成果について」 『日本考古学協会第38回総合研究発表要旨』	日本考古学協会	1972.5.20
21	米田雄介	「伊場木簡と刻版」『作令社会の再検討』 歴史学研究会日本古代史部会1972年夏期宿泊報告	歴史学研究会	1972.11.11
22	浜松市教育委員会編	『伊場遺跡第5次発掘調査概報』	浜松市遺跡調査公	1973.2.10
23	"	『伊場遺跡出土文字集成(概報)』二	"	1973.11.30
24	向坂鋼二	『伊場木簡による地名について』『金鏡だより』2	文化財調査会	1973.2.10
25	八木勝行	『平安時代の鉢』『式典マンスリー』6-1	日本常民文化研究所	1973.4.10
26	"	『七世紀後半の笠』『民具マンスリー』6-5, 6	"	1973.9.10
27	佐々木廣一	『伊場遺跡と古代交通路』『日本史研究』136	日本史研究会	
28	米田雄介	『伊場木簡について』『文化財を守るために』9.10	文化財保存全国協議会	1973.5.31
29	菊池崇明	『伊場遺跡保存運動の點進点』『歴史読本』18-9	新人物往来社	1973.7.10
30	"	『地方の古代史解説の宝庫』 『別冊ジャーナル』15-34(通巻75号)	朝日新聞社	1973.8.31
31	芝田文雄	『伊場遺跡出土の「百舌兄弟」木簡』 『日本の考古学』VI付録6	河出書房新社	1973.9.
32	伊場遺跡調査会	『伊場遺跡現地説明資料』	浜松市遺跡調査公	1973
33	竹内理三	『伊場遺跡の意味』『史海』113	大塚史学会	1974
34	"	『伊場木簡の歴史的価値』『静岡県考古学会速報誌』J1	静岡県考古学公	1974.2.15
35	芝田文雄	『危機にたつ遠野郡 伊場遺跡』 『歴史と人物』10月号(通巻38号)	中央公論社	1974.10.1

No.	著者又は編者	文 献 名	発 行 所	発行年月日
36	佐々木 康一	「伊場木簡とその性格」『歴史手帖』2-4(通巻6号)	名古山版	1974.4.1
37	浜松市教育委員会編	『伊場遺跡第6・7次発掘調査報告』	浜松市遺跡調査会	1975.3.25
38	浜松市立郷上博物館編	『伊場遺跡出土品の解説目録』	浜松市教育委員会	1975.7.1
39	井 上 光 賢	「伊場木簡」『学士公会報』No.726		1975
40	向坂 順二	『静岡県伊場遺跡』『日本考古学年報』26	日本考古学協会	1975.6
41	"	「伊場木簡にみる人名について」『はぎ原』7	文化財調査会	1975.9.
42	佐々木 康一	「(伊場遺跡第6・7次発掘調査)の検討と批判」『歴史研究月報』No.189	歴史研究会	1975.9.
43	山 中 敏 史	『古代郡御遺跡の再検討』『日本史研究』161	日本史研究会	1975.10.25終了
44	東野 治之	『伊場遺跡出土の木簡』『木簡研究集会報告会旨』	奈良国立文化財研究所	1975.12.
45	向坂 順二	「伊場木簡にみる軌跡関係資料について」『はぎ原』8	文化財調査会	1976.2.
46	向坂 順二	「伊場遺跡第9・10次発掘調査の観察」『静岡県考古学会通報誌』16	静岡県考古学会	1976.6.18
47	"	「伊場遺跡における律令制時代遺構の仕様をめぐって」『速江』創刊号	浜松市史跡調査部彰公	1976.12.20
48	岸 伸 敏	「伊場遺跡出土の小絵馬について」『はぎ原』9	文化財調査会	1976.12. 1
49	東野 治之	『伊場遺跡出土の木簡』『第1回木簡研究集会記録』	奈良国立文化財研究所	1976.7.
50	浜松市立郷上博物館編	『伊場木簡』伊場遺跡発掘調査報告書 第1冊	浜松市教育委員会	1976.3.25
51	"	『伊場遺跡遺構編』伊場遺跡発掘調査報告書 第2冊	"	1977.2.28
52	水野 正好	『伊場故生木簡の隕滅』『三浦古文化』21		1977.5.1
53	竹内理三	『羅波朝前後の伊場遺跡』『難波宮と日本古代国家』	寫書房	1977.5.30
54	古 田 益	『伊場遺跡の歴史的意義』『文化財を守るために』17-18	文化財保存全国協議会	1977.12.26
55	平野 和男	『弥生古墳時代の伊場遺跡』『文化財を守るために』17-18	"	1977.12.26
56	荒木 敏夫	『木簡と官衙道路について』『文化財を守るために』17-18	"	1977.12.26
57	斎藤 忠	『伊場遺跡発見の駄馬』『日本歴史』356号1978.1	吉川弘文館	1978.1.1
58	荒木 敏夫	『東海の富豪と交通路』『古代文化と地方』	文一総合出版	1978.2.15
59	浜松市立郷上博物館編	『伊場遺跡遺物編1』伊場遺跡発掘調査報告書 第3冊	浜松市教育委員会	1978.3.31
60	"	『國歴東海道駿駿路敷内埋蔵文化財発掘調査報告書』『伊場遺跡 第12次の1期調査報告書』	"	1978.3.
61	佐々木 康一	『(書評) 浜松市立郷上博物館編『伊場遺跡調査報告書』』『歴史評論』No.346	校倉書房	1979.2.1
62	向坂 順二	『伊場遺跡』『仏教芸術』124号 1975.5	毎日新聞社	1979.5.25
63	"	『伊場遺跡発見古文木簡』『地誌と歴史』第22号	東京図書館史誌センター	1979.10.20
64	米田 雄介	『伊場木簡について-古代地方行政機構と関連して-』『文化財を守るために』20	文化財保存全国協議会	1979.11.17
65	菊池 廉明	『古代の海上交通路と伊場遺跡』	"	1979.11.17
66	川江 秀孝	『1978年出土の木簡-静岡・伊場遺跡』『木簡研究』第1号	木簡学会	1979.11.25

参考文献

- 湖西市1975：『静岡県湖西市早翠川古窯跡』湖西文化研究協議会
 湖西市1978：『湖西市北早翠川古窯跡群発掘調査概報』湖西市教育委員会
 可美村1978：『浜名郡可美村城山遺跡範囲調査報告書』可美村教育委員会
 石川陸郎1979：『古文化財に対する光学的認識』『MUSEUM』7月号

第9章 各地出土の墨書き土器より見たる伊場墨書き土器

はじめに

伊場の西遺跡から、108点に及ぶ木簡が発見されたことは、既に知られているところであるが、そのほか、412点の墨書き土器が検出されている。

墨書き土器といわれているものは、須恵器或いは土師器に文字が墨書き（稀に朱書き）されているものであるが、文字そのものも1乃至數字にとどまっており、この学問的な価値は、木簡に比して少いという感がいだかれている。しかし、この種のものは、日本各地の遺跡から発見されており、遺跡の性質も多様である。そして、零細な文字の上からも、奈良時代から平安時代にわたる文化の内容に示唆をあたえるものが多い。文献や木簡やその他の金石文等に見られない遺物や地名・人名を知るとともに、当時の信仰・思想・生活の一面も考えられ、あわせて文字に対する理解・筆法の技術等の程度にも触れることができる。また出土している遺跡の性格をも傍証するに足るものがある。

伊場出土の墨書き土器が、この視点においても重要なものがあり、ここに400点以上という多数は、他のこの種の出土遺跡の上でも特色のあるものである。こゝに、これらについて、いさゝかの概要を述べようとするものであるが、この場合、各地の遺跡出土の例と比較照合することも必要である。ところが、現在、各地において知られている墨書き土器の資料は、まことに膨大なものがあり、その集成は、到底一個人においてなすことは不可能である。こゝには、とりあえず、手許にある報告書等をもとに、その資料を集成し、これらの上から、伊場墨書き土器の比較を試みたいと思う。

第1節 各地出土の墨書き土器の概観

1 墨書き土器の発見された遺跡・遺構の性格

墨書き土器は、日本の各地の遺跡から発見されており、その遺跡の性格も多岐にわたっている。こゝに、その主なものを整理したい（なお遺跡名は、都府県名と地域や遺跡の略号にとどめた。付録の「出土地名表」を参考されたい。また遺跡名の場合、跡を省いた）。

① 宮殿跡とその周辺遺跡から発見されるもの　奈良・平城宮から発見されている。文字の種類も豊富である。これらには、容器の名称・人名・記号・容器に入れる物資名や年紀をあらわすもの、習書的なものもあるが、さすが平城宮出土のものとして一種の貴賤を見せ风格を示している。土器は土師器・須恵器で、壺・塗等に多い。底部内面・底部外側・側面等にはほどこされており、ことに習書的なものが多く、年紀をあらわすものがあることも特殊である。ほかに他人に使用させることをきびしく禁ずる禁令的なものもある。

他に、左京一条三坊地域内から発見されており、判読できるもの116点という。それには、容器の名称を示すものの、盛る物資の名をあらわすもの、場所名・地名・人名・年紀をあらわすもの、習書的なものなど多種にわたっている。

② 特殊な地方官衙跡から発見されるもの　こゝでは特に、福岡・大宰府出土の資料を考えたい。

この遺跡からも、かなり多く発見されており、須恵器・土師器の壺・皿がある。

中・井・房などのほか、造寺・調長などの文字もある。壺蓋の口縁部内面に主口とあるものも特殊である。その他、井戸底から発見された壺には、東院とあるものもある。なお、近くの青畠遺跡から発見されているが、八代・豊仁と判読されるものが発見されていることを付記したい。

③ 国府・郡衙の地方官衙跡から発見されるもの 各地の国府や郡衙の遺跡、その他の官衙とみなされる遺跡から発見されるものも多い。これらには、その付近の住居跡から発見されるものもあるが、便宜これをまとめて述べることにする。

栃木・下野国府や周辺地域の遺跡、その付近の住居跡から、土師器（高台付环）が発見されたが、その体部外面に山田の墨書きがあり、また白と判読されるものが出土した。鳥取・伯耆国府では、周辺の濠や土坑等から、人麻呂・荒國・命福・南・坂・木などの墨書きのものが発見された。鹿児島・薩摩国府では、土師器（壺）の底に圓口と判読されるものが発見された。

なお国府跡と判断することに困難なものがあるとしても、一応、これに推定されている遺跡発見のものもある。たとえば、新潟・下田府は、佐渡の国府的性格をもった遺跡と考えられているものであるが、須恵器（壺）の底に、木の文字のものが発見され、この遺跡に関する若宮遺跡では、井戸跡から、寺・伯・三・十・万等のものが出土した。郡衙関係とみなされている遺跡からの発見例も多い。

福島・関和久は、陸奥隅白河郡衙跡と考えられているものであるが、土師器（壺）の外がわに白と判読されるものが発見された。また、静岡・御子ヶ谷からは、墨書き土器がかなり夥しく発見され、むしろ、これらの文字によって駿河国志太郡衙に關係あるものとみなされた。すなわち、これらは6B102といわれている建物の周囲道路遺構の南側底部に集中しており、中には朱書きのものもある。文字は、次のようなものが多い。志太・志太口・大領・志火・志太・少領・志太少領殿・志太少・主張・志太所・中衛・志所上・志房・前玉・上諸・上人・前凡等。

④ 地方の官衙的な性格とみなされる遺跡から発見されるもの 国府や郡衙とは断定することはできないが、官衙的な性格をもつものと考えられる遺跡から発見されるものも多い。

秋田・足田出土例もその一である。性格は不明であるが、官衙に關係あるものとも考えられる。赤麻呂・今・引・領・的・果・管・是木・供等のものが発見され、付近の城跡からも遺跡からは、供・行・今・果・若・玉・連などのものが発見された。

壽馬・十二宝塚も、上野国佐位郡衙跡とも考えられており、地方官衙的な性格をもつものであるが、堅穴住居・掘立柱建物柱穴・溝その他当時の遺構面から、土師器・須恵器にほどこされた各種の墨書きのものが発見されている。上田・九・万・上・夫・忠・神田・十・大井・水・長・棕・左・木万・吉・足等で、そのほか、井戸周辺からは大井・北井の文字のものが発見されている。

栃木・小松原は、或いは駅に関連するものとも考えられているものであり、住居跡から、駅・駅の文字のものが見出されている。そのほか寒川・山・方・中の文字のものもある。

滋賀・美濃も、古代官衙関係の遺跡にみなされるものであるが、その第三建物群で、壺の側面に、文字は不明だが、一字が書かれている。

⑤ 城柵跡から発見されるもの 東北地方の城柵跡から発見された例も、かなり多く見受けられる。宮城・多賀城では、厨・刑などのものがあり、宮城・伊治城では、住居跡であるが、東・城厨・仁の例がある。その他、全または金と判読されるものもある。岩手・藤沢城では、火の文字のほか、花（又は花）の文字のものが見出されている。

秋田・秋田城の城跡内地域からも数多い。机□・厨・大□・真上・大・仁・太・望・主・皿・上・慶・中・県・中倉・上・十万・倉人・石・刀・大手・尤上□・二・人・人取・国・金・官・長岡・八万・政・正駅など各種の文字があるが、そのほか雄勝・秋田・政所・厨・六郎□などの文字のあることが注目される。また、城内の住居跡から発見される例も多い。主張・官・厨・官厨舍・秋田・官厨・中食・藏・寸・庄司・見官・などである。なお南見觀念花念花の七字を書いたものが発見されている。ほかに、岩手・金田館といわれている地域も、古代柵と関係あるところとみなされているが、本・石などの文字のものが発見されている。

⑥ 居館・城館跡から発見されたもの 居館や城館跡から発されるものもある。これらの遺跡には、中世のものもあるが、一応記しておこう。

埼玉・菅谷館からは、土師質のいわゆる「かわらけ」に、仮名文字で「□□ちや」と読めるものが発見されてい

る。土坑内であり、或いは墓かも知れない。長野・戸戸坂は、居館とも関連するのではないかとも考えられている遺跡であるが、住居跡から、下・甲・才・甲才などの文字のものが発見されている。

⑦ 寺院跡又はその周辺から発見されたもの 寺院跡、または周辺の地域、ことに、寺院と関連するとみなされる住居跡から発見される例がある。

福島・清水台では、土師器にほどこされたものが、十余種発見されている。ほとんど解読できないが、判明されるものに、厨の字のものがある。

茨城・常陸国分僧寺からも、足に近い文字のものがあり、尼寺からも法華・末・二下などの文字のある土師器が発見されている。茨城・新治廃寺では、寺院北方の畠地から田辺の文字のある土師器(环)が発見される。

また茨城・鉢形神宮寺では、神寺の文字の土師器が発見されている。

栃木・下野国分僧寺からは、十・上(?)、尼寺からは謎の文字がある。

千葉・下総国分僧寺では院、尼寺からは尼寺・安の文字のあるものがある。

また、栃木・下野国分僧寺南遺跡には住居跡群があるが、その中の131号住居跡といわれているものからは、蓮・寺・市本・宅・福龍・吉の文字のあるものが発見されている。

長野・信濃国分僧寺・尼寺においては、その近くに明神前遺跡があり、これらの二寺に關係する住居跡と考えられる。仲仙・宇宝、講院の文字のものが見られる。

長野・大村廃寺では、□□堂の文字のものが発見されている。
(東カ)

新潟・横瀧山廃寺では、土師器(环)の外外面部に、寺の墨書のあるものが発見され、鳥取・伯耆国分尼寺では中央建物の西側の溝から大一、西南隅建物の南側から□福が発見されている。いずれも土師器であるが、後者の場合、蓋の内面であることが注意される。

兵庫・但馬国分僧寺からは木本という文字のあるものが、高台付の土師器の底の外面にほどこされている例が発見されている。

奈良・西院寺から須恵器の底部外面に肩・左衛、本、太、大、田□・神龜□年・給隆などの文字のものが発見されている。

⑧ 生産関係から発見されるもの 生産関係遺跡としての製鉄址から発見される例がある。たとえば、千葉・南大広の遺跡では、製鉄址内又はその付近から13片発見され判読可能のものに、立・寺の墨書き土器が出土しており、前者は5例、後者は2例発見された。

また長野・桑原池尻では、製炭跡とみなされる遺構から土師器(环)の側面に百の文字のあるものが発見されている。

⑨ 祭祀関係とみなされる遺跡から発見されるもの 茨城・小野では、土器が一括して発見された。この遺構は旧小野城跡内にあり、地表下40センチのところに50センチ四方の小坑がほらされていたものであるが、その内部の底部に30個の环が四枚づつ重ねており、東・西・南・北・中などの墨書きがほどこされていた。

⑩ 古墳又は埋葬に関係あるとみなされる遺跡から発見されるもの 古墳に関係あるとみなされるものには、千葉・村上第1号古墳では、その周溝から東・春(?)卅などの文字の例が発見されており、その他、判読不能のものが8個発見された。

また、長野・本柳古墳では、終末期の性格をもつ横穴式石室の棺床から、土師器の側面に久の文字のあるものが発見されている。

秋田・神麗敷では、土坑が発見されるが、内部と木炭片や竹粉もあり、墨書きとみなされる。この中に土師器(环)があり、蓋に仏と墨書きされたものが発見された。

そのほか、骨壺そのものに墨書きされたものがある。特殊な例ではあるが、広い意味で墨書き土器の例に入れて差支えなかろう。たとえば、早く紹介されたものとしては茨城・岸海原田で、勝生と墨書きされた骨壺が発見されており、茨城・北の谷遺跡では、人頭とみなされるものが画かれるとともに、宮と判読されるものも墨書きされていた。再葬

によるものとみなされる。柄木・下野薬師寺南において、今口壺棺とみなされるものには中の文字がある。

⑪ 集落住居跡から発見されるもの 集落住居跡からの墨書き器の発見例はかなり多い。ただ、この場合、発見されたこの種の遺跡が、さきに述べたような官衙・城柵・寺院等に近接し、またはその地域内にあり、これらと何等かの接触関係があったとみなされるものと、このような施設と関係なく、単独に、住居だけの機能をもつものとがある。ただ、後者の場合でも、調査の如何によっては、官衙・城柵・寺院等と関係のあるものとみとめられる場合もあり得る。

官衙・城柵・寺院等と関係をもつてているいくつかの例は、既に紹介したが、こゝでは、これらの紹介に洩れた集落住居跡出土の例をまとめてみたい。

秋田・脇本の遺跡は、家屋が埋没されていることで周知されているものである。こゝでは、墨書きの文字はどこされた須恵器は、全体の35%以上の107件に及んで発見された。これらの例には、七・雄・十・火・上・高・女・矢・慈・万・木・川・用・文・攝・不・禾灰・火・廣・商・主財・里権等があるが、肘部や底部外面に見られる。ただこの住居跡群は、秋田城とも関連するものとも考えられる。

茨城・八幡上遺跡では土師器(焼)に子丸・火束と墨書きされたものが発見されている。しかも、これらは燈明皿に用いたものであることが明かである。なおこの遺跡からは鏡の石製模造品が発見されている。

茨城・石井台遺跡でも、6号住居跡から須恵器(环)の底に、三和田とあるものが発見され、14号住居跡では、土師器(高台付环)の側面や底に中火嚴の文字のものがあり、その他、4号住居跡からも判読不能のものが発見されている。

茨城・一騎山では、4号住居跡から大口と判読されるものが発見されている。水戸市東町住居跡からは、莊・休の文字のものがあり、ほかに鬼墨書きによって中の文字の刻まれたものもあり、墨書き上器と刻青土器との両者の用いられていることが知られる。茨城・烏山では大家の文字のものが発見されている。

茨城・永井も、住居跡とみなされるものであるが、文福の文字のものがあり、他に「はせ」と平仮名のものがあることが注意される。また、茨城・岡の出上の土師器(环)には、外面と底面とに、福の文字が大きくほどこされている。柄木県内では、柄木・山向で、大その他のものが見られ、星ノ宮ではA地区1号住居跡から高、2号住居跡から高、東方(?)の文字の例が発見された。

埼玉県では、埼玉・水深の9号住居跡から、上師器(环)の底部外面に、大の文字のあるものが発見され、12号住居跡から土師器(浅环)の底部外面に、同じく大の文字のものが朱書きされている例が発見された。

埼玉・下新田26号住居跡から白、口慶の文字のものが出土している。埼玉・中掘からは、平の文字のもの、埼玉・中通では7号住居跡から須恵器(环)の側面に七の文字、埼玉・相撲場では、40号住居跡で、須恵器(环)の底部内面に十二という文字のものが見られている。

埼玉・小仙波では、1号住居跡の付近から須恵器(环)の胸部に「太上」の文字のものがある。

千葉・須和田では、大王・貞・思(矩)などの文字のあるものが発見されていることは古くから知られているが、近年の発見のものでは千葉・山田水呑の例があり、山辺・山辺太・家政・愈・佐・小付・井・山口館・上上・中野・佐田・山辺・加・末・成など多種のものが発見されている。これらは総数104点に達しているというが、旧山辺郡山口郷に当るものと考えられており、その北東約3.5キロに都術の地も推定されている。千葉・仁戸名ではD地区4号住居跡から安口が発見され、千葉・国分の遺跡では13号住居跡から代、18号住居跡からは上の文字のものが発見されている。千葉・国造遺跡では、20号住居跡から土師器(环)に長の文字のあるものが発見されている。千葉・臼井南(神明社A)地点からは、土師器(环)の外側中央部に、肅又は上加と判読される文字が、五例ほど発見されており、そのほか、大大と判読されるものも出土している。

千葉・前山A-2号住居跡から土師器(环)の底部外面に敷の文字のものが発見されている。

新潟・半ノ木では、須恵器(环)の底部外がわに墨書きらしいものがあることが知られているが、文字か記号か明かでない。

東京都では東京・高久保から、太・者・天・天などの例が発見されており、東京・城山（中央学園内）からは、土師器（壺）の側面に高大寺と墨書きされているものが発見された。

長野県では、長野・生仁では9号住居跡から土師器（壺）の側面に本の文字のもの、長野・荒井では、山山か出土と判読されるものが発見されている。長野・馬口では、土師器（壺）の外面に玉の文字の墨書きされたもとが発見されている。長野・下条灰塚遺跡では田・大・日（？）・百（？）・平（？）と判読されるものがあり、その他、片仮名の「イ」と読めるものや、什などの文字があり、ほかに記がかなり多く発見されている。

長野・福島でも、判読に困難なものがあるが、D11号住居跡といわれているものから墨書き土器が出土している。

長野・川久保では、七□□と判読されるものがある。

山梨・日下部では、干・要等の文字のものがあった。

静岡県内では、静岡・藤井原で女・日・南（？）などの墨書き土器が発見され、静岡・天間代山の7号住居跡から、力の文字のものが発見されているが、これは須恵器の蓋の内面にあることで注目される。また、静岡・前峰では、2号住居跡から袁の文字と施めるものが壺の底部外側にはほどこされている例が発見されている。静岡・舟久保では土師器（壺）の外面に倉の文字のものが発見されている。

三重・船井貝塚は、平安時代後期の頃、営まれたものとして早くから知られているが、鮮明な文字が60例にも達している。文字は須恵質の土器の縫形のもの底の外面にあり、反・吉・万・大の一文字のものから、井上・田生・福多・太洋・屯女・大善・太富・加福・平安等のものがある。

広島・草戸千軒も、年代は下降し、特殊な遺跡であるが、荒神と墨書きされたものが発見され、同じく中世のものであるが、広島・土堂では、皿に片仮名で「つりやうきん」とあるものが発見されている。

なお、住居跡の場合、それぞれの住居の使用者によって使いわけがあったのか、換言すれば、住居のそれぞれの間に墨書き土器を使ったものと使わないものとに、何等かの生活状態とか地位などの区別があったかどうかをいろいろと考えねばならぬ今後の課題であろう。たとえば、千葉・山田水呑では、30号から上、80号から井の墨書き土器が使用しており、他にこの種のものない住居跡もある。千葉・国分では、13号に代、18号に上の墨書き土器はあるが、他の住居からは出土していない。茨城・一騎山では、多くの住居跡の存したにかゝわらず、4号住居のみから出土している。

秋田・秋田城内の住居跡では、次のような発見がある。

- 1号 木
- 5号 主張（埋め土）
- 9号 宮（埋め土）
- 11号 宮厨舎（？）
- 14号 秋田・官厨（床面） 宮（埋め土）
- 18号 中食
- 28号 殿（床面） 宮□（埋め土）

であり、他の住居跡にはない。これら墨書き土器のあった住居の使用者は、墨書き土器のない住居の使用者と区別があったのだろうか。また、このようなことを無視して、偶然なものと理解してよいであろうか。

次に、住居跡に、城跡とか、官舎とか、官的なものが多いとともに、寺の文字のある例、その他、個人の住居にふさわしくない文字が見られる。この場合、官衙・寺院等の近くにある場合は、その関係を考えるべきであり、たとえば寺とある場合、その寺に対する信仰・帰依の態度を示すものもあるろう。しかし官府又は寺院と関係した人が、たとえば本来官邸や寺院にあった使い古しを家にもち届けたというような最も常識的な事例も無視すべきではないであろう。

⑫ その他の遺跡から発見されるもの 以上、現在において知られている出土遺跡の性質を整理したものであるが、その他これらに属さない特殊な遺跡の出土も予想される。これらは今後の発見にともなって補充する余裕をも

としておきたい。

2 土器にほどこされた墨書きの部位

墨書き土器といわれているものは、須恵器にせよ、土師器にせよ、蓋・胴部・底部など、その各部分に墨書きされているものである。これらの部分のいずれかにはどこすことは特別に意義をもつものであろうか。或いは、単に便宜的なものであろうか。

土器の形態は、壺・皿・碗といわれているものに多く、これらに高台のついているものもある。その他、広口壺・高杯にもある例がある。蓋関係の特殊なものには、蓋に見られるもの、比較的口の狭い壺に見られるものがある。墨書きではなく、荒書きの例には、壺の肩部に見られるものもある。

これらの各形態において、もし消え失せず、或いは磨損されない効果をねらう上では、高台付の壺・皿・碗などの底部外がわ、又は蓋の内面が、最も合理的である。誰人にも目にとまることを考慮するときは、胴部である。そして、土器を安定させた場合、上から下に、すなわち口縁部から底部の方に墨書きする方法が効果的である。ほかに、蓋の外面に墨書きする場合も効果的である。

皿にせよ、壺にせよ、その内面にほどこされる場合は、液体を入れる器であったなら、実用としての意味はない。固体のものの場合は、磨消のおそれがある。しかし、滑背的な対象として利用した場合は、問題でない。

では実際に、どんな部位にほどこされているであろうか。

① 蓋の内面にあるもの 蓋の内面にほどこされている例は、かなり多く見られる。静岡・御子ヶ谷では、志太少領等の文字が比較的小さい字で、蓋の内面に縁近く寄せてほどこされている。静岡・天間代山では力の文字が蓋の内面にある。奈良・平城宮では、蓋の内面に、論語・改白などの文字がある。鳥取・伯耆国分尼寺では、□福の文字が、やはり内面にある。

② 蓋の外表面にあるもの 秋田・秋田城では、秋田の文字奈良・平城宮では十の文字、奈良・西隆寺では大・長野・下条灰塚では戈の文字のものがある。

③ 蓋の内面・外表面にあるもの 奈良・平城宮では、万呂などをはじめ多数の文字が内外面にある。

④ 体部にあるもの 体部すなわち側面にあるものが最も多い。墨書き土器といわれているもの多くは、ほとんどこの例といってよい。

特殊なものとして、奈良・平城宮では「弁院勿他人者」などの文字も体部である。その他、茨城・常陸國分尼寺の法華、樹木・小松原の巣、秋田・秋田城の秋田・哥など多くのものが、この例である。

ただ、これらの場合、文字のほどこされる方法に種類がある。

多いのは、口縁部の方が、上位に当るように書く例である。土器を安定する場合、文字が最もよく読める上に効果がある。しかし、反対に、逆な例がある。すなわち、底部の方が上位に当るように書く例である。書く場合には口縁部の一端を左手にもって書くので書き易いが、安定した場合は、逆字となる。静岡・舟久保の倉、樹木・山向の大の字、埼玉・中道の十の字など、その例も少くない。

また、口縁部寄りや底部寄りに書かれたものもあるが、口縁部なり底部なりを、左又は右において、体部にたて書きするものもある。茨城・八幡上の子丸の文字、樹木・星ノ宮の東方・寺など、樹木・薬師寺南の京などそれである。他に、長野・明神前の八千などそれである。茨城・永井では文福の二字が体部に大きく、この用法で書かれている。

⑤ 体部から底部にかけてあるもの 体部にあたる側面から底部の外間にわたって、またがって書かれている文字がある。もっとも、この場合、文字はいずれも大きい。福島・清水合では扇の文字、福島・閑和久では文字は不明であるが、やはり体部と底部にまたがっている。千葉・山田水谷では、上の文字にその用例があり、長野・戸戸坂では甲の字が、長野・明神前遺跡では、子の字がやはり同じ方法でほどこされている。

⑥ 底部外表面にあるもの 底部外表面の場合は、安定させ文字はかくされている。しかし、側面が手ずれや外気に

よる損傷度消の度の多いことに比較すれば、文字の保全には効果的であり、墨書き土器の効用からいえば、最高のものといえる。秋田・脇本では、墨書き土器は 158 点発見されているが、八割以上は底部であり、ことにその文字が多い。秋田・秋田城の場合も 175 点の中、底部のものは 127 点ある。六郎□・館・厨・政・厨・□厨舎・人長などの文字も底部である。宮城・伊治城では西(?)金(今)・城厨・仁など、みな底部である。

茨城・岩瀬間中では、高台付塗の底部外面に永宝・林家・万□などの特殊な文字があり、また茨城・小野の場合、祭祀に使用したとみなされるものに、東・西・南・北・十の文字の土器があるが、いずれも底部の外面である。茨城・石井台の三和H、柄木・下野国分尼寺の國、柄木・下野国宇の庭料、千葉・南大庄の寺、新潟・下園府の木なども同じ例である。ここに木の字は、須恵器(高台付塗)の底部外面に太々と書かれている。その他、鳥取・伯耆国序の人麻呂・荒國・木、兵庫・但馬國分寺の木木、三重・桂井の福多・初安・太富・平安・加福、埼玉・相模場の十二、柄木・那須官衙の徳、群馬・十三宝塚の万・天・神田・上・北井、新潟・横流山の寺、新潟・下園府の成・上・千、静岡・御子ヶ谷の志太少領等、広島・草戸千軒の荒神、奈良・西隆寺の厨・右衛・中井・神龜□作、裕隆、福岡・大宰府の東院、鹿児島・薩摩郡分寺の國・厨などもある。

なお奈良・平城宮の場合には、□月・五月・水・酒・麻田・石寸・倭等があり、□年七月七日の毫の紀年銘のものもある。しかし、一方、同じ紀年銘のものでも、和銅□正月十三日のものが体部側面にある。

⑦ 底部内面にあるもの これは、実際に使用する場合、摩損度の重なるそれが十分考えられるものであるが、稀に見られ、また特殊な用途と考えられるものにある。

埼玉・相模場では、須恵器(环)の底部内面に十二とある。鳥取・伯耆国宇では土御器(环)の底部内面に命福とある。

これらは特殊なものであるが、土師器の底部内面は、本来の使用の目的から外れたとき、習慣的なものに利用されることが多い。奈良・平城宮から発見されている。

觀・裳・揚・真・人事・宮・麻呂・麻などその例とみなされる。秋田・秋田城の須恵器(环)の底部内面にある南見觀念花念花の七字も同じであろう。

⑧ 底部の内外面にあるもの 奈良・平城宮からは、表に津が六字、裏に神の五字、浦が二字ほどどこされているものが発見されている。習慣的なものである。埼玉・皿尾でも、須恵器(环)の底の内面に安□、外面に安の文字がある。

3 文字の集成

墨書き土器の文字について理解する場合、各地から発見される文字を集成することが必要である。このことは多くの人々の協力によりなされなければならないものであり、一個人で完全なものを作製することは至難のことである。こゝにはとりあえず、手許の報告書にもとづいて、これを集成し、今後多くの人々によって補訂されることを期待したい。

① 判読可能な文字のみにとどめた。

② 字画の順序を追って配列したが、若干正確な字画を採用しないものもある。

一	秋田・脇木、秋田城、新潟・若宮、福岡・上須川	九九	山形・平田
二	千葉・石津、秋田・秋田城	十	秋田・脇本、埼玉・中道、群馬・十三宝塚、新潟・若宮、長野・高山、奈良・平城宮
七	長野・内田原、福岡・上須川		福岡・上須川
七□	長野・川久保	十方	秋田・秋田城
八	山形・手蔵田、千葉・込の内	トニ	埼玉・相模場
八千	長野・明神前	千	新潟・若宮
八十二	福島・開和久	力	長野・余里、静岡・天間代山
九	群馬・十二宝塚、奈良・平城宮	又	秋田・払田、千葉・込の内

乙丸	長野・中里敷	中	千葉・鹿野神社、福岡・上須川
乙成	福岡・上須川	也	奈良・坂城宮
人	千葉・石神、鳥取・伯耆國守	乃	千葉・辻の内
人万	福島・新闇	丸	秋田・秋田城、山形・平田、長野・南大塚、山梨・日下部
人麻呂	鳥取・伯耆國守		
人寧	奈良・平城宮	才	秋田・秋田城、臨本、柳木・小畠原、群馬・十三宝塚、千葉・国分、須和田、辺の内、山田水谷、新潟・下屋敷、若宮、下國府、長野・宮城
人祐	"	上	千葉・山田水谷、印内
人間	"・権原		千葉・神明社
三	新潟・若宮、奈良・平城宮、福岡・上須川		静岡・御子ヶ谷
三幸	福島・金上		千葉・山田水谷、群馬・十三宝塚
三和田	茨城・石井合		千葉・石神
千	千葉・須和田、辻の内、長野・内田原、新潟・千種	上人	前田・御子ヶ谷
千世	茨城・野賀	上田	福島・新闇
廿	長野・下条灰塚	上刀	長野・日下坂
万	新潟・岩宮、三重・愛宕半	上堵	秋田・秋田城
刃口	茨城・四小塙	上方	秋田・藤木、福島・上久保
千	千葉・熊野神社	下	奈良・西院寺
久	長野・一本脚	下人給	秋田・上須川
久米	奈良・西院寺	川	長野・海戸・
支	秋田・臨本	川口	茨城・八幡ノ上
子	長野・明神前	丈	岩手・二木鹿
子井	新木	丈万呂	秋田・秋田城
子着	千葉・辻の内	六	秋田・山田水谷、園府台
子丸	茨城・八幡	六東	千葉・東金台
工	福島・杉、木平、千葉・東金台、長野・桜井戸	六万	千葉・真間
上師神主	茨城・下上郎	六郎 ²⁰²	柳木・下野國分僧寺、下野國府
大	秋田・臨本、藤木、福島・新闇、岩手・亞沢城、埼玉・水深、新潟・さるやま、千葉・辻の内、真間、須和田、長野・小塙外、有尾・富士里、生仁・下条灰塚、松ノ木、岐阜・南一色、静岡・田村、三重・増の坪、奈良・西院寺、平城宮、福岡・上須川	山	千葉・取香川
大一	鳥取・伯耆國分寺	山六	千葉・山田水谷
大大	千葉・渡戸、神明社	山王	"
大工	山型・八幡	山田	"
大井	群馬・十三宝塚、千葉・取香川	山井	"
大家	茨城・烏山	山佐	"
大生	茨城・龜山	山邊	"
大田	山形・下清水、茨城・一騎山	山辺大	"
大寺	福岡・上須川	山口館	"
大手	秋田・秋田城	女	秋田・臨本、千葉・下總四分尼寺、新潟・莊司免、静岡・藤井原
大五	千葉・須和田	太	秋田・秋田城、千葉・辻の内、東京・池久保
大金	福島・金上	太上	埼玉・小仙波
大領	静岡・御子ヶ谷	太富	三重・袖井
大涅	茨城・文京	王	秋田・足田、山梨・日下部、八幡、長野・馬口、奈良・平城宮
大治船	熊本・熊本高校	天天	東京・池久保
小付	千葉・山田水谷	夫	群馬・十三宝塚
小門	"	大	長野・火垂
小治田寺	"	工	長野・福島、福岡・上須川
		今	秋田・足田
		井	秋田・秋田城、山形・大石、千葉・山田水谷、奈良・平城宮

水	秋田・秋田城、群馬・十三宝塚、奈良・平城宮、西隆寺	主加	下葉・神明社
中	秋田・臨本、秋田城、茨城・山神、石井台、群馬・小笠原、群馬・十三宝塚、奈良・平城宮	上張	秋田・秋田城、静岡・御子ヶ谷
中中	茨城・石岡	主厨	秋田・臨本
中井	奈良・平城宮	生	秋田・松田、千葉・下飯田分尼寺
中野	下葉・山田水谷	生上	千葉・国分挾地
中新	茨城・石岡	正駅	秋田・秋田城
中衛	静岡・御子ヶ谷	地方	千葉・石津
中食	秋田・秋田城	田	秋田・弘田、臨本、千葉・山田水谷、山梨・口下郡、長野・福島、毛賀、新潟・下川敷、千種、福岡・上須川、熊本・高木森
中火殿	茨城・石井台	田上	朽木・荒寺南
木	新潟・下關府、長野・浜井場、生仁、鳥取・吉備國守	胡人	朽木・向山
木本	兵庫・但馬國分寺	田生	三重・袖井
木方	群馬・十三宝塚	丹波	茨城・新治院寺
手	千葉・込の内、福岡・上須川	田豪	福岡・上須川
予森	新潟・千種	田上	奈良・西隆寺
引	秋田・足田	白	福島・関和久、朽木・下野國府、埼玉・下新田、長野・大桑
毛	山形・土崎、群馬・無川、千葉・込の内	日	福島・上八久保
仁	秋田・秋田城、雄物川、山形・大藏新田、宮城・伊達城	由川	秋田・雄物川
少領	静岡・御子ヶ谷	由加	奈良・平城宮
戈	長野・下条灰塚	由祐伯	千葉・東金合
公	茨城・栗崎	甲	長野・田戸坂
内	長野・園部	甲本	茨城・鳥山
内掛	奈良・平城宮	甲才	長野・田戸坂
内裏鑑所	"	用	秋田・臨本
方	朽木・小笠原、群馬・十三宝塚、長野・岡部	正	千葉・宵崎
文	秋田・弘田、山形・平田、大藏新田、茨城・佐竹	立	千葉・南大広
文福	茨城・永井	木	秋田・臨本、岩手・金田館、三日町、宮城・伊達城、長野・生仁、奈良・西隆寺
文選卷	奈良・平城宮	木口	奈良・平城宮
文文文神道	茨城・石岡	禾	秋田・臨本
春坂		禾灰	"
日	千葉・木下別所、山田水谷	左	群馬・十三宝塚
月	山形・平田、千葉・渡田、長野・高出	左兵	奈良・平城宮
反	三重・仙井	左兵下	"
尺万	茨城・石井台	右衛	奈良・西隆寺
介	長野・下条灰塚	右奥	奈良・平城宮
升	奈良・平城宮	右井	千葉・取香川
丹	秋田・秋田城	石	岩手・金田館
元	長井・下高井	矢	秋田・臨木、千葉・国分校地
冗余	千葉・込の内	古	秋田・臨木、千葉・十三宝塚、千葉・込の内
不(?)	"	平	千葉・込の内、長野・宮越
五	秋田・臨本、広島・草戸千軒	平安	奈良・平城宮
五万	秋田・秋田城	加	千葉・山田水谷
五目	奈良・平城宮	加加	"
五十戸家	"	加禰	三重・袖井
主	秋田・秋田城、臨本、岩手・三日町、奈良・平城宮、福岡・上須川	市	長野・生仁、朽木・荒寺南
		市市	長野・平出、海戸
		冬	

汗演	奈良・平城宮	可	奈良・平城宮
未	千葉・山田水呑	出	長野・荒井
尼寺	千葉・下總國分尼寺	左	千葉・東金台
史	福岡・津生	北	茨城・山神
西	秋田・払田、它城・伊治城、茨城・山神。	北井	群馬・十三宝塚
	千葉・臨分校地、真間、長野・福島	長	秋田・足田
古	秋田・秋田城、払田、板木・薬師寺南	成田	千葉・山田水呑
	千葉・官崎、群馬・十三宝塚、	戌	"
	三重・袖井、奈良・平城宮	机(?)	秋田・秋田城
寺	削木・小松原、薬師寺南、墨ノ宮、	車	群馬・渕川
	千葉・南大広、新潟・若宮、	里	秋田・臨本、千葉・清戸
	群馬・十二宝塚、長野・三才七本松、	甲万	福島・岸金上
	福岡・上須川	足鹿	秋田・臨本
寺家	福岡・上須川	見官	秋田・臨本
刑	宮城・多賀城	良	長野・高出
利	福岡・大宰府	男	奈良・平城宮
守	奈良・平城宮	直	茨城・石井合、長野・福島
守前家	茨城・岩瀬開中	足	秋田・藤木、茨城・常陸國分尼寺、
宅	千葉・福治台	寮	群馬・十三宝塚
安	埼玉・皿尾、千葉・下總國分尼寺、	志走	奈良・木城宮
	山梨・東堀越	克	千葉・印西、草深
安院 ^(?)	埼玉・皿尾	角	長野・小垣外
安口	奈良・平城宮	谷	長野・生仁
安口	千葉・門戸名	辛	長野・小垣外
宅	栃木・薬師寺南	赤麻呂	千葉・込の内
宅安	三重・袖井	秀	秋田・足田
卉流勿他者	奈良・平城宮	忠大	秋田・秋田城
卉院勿他者取	"	志太	静岡・御子ヶ谷
此院和家云々	"	志太少	"
百	新潟・若宮、長野・桑原	志太少領	"
光	秋田・秋田城	志太少領敵	"
农具	長野・御影新田	志太領	"
庄司	秋田・秋田城	志肩	"
米	千葉・村上	志肩上	"
全	秋田・臨本	志太脣	"
合	秋田・弘田、千葉・印内	妙見	福岡・朽網
休	茨城・東町	坂下	鳥取・伯耆國守
伊	山梨・日下郡	伴	秋田・臨本、藤木・柳木・淨法寺、
伊太	熊本・熊本高校	佐	奈良・平城宮
仲	千葉・印内、長野・大源田、明神前	千葉	千葉・山田水呑、天神台
仲谷	茨城・東中根	佐貞	千葉・山田水呑
行	秋田・足田	位等	奈良・平城宮
行今	"	伯	新潟・若宮
左口口	福島・清水台	伴	奈良・平城宮
有	長野・杉ノ木	仲	茨城・文京
走	長野・福島	長	秋田・秋田城
沙僧	奈良・平城宮	利	岩手・芦塚、石鳥谷、千葉・込の内
成仙	新潟・若宮	村岡	新潟・渠之江
他代	秋田・臨本、藤木、長野・明神前	村富(?)	岐阜・美濃國分寺
仟	千葉・国分尼寺	玄信(?)	福岡・上須川
	千葉・国分校地	花(?)	岩手・祖沢城跡

向我念	奈良・平城宮	官	秋田・私田, 山形・中道
東	宮城・伊治城, 萩城・山神, 千葉・須和田 長野・天神廟, 上堀, 奈良・平城宮,	官人	奈良・平城宮
	熊本・土ノ上	官爵	秋田・秋田城
東一	長野・上堀	官爵會	"
東方	勝木・星ノ宮	宜	千葉・下総國分尼寺
東院	福岡・大宰府	家	千葉・込の内
國(或を含む)	秋田・秋田城, 熊木・下野國分尼寺, 下野國分尼寺, 千葉・下総國分尼寺, 鳥取・伯耆國守, 新潟・千葉	泊坏	千葉・真間
國內省	奈良・平城宮	明	秋田・上新城
國番	茨城・木跡, 千葉・木下別所	鉄道工	茨城・石河
國口	鹿児島・薩摩國守	南	茨城・山神, 熊木・黒ノ宮, 山梨・日下部, 鳥取・伯耆國守
國分寺	新潟・四日市	南見觀念花念花	秋田・秋田城
周	新潟・下関城, 奈良・平城宮	里	千葉・須和田
直	千葉・山田水谷, 長野・福島, 南大塙	首	秋田・私田
直十	長野・南大塙	思(?)	千葉・須和田
果	秋田・足田, 長野・鳥場南	貞	"
治	奈良・應原	閑	福岡・上須川
的	秋田・足田	者	東京・池久保, 奈良・平城宮
辛	長野・吉越, 戸坂	車	新潟・西日市
若	秋田・藤木, 足田	前玉	静岡・御子ヶ谷
芽	秋田・藤本	前丸	"
知識	福岡・上須川	前家	千葉・東金台
知識所	"	前門	千葉・東金台, 込の内
金	秋田・秋田城, 宮城・伊治城, 長野・高森	春	千葉・村上
合	秋田・私田, 下葉・山田水谷	秋田	秋田・秋田城, 藩本
合人	秋田・秋田城	發成	新潟・千種
企福	鳥取・伯耆國守	是本	秋田・藤本
見	秋田・秋田城, 福島・國造, 群馬十三宝塚, 長野・杉木本	農	秋田・秋田城
底	福岡・上須川	草	奈良・平城宮
底	千葉・下総國分僧寺	荒人	千葉・國分尼寺
施入	熊本・熊本高校	荒園	鳥取・伯耆國守
鉄道工	茨城・石岡	音丸	秋田・私田
政所	秋田・秋田城	事	奈良・平城宮
忠	群馬・十二宝塚	客	山梨・日下部, 奈良・平城宮
来	千葉・込の内	客人	静岡・石田
齊	長野・内田原	泉	群馬・高崎
毒(?)	千葉・市川校地	美	奈良・平城宮
仁合	秋田・私田機	柏	熊本・上ノ上
信等	奈良・平城宮	造	秋田・秋田城
仏	秋田・秋田城, 神照敷	津	奈良・平城宮
供	秋田・足田	法	千葉・下総國分尼寺
信	長野・福島	法華	茨城・常陸國分尼寺
林	茨城・岩瀬間中, 西小崎, 熊木・後藤, 千葉・込の内	庭料	福岡・上須川
林家	茨城・岩瀬間中	城脚	宮城・伊治城
秋女取不得云々	奈良・平城宮	薺村	秋田・私田
季	秋田・藤本	貞	山梨・口下部, 長野・大井平原, 奈良・平城宮
和	千葉・真間	萬國	茨城・石井台
和銅口正月	奈良・平城宮	倉	静岡・船久保
		神	茨城・鏡木, 千葉・須和田, 奈良・平城宮, 橋原

神田	磐島・十二宝塚	博士館	千葉・真間
祐寺	茨城・鹿島	厨	秋田・私田、秋田城、栗木、
伊賀口守	奈良・四條寺		富城・多賀城、福島・清水台、
家	奈良・小松原		奈良・西隆寺、福岡・大宰府
家主	千葉・山田水谷	脚上	秋田・秋田城
家口	"	脚酒	"
寅	千葉・清川	脚舎	"
桑	奈良・平城宮	板	磐島・十三宝塚
酒	千葉・下総國分尼寺、奈良・平城宮	板橋	秋田・秋田城
福太	千葉・山田水谷	楊	奈良・平城宮
酒所	秋田・秋田城	官	秋田・藤木、山形・手藏田、茨城・北の谷
馬	秋田・臨本、鶴木・星ノ宮、群馬・十三宿坂、新潟・四日町	寒川	櫻木・小笠原
高大寺	東京・城山	刀口	茨城・岩瀬間中
倭	奈良・平城宮	答	秋田・足田
侯(?)	千葉・印内	須本	岩手・三木柳
得	千葉・国分寺	栗	新潟・城東
近	茨城・東町	桔	奈良・平城宮
院	千葉・下総國分尼寺	善	"
馬	千葉・東金合	吾	千葉・瀬戸
馬鹿	千葉・山田水谷	音尼家	奈良・平城宮
原	深木・源本高校	潤月	茨城・新治魔守
野	奈良・平城宮	吹	奈良・平城宮
研	"	輪語	"
栗田(?)	茨城・岩瀬間中	敷	千葉・鶴山
鼻神	長野・毛賀	漁	岩手・内川
魂	秋田・弘田、鳥取・伯耆道守	船口	千葉・山田水谷
蝶子	茨城・堀西郡	朝日	千葉・込の内
鳥环口	奈良・平城宮	高	秋田・臨本
鳥食入器二口	"	麗	鶴木・小笠原
莫捉鷹式鳥环	"	辰(玄)	秋田・藤本、秋田城、奈良・平城宮
那	静岡・御子ヶ谷	策	秋田・秋田城、弘田
速	秋田・足田	勝生	茨城・岩海
或	磐岡・前峠	散	千葉・宮崎
袋	奈良・平城宮	膳	奈良・平城宮
為道金	"	類	"
清	秋田・秋田城	龜	秋田・臨木、秋田城
偶	長野・内田原	龜実	秋田・臨木
裏	奈良・平城宮	説	"
菊	"	聖	千葉・込の内
美村	秋田・弘田櫻	埋良印	長野・和泉
魚	千葉・須和田	新	秋田・臨木
吉蔵口	宮城・伊治城	新太田	茨城・東河町
達	秋田・臨本	福	秋田・臨木、藤木、岩手・東見前、大塚、茨城・岡、長野・池田
撫琴	秋田・秋田城	福毛	千葉・須和田
研筆	奈良・平城宮	福万	和歌山・岩崎
絃謡	奈良・西隆寺	福饒	鶴木・薬師寺南
例	福岡・上須川	岱	奈良・平城宮
麥	奈良・西隆寺	備	"
麻	奈良・平城宮	俛	岩手・内川
望	秋田・秋田城	権	秋田・秋田城
透寺	福岡・大宰府	德	福島・金上、鶴木・那須官衙

崩	熊本・熊本高校	ム	千葉・国分校地
観	奈良・平城宮	い(?)	下妻・印内・石神
桜	千葉・下總國分尼寺	く(?)	千葉・石狩
麿	山形・日下郡	はせ	茨城・水井
斎食	奈良・平城宮	の	千葉・家毛鬼敷
衙	新潟・若宮	ろ	武知・加茂
慈	秋田・藤木	口家	朝木・足ノ宮
懐悔	〃	口寺(?)	熊本・田島
説教	長野・明神館	口脣	静岡・御子ヶ谷
鎮	秋田・足田	口春	千葉・込の内
辯	秋田・秋田城	口宣	兵野・浅間
淮	奈良・平城宮	口福	鳥取・伯耆國分尼寺
貢文春	茨城・石岡	口阪	奈良・平城宮
鹿尾派	千葉・石神	口女	長野・福島
源太郎	奈良・平城宮	口米	千葉・込の内
イ	長野・下条灰原	口米堂	長野・大村
ヰ	新潟・若宮	口麗	埼玉・浦川
モキ	〃	口麻呂	茨城・石井台
コ	新潟・千種	□□東院	福岡・大宰府
ト	秋田・藤木	□□ちや	埼玉・青谷館
ホ	〃	記	長野・下条灰原・福島
ニ	千葉・石神		

他に、次のような文字例もあるおもむきであるが、直接、報告書等から点検することができなかつたので、表には掲載しなかつた。

日世(宮城県)、相(岩手県)、宋(群馬県)、那珂・立麻呂(茨城県)、田村(埼玉県)、祐泰・新寺・忍保寺・財権・私得・得・法尼寺(千葉県)

4 文字の種類

墨書き土器に見られる文字は、一字が最も多く、二字が次ぎ、そのほか多いものでも、五～六字とまりである。これらか、どんな意味をもつものであるかは、その発見された個々の遺跡に関連して、或いは総合的な見地から、多くの人々によって考察されてきた。しかも、その意味の不明なものも多い。ただ、こゝで一考しなければならぬことは、文字の内容の分析の場合、その種類・意義・性質とが混迷されていることである。すなわち、文字にどんな種類があるかということと、その文字がどんな意味をもつかということが錯雜している点である。まだ、一つの文字でも、必ずしもただ一つだけの意味や種類に限定されるべきではなく、多種多様のものがあるという点である。さらに、二字三字を略して一字のみにした略字もかなり考えられることである。

まず、文字から考えられる外觀上の種類には、次の如きものがある。

① 地名をあらわすとみなされるもの 墨書き土器には、地名をあらわしたとみなされるものが多い。しかし、地名的な名称でも、他の意味のものも含まれることも考えられるので、断定できないものもあることはいうまでもない。まず、地名で表ええないものには、次のような例がある。

山辺(千歳・水呑)	辻太(静岡・御子ヶ谷)
秋田(秋田・藤木)	寒川(朝木・小笠原)
雄鶴(秋田城)	

② 建物・施設、その場所等をあらわすとみなされるもの 建物全体やその場所・施設等をあらわすとみなされるものも多い。因亭、郡衙、寺などをあらわしたものから、倉、井戸などの施設を示したものも、これに含めてよい。

因(鳥取・伯耆因亭)	岡口(鹿児島・薩摩岡亭)
------------	--------------

大井（群馬・十三宝塚）
 北井（「」）
 石井（千葉・取善川）
 山井（「」）
 中井（奈良・西蔵寺）
 井（秋田・秋田城）
 子井（静岡・小松原）
 鹿井（熊本・熊本高校）
 道井（秋田・秋田城）
 前井（千葉・東金台）
 宇井家（茨城・岩瀬向山）
 山口井（千葉・山田水谷）
 鎌（秋田・秋田城・弘田）
 政井（秋田・秋田城）
 酒井（秋田・秋田城）
 中央巣（茨城・石井台）
 丸戸井家（奈良・平城宮）
 吉尼家（「」）
 □殿（「」）
 □府（「」）
 □□東院（福岡・大牟府）
 志太少領（滑川・御子ヶ谷）
 麻（秋田・秋田城・弘田・宮城・多賀城・福島・清水台）

なお、これらの中に、寺院関係で名前が付せられたものがある。神寺は神宮寺の略号であるが、高大寺等はその名そのものである。文献にあらわれていない寺院を知る上にも重要である。なお刻名の土器であるが、新潟県佐渡郡真野町大字四日市城ノ腰出土の土器には底部内面と福松寺の刻名のあるものもある（『佐渡考古歴史』10 昭和48年）あわせて参考とすべきであろう。

⑥ 人名又はこれに類したものであらわすとみとめられるもの 人名又はこれに類したものと考えられるものもある。人名としては、次のような例をあげてよいだろう。

荒人（千葉・下総国分寺）	人麻呂（鳥取・伯耆国守）
人麻呂（鳥取・伯耆国守）	風万（福島・新聞）
赤麻呂（秋田・足田）	子丸（茨城・那珂湊）
旅呂（奈良・平城宮）	乙丸（絆野・中尾敷）
□麻呂（茨城・石井台）	牛糞（新潟・千種）
麻呂（奈良・平城宮）	勝生（茨城・岩海）
合福（鳥取・伯耆国守）	梨良印（長野・福島）
青丸（秋田・弘田）	鶴男（絆野・松島）
人万（福島・新聞）	玄信（福岡・上須川）

なお、一字だけのものにこのような人名の略したものがあることも考えられる。

墨書き土器ではないが、福岡県糸島郡宮山占領で「戸主麻絹」という文字の簡書きが発見されている（福岡歴史跡名勝天然記念物調査報告10 昭和10年）。この種の墨書き土器の例の発見も期待される。

⑦ 身分又はこれに類したものをあらわすもの

家兵（千葉・山田水谷）	志太少領（静岡・御子ヶ谷）
右衛（奈良・西蔵寺）	大頭（「」）
左兵下（奈良・西蔵寺）	官人（奈良・平城宮）
右奥（「」）	上人（静岡・御子ヶ谷）
副長（福岡・大牟府）	主張（「」）
長（絆野・杉ノ木）	中衛（「」）

等がある。その他、主という文字もかなり多い。ことに、秋田・臨本では 158 点の墨書き土器の例の中、主の文字が 32 点もあることが注意される。

⑤ 性別をあらわすとみなされるもの 男・女の性別であるが、この場合、男の文字よりも女の文字のものがほとんどである。たとえば、秋田・臨本、静岡・藤井原等である。

⑥ 方角をあらわすとみなされるもの 東・西・南・北又は十二支による方角をあらわすとみなされるものも多い。

東（宮城・伊治城、茨城・小野）

西（宮城・伊治城、茨城・小野）

東方（栃木・足ノ宮）

東（千葉・山山水谷）

南北（栃木・足ノ宮、茨城・小野）

戌（〃）

北（茨城・小野）

等である。

⑦ 数量・大小をあらわすとみなされるもの 数量や大きさ等をあらわすとみなされるものも多い。もっとも大という文字の場合、必ずしも大きいのみと思われぬものも考えられるが、便宜こゝにまとめておく。

一（秋田・秋田城、千葉・下総国分寺、新潟・下臣府）

百（新潟・下関府）

二（秋田・秋田城）

千（新潟・若宮）

三（新潟・下関府）

万（秋田・滋木、新潟・下臣府、三重・袖井）

五（秋田・臨本）

五万（秋田・秋田城）

十（新潟・下関府、奈良・平城宮）

十万（秋田・秋田城）

これらの数量の中でも、万などは万呂という人名の略かも知れず、色々な場合があることも考えられるので、必ずしも数量には限定されない。

大きいをあらわすものには、大の文字が多い。

大（秋田・秋田城、臨本、奈良・西隆寺）

上上（千葉・山山水谷）

中（秋田・臨本）

大一（鳥取・伯耆國分尼寺）

上（秋田・秋田城、臨本、新潟・下臣府、千葉・下総国分寺）

四上（栃木・栗原守南）

寺）

もっとも大などの場合、大領とか大郡の略なども考えられる。上も同じである。

なお奈良・西隆寺では、須恵器（甕）の口縁部外面に、焼成後刀子状のもので小の字をほどこしている。大小の意味の小をあらわしたものとみなされる。

また上などの場合も、供上などの意味もあるかも知れない。

⑧ 物資をあらわすとみなされるもの 物資と考えられるものをあらわす例も少くない。

水（奈良・平城宮、奈良・西隆寺）

果（秋田・足田）

酒（奈良・平城宮）

禾糀（秋田・臨本）

汁清（〃）

などは、その物資名をも示すものであろう。

⑨ 吉祥的な文句をあらわすとみなされるもの 吉祥・求福的な文字のあるものも少くない。

吉（栃木・栗原守南、三重・袖井）

太富（三重・袖井）

福競（栃木・栗原守南）

宅安（〃）

平安（三重・袖井）

口福 伯耆國分尼寺（僧名かも知れない）

加福（〃）

⑩ 年紀をあらわすもの 明かに、年紀又は月日をあらわしているものがある。

和暦口正月十三日（奈良・平城宮）

五月（奈良・平城宮）

神地口年（奈良・西隆寺）

⑪ 使用目的をあわらすとみなされるもの 下人繪（秋田・秋田城）これは、供与の言葉に該当するかも知れない。また供という文字なども（秋田・足田）供与又は供えるという文字かも知れない。

⑫ 農耕に關係あるとみなされるのも

田牛（三重・袖井）

田人（橋本・向山）

これらの文字は、農耕生活に關係あるものとも思われる。

⑬ 前後の文脈のない文字又は無關係な文字のあるもの

南見氣念花念花（秋田・秋田城）

文文文神道春垣（茨城・久間）

これらの文字、又は土器に全く無關係な文字、たとえば文透巻（奈良・平城宮）等である。

⑭ 文字を省略したとみなされるもの 一字だけのものに案外これが多い。土器の各部位は、スペースにおいても限定されている。これに文字を記すとき、当然省略の問題が考えられる。

省略のことは、同一遺跡から発見されたものによく示される。たとえば、次のものなどが考えられる。

禾次→禾（秋田・旗本）

中火殿→中（茨城・石井合）

雄勝→雄（〃）

志太尉→志唇（静岡・舞子ヶ谷）

佐倉→佐（千葉・山田水谷）

麻呂→麻（奈良・平城宮）

また茨城・宮隣園分尼寺からは法華とあるものが発見され、他に千葉・下総園分尼寺では法の一宇がある。この場合、法は法華の略と考えてもよかろう。

⑮ その他のもの これらに該当しないものであるが、むしろこれに属するものがかなり多く、今後の検討にまつものがある。

5 文字の性質

次に、墨書の文字の内容にはどんな性質のものがあるだろうか。換言すれば、これらの墨書土器はいかなる目的用途のために使用されたのだろうか。この場合、文字そのものよりは、出土の性質や遺構をあわせ考える必要がある。次に、これを考えたい。

① 場所の所属を明かにするもの これらは地名や建物・施設等に多い。那珂・志太・山田等の地名も、その場所が明示されているものである。厩・院・政府・厨・中央殿等もそれである。ただ厨の文字は最も多く発見されているものの一例であるが、この場合、志太厨・城尉などのように広く施設全体をさすものと、厨舎などのように一つの建物のみをさすと思われるものもある。厨の一宇の場合も、その両者を考える必要があろう。

② 所有をあらわすもの 土器の所有を明確にするものである。

主という文字も比較的多い。ことに秋田・脇本では、第3次調査だけでも38点発見されている。全体の35%以上という。報告書には、中央官職の内容につながるものでないかとも考えているが、ほかに、その家屋の持ち主の主人長者と関係あるものかも知れない。

なお、客とか客人なども、いわば来客用ということを考えたかも知れない。

人名を示したものなどは明かにその持主であろうが、ほかに志太少領なども明確なものがある。人長、調長などもそれであり、家正もこれに該当するであろう。

女という文字も比較的多い例である。これに対して男という文字は少い。名前がないので女だけにしたのか、女だけの用途に限定したための身分的なものがあるのか、とにかく面白い。

③ 整理を必要とするためのもの 置く場所を定めるとか、整理を必要とするものがある。一・二・三などの数字もそれであるが、百とか万とかになると、人名の略号ともみなされるものがある。四上とか、大とか中などもこれに関連するかも知れないが、これらの文字は他にも種々の場合に用いられたものであろう。東西南北の方位なども、他の祭祀その他の意味もあらうが、整理的なものも含まれているかも知れない。

④ 容器に入れるものを明確にしたもの この土器にどんなものを入れておくかを明かにしたものがある。汁漬などもその例であるが、水・酒・果などもこのような用途のものであろう。また禾灰も同じであり、禾の一宇もこれだけでは意味がわからないが、禾灰の略と考えれば納得できる。

⑥ 祭祀・行事等のためのもの 次城・小野において30個の壺に東西南北中の文字が、壺の底部にあり、四枚づゝ重ねてあったことなど明かに祭祀信仰に関するものであり、東西南北中など、方角とか位置をあらわすとみなされるものに、このような目的のあったことも考えられる。

また、茨城・土師出土の土師神七の如きも特珠である。報告者佐藤次男氏が土師郷の人々の氏神を奉斎するものとみなしているが、住居跡から発見されていることに注意したい。

明かに證明皿とみなされるものに、文字のほどこされている例がある。茨城・八幡上の土師器(壺)であり、子丸・六糸の文字がある。その他、供とか壺の文字なども、供獻用のものかも知れない。

⑦ 井戸の信仰のためのもの 井・大井・北井など井戸に関連するものも少くない。井戸を祭り、井戸を大事にすることの信仰にともなった祭祀用のものかも知れない。奈良・櫛原で井戸の中から神の文字のある例が発見されているが、これも関係資料といえよう。

なお、栃木県河内郡上三川町西赤堀では、須恵器の壺や壺の底部に井の文字の復書きのものが発見されている(前沢輝政「西赤堀遺跡」昭和51年)。関係資料であろう。

⑧ 田の信仰のためのもの さきに述べたところと重複するかも知れないが、田人、出生など田に関係ある信仰とも考えられる。

⑨ 仏教信仰のためのもの 仏教関係の用語のものも多い。懺悔などである。これを土器に明示し、信仰にむすびつけたものであろう。

⑩ 埋葬のためのもの 土壙に土師器(壺)があり、これに仏と墨書きされている例が発見されている。この土壙には木炭粉・骨粉もあるので、墓とみなしてよく、一緒に供えた土師器の壺に仏と記したことも、仏教と墓との関係を示すものである。

また、遺骨を納めた骨壺に勝生等の文字の墨書きされている例もこの項に含めてよい。

⑪ 使用その他の年月を必要とするためのもの 使用したときの年月などを墨書きすることもある。神龜□年(奈良・西隆寺)等の例であり、奈良・平城宮でもその例がある。

⑫ 吉祥・招福等を祈る呪符的なもの 現在でも平常用いている茶碗に松の絵や福の文字のあることと同じで、吉祥的な意味をもつものが多い。

特に、三重・袖井から数多く発見されており、吉、福鏡・平安・宅安などがある。埼玉・中堀の平の文字なども同様かも知れない。加の文字もあるが、翌の省略ともみなされよう。

⑬ 禁制的なもの 奈良・平城宮から発見されたものに、その例がある。

弁院勿他人入

炊女受不得。若取者答五十

などその例である。

⑭ 留書に利用するもの 字を練習するため字を書く下書きとして利用したものである。この場合、墨のうつりなどから見ると土師器の方が都合よかったかも知れない。しかも、壺、盤などの底部内面が書きやすい。破損したり、使用が不能になった商品を利用することが多かったであろう。

⑮ 戯書的なもの 墓画の土器があると同じく、土器を利用し戯書的なものを書く例である。秋田・秋田城から発見された南見楓念花金化、又は次城・石岡発見の文文文神道春瓦ものなど、その例かも知れないが、或いは別に習字的なものともいわれるかも知れない。

⑯ その他のもの その他、多くの目的の場合が考えられる。中には、呪符的なものもあり、記の如き特殊なものもある。

第2節 各地出土の墨書き土器と伊場墨書き土器

以上のように、各地の遺跡出土の墨書き土器について概観したが、これらの墨書き土器で伊場西遺跡出土の墨書き土器

とは、どのように比較されるものであろうか、これらの各地の墨書き器の中に、どのように位置づけられるものであらうか。

墨書き土器の年代については、既に多くの報告書にも記されているように、8世紀から10世紀にわたるもののが最も多く、早いもので7世紀の後葉、おそいもので、12世紀と下限するものと考えられているが、伊場遺跡においても、8世紀前葉から13世紀中葉の頃までの存続が考えられていて、大略傾向が一致している。

器形においては、壺の最も多いことも、各地の墨書き土器において指摘されているところであるが、伊場の場合、やはり壺が最も多く全体の62.4%を占めており、ほかに盤・脚付盤・壺等がある。

さらに数量・須恵器と土師器との関係、部位・文字については各項にわけて述べることにしたい。

1 数量と須恵器・土師器の比較

各地の遺跡から発見され報告されているものは、その遺跡の発掘によって知られ整理されたものである。それぞれ、遺跡からの全数量ではないが、一応、どの遺跡からどの程度に発見されているかの目安になるであろう。

遺跡によっては、わづか1点から数点発見され、注意されているものが多い。しかし数多くの例に連しているものもある。これらの中で、奈良・平城宮における出土量はやはり抜群であり、SK820、SK870、SK715といわれる地区その他から79点出土しており(『平城宮発掘調査報告書』) SK219、SD126、SA109、SK238等の地区から9点(同II)、平城京左京一条三坊において、SD485その他から116点(同VI)が出土している。

平城宮関係を例外として、他の遺跡を見ると、秋田・脇本における107点がある。これは出土の土器量の35%以上を占めている。

また、秋田・足田では118点知られている。千葉・山田水呑における125点も多い例である。群馬・十三宝塚では62点、秋田・秋田城においては、昭和50年度における調査において、判読可能なもの176点、判読不能あるいは墨のついた土器片80点、総計256点発見されているが、昭和34年から同37年にわたる国営調査の際も、35点ほど当見されている。静岡・御子ヶ谷では237点発見されている。

特殊な遺跡として、三重・袖井貝塚における60点なども多い方である。また、長野・下条灰塚は50点ぐらい出土している。

伊場においては412点発見されている。

この数量は、前記の各地の例に比較しても、トップクラスに入れてよいものである。もとより、数量の多寡は必ずしも遺跡の性質の価値づけとはならないとしても、伊場遺跡において、墨書き土器が使用されたケースが、墨書き土器の発見されていない、ほかの同類の遺跡又は墨書き土器の多数発見されている同類の遺跡における使用と比較して多いという事実をみるとよいであろう。

2 須恵器と土師器との割合

伊場遺跡においては、須恵器・土師器・灰釉土器・山茶碗等にあらわれ、須恵器・土師器が圧倒的である。しかも須恵器と土師器とにおいては、須恵器が全体の80.4%、土師器は58点で19.6%を占めている。各地の例を見ると、須恵器と土師器とがそれぞれ用いられ、特に大差はないようであるが、少數の場合、土師器の例が多い。群馬・十三宝塚では、須恵器33%、土師器67%という比率であることが報告されている。

しかし、秋田・脇本では、ほとんどすべてが須恵器であることが特色であり、また静岡・御子ヶ谷では、237点の中、1点だけが土師器で、その他は須恵器である。

伊場において、須恵器の多いことも、御子ヶ谷遺跡とあわせ考え、東海地方の須恵器と土師器との関係の上の課題ともなる。

3 墓背の部位

土器のいずれの部位に見られるものが多いだろうか。

伊場においては、壺では底部外面が過半数を占め、体部すなわち側面が、これにつづく。蓋にあるものが33点あるがその約3分の2が内面である。特殊なものに内面と側面とに書かれたものがある。また蓋の内面にある特別なものとして、郡益取の文字のものが須恵器(壺)にある。

一休、文字の書かれている部位については、さきに述べたように、それぞれ意義をもつが、磨消等を考慮に入れると、底部外面か蓋の内面が都合がよい。体部すなわち側面は磨消等のおそれはあるが、誰でも日につきやすい点で効果的である。蓋の外側は、内容のものを示すなどにおいては理想的である。

秋田・秋田城においては、175点の中、底部外面が127、体部が35、蓋の外側が8、蓋の内面が1という割合であり、秋田・足田では全体の80%が底部外面であり、秋田・協本では底部が88点、体部が19、奈良・西隆寺では判読可能の18点の中16点が底部であった。

このように底部が多いが、ここに底部には重要な意味をもつ文字の書かれていることが多い。茨城・岩瀬間中では、高台付の壺の底部外面に永宝があり、三重・津井に見られる吉祥的な文字はいずれも底部外面である。

しかし一方、部位は必ずしも重要性を物語るものでもない。平塙宮において□七日云々が底部外面に書かれた例があるとともに、由加和飼□正月十三日が体部外面にある。柄木・星ノ宮では、南の文字が底部外面にあるとともに体部にもある。

4 黒書と朱書

墨書き土器は普通黒色である。普通の墨ですったものを用いている。しかし稀にいわゆる朱背のものもある。伊場では、412点の中、3例だけが朱書であった。併足と得の字である。

黒色と朱色とは使いわけがあるのだろうか。朱色は少いだけあって特別な用例であったのだろうか。

朱書の例は他にもある。静岡・御子ヶ谷には朱書が1点のみある。千葉・東金台では前家と書かれたものが発見されている。しかし、埼玉・水深において、9号住居跡から土器(壺)の底部外面に、大の字が黒色で書かれたもの、12号住居跡からは須恵器(壺)の底部外面に同じ「大」の字が朱で書かれるものが発見されている事例もあり、この場合は、黒と朱とは特別に関係はないようにも思われる。

なお、墨書き土器とあわせて書きのものも関連して問題にすべきであるが、書きの土器の例をまとめると、大きい作業になるので省略したい。ただこゝでは茨城・東町で萩、他の墨書き土器が発見されているとともに、中の能書土器もあることを指摘しておきたい。

5 文字の共通性

各地の墨書き土器の文字を見ると、既に掲げた集成文字の例でもわかるように共通的なもののがかなり多い。

ただ、こゝで考えたいことは、たとえ同じ文字が各地の例にあっても、その意義内容は必ずしも同一のものと限らないこともあることであり、或いは地名その他の用例もあることである。ことに一字だけの場合いろいろな名称の略字のあることであり、そこにそれぞれの地域性も考えなければならない点である。

さて、伊場出土墨書き土器の文字の上から各地のものと共通している例を指摘すると、次のようなもの。

上一・十・十万・火・太・川・山・甲・主・足・仁・加・賀・南・林・長・宗・田人・真

しかし、これらも同一意義かは疑問であるが、最も多い用例に数えられる大・太・主などは、伊場の場合も同一意義であろう。

厨も亦、各地に多い例の一つであろう。伊場の場合も発見されている。しかし、伊場の場合、他に布知厨、下厨南などがあり、このことは、のちに述べたい。

富も吉祥的なもので共通している。また同じ文字はないが、満福などの文字は、吉祥語的なものとしては、他に見られる宅安・太富・福鏡などと共通するものともいえる。また田人があり、これは柄木・向山出土例と共に共通していることも、興味深く、神の文字については、他に茨城・埼玉、千葉・須和田、奈良・平城宮等と共に共通している。

6 文字の特殊性

では伊場墨書き土器の文字に見られる特殊なものに、どんな例があるだろうか。

まず地名がある。竹田郷・栗原とか布知町の布知などである。これは、当然、地域的な特殊性をもつものであるが、静岡・御子ヶ谷において、志太厨・志厨などの例とあることと対応することができる。

伊場墨書き土器のもつ特殊性は、人名が比較的多いことである。

竜麻呂・竹田成就・鶴成・季麻呂・竹田広足・里廢・川辺広輪・川辺宗宣部子物・鳩若倭部人・子足人・人足・石足・伴足などである。また、城山遺跡（現在、行政区劃を隣するが、私は、広い意味で、伊場西遺跡に包括するものと考えている）では、竹田知刀自女という例も発見された。さきに共通性のある文字として述べた広なども「広足」の略字かも知れず、川も亦「川辺」の略字かも知れない。また足の1字が32点出土しているが、広足・足・石足・伴足などのあることからすれば人名の略とみる方がよい。ことに、竹田などは、本遺跡を構成した重要な要員であったとも考えられる。

各地において、人名とみなされるものも少くない。鳥取・伯耆国守の人麻呂、秋田・足田の赤麻呂など、その例である。しかし、現在のところ、1遺跡で、このように多種の人名の文字の墨書き土器が発見されている例はない。この点、伊場墨書き土器の人名は、1つの特色をもつものであり、ひいてはここに墨書き土器を出土した本遺跡の性格をも示唆するかも知れない。

特殊な1例は、布知厨である。さきに述べたように、厨も或いはその略字かも知れない。しかし、厨の場合には2つの意義のあることも考えなければならない。1は役所的な性格をもつ厨であり、1は1つの施物を意味する厨であり、後者は厨舎でもある。伊場遺跡の厨の1字のものは、後者を示すか、布知厨の略字かは明かでない。

とにかく、布知厨の3字は重要である。従来、厨閣係の墨書き土器の出土しているのは、次の例である。

秋田・弘田、秋田城、藤木、宮城・多賀城、福島・清水台、静岡・御子ヶ谷、奈良・西隆寺、福岡・大宰府奈良・西隆寺のような特殊な寺院関係をのぞくと、官衙的な性格をもつ遺跡に多い。布知厨と同じ表現をもつものに、志太厨があり、この遺跡は志太郡衙関係の遺跡とみなされる。そうすれば、布知厨は布知すなわち敷智の郡の厨とする公算は大きい。

特殊なものの3は、「郡役取」である。この3字のあるものが須恵器(4)の蓋の内面にあることも注意される。既に本文でも述べられているように、やはり敷智郡に関係があり、ことに蓋取とあり、その文字の筆法も堂々としていることは重要である。

特殊なものの4は栗原駅長・駅長の文字のことである。長だけの1字のある例は福島・天榮の住居跡にも見られる。また福岡・大宰府で、調長とする例なども比較される。馬長は他にない。まして栗原駅長は栗原が地名である点において特殊である。

各地出土の墨書き土器の使用の目的においては、既に述べたように、その所有者を明示するものがある。主とか女などもその用例のものが多いと思われ、人名、官職名も同じである。この点、栗原駅長は、その使用者を示したものであり、馬長も同じである。そして栗原駅長は当然栗原駅の駅長であることを語るものであり、馬長も亦、駅として重要な馬をとりあつかう地位のものとみられる。柄木・小松原では、駅の文字のものが発見されている。この遺跡は駅に関連するものとも考えられているが、伊場の場合の2例は遺跡の性格をよく示すものであろう。

第3節 墨書き土器より見た伊場遺跡の性格

以上述べたように、伊場遺跡出土の墨書き土器はその出土した数値において、他の遺跡の例と比較すると抜群の1

例といってよい。しかし、数量の多さは別として、文字の中に特殊な記載例があり、この遺跡の性格を示すものがある。

まず、その性格の1として、駅すなわち栗原駅に関連あるものと考えられる点である。

「栗原駅長」の文字のあることは、このことを考える上に重要な資料であるが、この地をもって、駅とすることは、他に多くの木簡資料の上からも考えられる。

すなわち、次の諸例がある。

駅□人 (第21号)

駅家玉作マ移□ (第27号)

・口美濃開向京於佐々口□□□人

・口駅家宮地駅家山豆奈駅家鳥取駅家 (第30号)

口広麻呂九東 戸主若僕マ□□六

口知麻呂甘□ 戸主□僕マ足崎九東

(略)

戸主□商マ刀良

口□□ 馬主□□商マ吉麻呂廿東

口□依戸□同マ色夫知四東 □一束□□毛社馬 (代馬)

口□□□馬主戸主宗宜マ□□□ (略)

戸主若僕マ足□□□ (第52号)

このような多くの資料は、駅に関係することをはっきり断案して差支えないものでなかろうか。そして、それは栗原駅である。栗原駅については、既に『伊場遺跡追憶稿』(昭和52年)に述べているので、省きたい。

また、墨書き土器の文字の馬長も木簡の文字の馬牛とともに重要であろう。ある任務の職能的な地位をあらわすものに、さきに紹介した福岡・大宰府の頭長がある。また墨書き土器ではないが、「瓦長」のような文字もある(石村喜美「古代の造成組織に見える『瓦長』の再考」『歴史考古』17号と44年)。

馬長はこのようなとあわせ考えるべきであろう。

本遺跡が、このように栗原駅と関連することとあわせて考えなければならない点は、この遺跡は、異なる機能をもつものの複合的なものでないかということである。

このことは、これまで、伊場遺跡の報告書の随所に述べたところであるが、大幅の広い大溝をはさんで存する広大な遺跡は単なる1つの駿足されたものとのみ考えられない。また、複合といっても、2つに限るべきではなく、2つ以上のものがあり、これらが、その時期の推移にともなって、繁榮と衰退との交錯があったかも知れない。この場合は栗原駅のなかに、郡衙関係のものを考えることも1つの案である。布知財・郡鑑取などは全く特殊な文字であり、この関係を示すであろう。また、竹田郷という地名や、竹田広足等竹田に関する人名は竹田広麻呂と読める木簡等とともに竹田郷にも関連し、あわせて本遺跡を構成する有力な人々であったかも知れない。

少般殿・口般殿の例が城山遺跡から発見されたことも、軍團の性格と相俟っていかに考えるべきか、今後の課題であり、この場合、伊場遺跡から発見された墨書き土器の中に、「竹田二百長」とあることも、新たに換起される資料となるであろう。

要するに、412点という多量の墨書き土器は、108点に達する木簡とともに、大溝をはさむ広大な遺跡は、いくつかの機能をもった官衙的なものか又はこれに関する居住地とによって複合されて形成されたことが考えられるのであり、しかしその機能も、時期の推移と関連して、発展消滅の経過のあったことが考えられるであろう。

もっとも今回調査された地域は、必ずしもその中核ではない。むしろ隣接する現在の国鉄敷地や城山周辺に、関係官衙機構の軒下のもののが所在するのである。

墨書土器出土地名表・参考文献表 (斎藤忠編)

- 本地名表は、判読可能な墨書き上器の出土している生な遺跡についてまとめたものである。したがって文字判読の困難な資料の出土遺跡は省いた。
- 最初の欄の「秋田・藤本」等の名称は、本文の墨書き文字集成中の表示を知る便にそなえたものである。
- 参考文献の発行所等はできるだけ略称した。
- 地名の中、旧地名をそのまま用いたものもある。
- 参考文献は、概説的なものを述べた文献にとどめ他は地名表の中にまとめた。

I 参考文献表 (一般)

1 大川 清	墨書き土器 1-5 墨書き土器 (新版考古学講座 7 古史文化)	小宮山書店 昭33-34
2 "	"	雄山閣 " 45
3 佐藤 次男	墨書き窓・刻印土器山土地名表 考古学4	" 27
4 "	墨書き土器ノート " 14	" 29
5 "	墨書き土器の種類 " 3	" 27
6 鈴木 伸秋	房總における墨書き土器の一考察 史館5	" 50
7 同 田正彦	墨書き・刻印土器小考 一長野県下出土例を中心として 信濃25-4	" 48

II 地名表

秋田・秋田城	秋田県秋田市	昭和50年度秋田城跡発掘調査概報 秋田城跡第4次調査概要 藤本櫻茂家屋第2次、第3次調査概報 足田遺跡発掘調査概報	市教委 文化庁 県教委 県教委	昭51 37 41・42 45 39・42
藤本	男鹿市	①		
払田	仙北郡仙北町	①		
足田	" 羽後町	①		
雄物川	秋田市雄物川岸	①		
神姫敷	" 神姫敷	①		
上新誠	" 上新誠	①		
藤木	大船市藤木	①		
岩手・胆沢城	岩手県水沢市	①		
東見前	紫波郡見前村	①		
金田館	" 紫波町	①		
内川	" "	①		
三日町	" "	①		
乙部八丁	" 都南村	①		
三本柳	" "	①		
戸原	郡賀郡石鳥谷町	多賀城跡		
宮城・多賀城	宮城県多賀城市	伊治城跡II	多賀城研究所	24
伊治城	栗原郡栗原町			54
山形・下清水	山形県鶴岡市			
大槻新田	酒田市			
土崎	"			
藏田上向	"			
手越田	"			
平田	飽海郡平田村			
遊佐	" 遊佐町			
羽黒	東田川郡羽黒町東城跡			
福島・清水寺	福島県郡山市	清水台廬寺 福島県史6 金崎住宅・高松俊雄「郡山市清水台遺跡資料集成II」 昭和49年度現地踏査会資料「福島久」 (福島考古18) ③	考古資料 村教委	46 39 52 49 49
福島久 金上 上入久保	西白河郡泉崎村 河沼郡金上村新開津 西白河郡信達村上入久保			
茨城・台賊 文京	茨城県水戸市	茨城県の土師器集成1 茨城大学周辺遺跡分布調査報告Ⅱ	茨城大学	42 51

福西原	茨城県水戸市	茨城大学四回遺跡分布調査報告Ⅱ 人森信美・西口一男「水戸市東町土師式堅穴ド紀全報告」 (古代史研究39)	茨城大学 50
東町	"	土浦市	土浦市島山遺跡群 佐宮一男「石岡市北の谷遺跡出土の墨書き土器」 (古代史研究39)
鳥山	土浦市	常陸國分尼寺	県住宅供給公社 市教委
常陸國分尼寺	石岡市	北の谷	50
石岡	"	石岡	45・47
石井合	笠間市	石岡	
東中根	勝田市	石井合平安時代墓葬発掘調査報告	市教委
下土師	東茨城郡茨城町	石井合遺跡(資料編)岡本館大学	36
野曾	" "	佐藤沢男「墨書き土器二件」(考古学7)	47
要崎	" 藤荷村	③	48
岩瀬・岡山	西茨城郡岩瀬町	佐藤沢男「墨書き土器二件」(考古学7)	27
岡	郡河郡東海村	③	
八幡ノ上	郡河渓市	茨城県岩瀬・岡山 茨城県の土師器集成Ⅱ (茨城考古学会)	町教委 51
西小堀	西茨城郡東那珂村	井上義安「茨城県八幡ノ上遺跡」(『古代学研究』13)	43
東那珂	" "	③	53
木師	" 岩間町	宮坂光次「勝生の銘を有する骨蔵器について」 (『史前学雑誌』1-1)	4
岩瀬	行方郡現原町	平川滋次「那珂郡原町出土の墨書き土器」(茨城考古学4)	46
永井	郡河郡那珂町	「常陸一騎山」 (夷見)	町教委 49
一騎山	大宮町	高井第三郎「常陸國新治郡上代遺跡の研究」及び③	19
佐竹	筑波郡大施町	鶴見貞矩「石下町出土の墨書き土器二例」 (夷見)	領域研究 38
新治庵寺跡	真壁郡新治村	③	
樋山	結城郡石下町	『宇都宮市境地団地遺跡』 『宇都宮市さるやま町A遺跡』 『宇都宮市史』1-54	市教委 53
鹿島	鹿島郡鹿島町	『下野國府跡』1 『樹木駅小川町那須官衙跡第4次緊急発掘調査報告』 佐藤次男「墨書き土器二件」(考古学7)	市教委 53
樹木・瑞穂	栃木県宇都宮市	『樹木駅小川町那須官衙跡第4次緊急発掘調査報告』 『宇都宮市境地団地遺跡』 『宇都宮市さるやま町A遺跡』 『宇都宮市史』1-54	市教委 53
さるやま	"	『下野國府跡』1 『樹木駅小川町那須官衙跡第4次緊急発掘調査報告』 佐藤次男「墨書き土器二件」(考古学7)	市教委 53
下野国府	栃木市	『樹木駅小川町那須官衙跡第4次緊急発掘調査報告』 『宇都宮市境地団地内道路発掘報告』 『墨書き土器二件』(夷見)	市教委 54
那須官衙跡	郡須郡小川町	『墨書き土器二件』(夷見)	51
淨法寺	"	『墨書き土器二件』(夷見)	27
小松原	"	『墨書き土器二件』(夷見)	54
延ノ宮	芳賀郡益子町	『墨書き土器二件』(夷見)	53
後藤	下都賀郡藤岡町	東北統質自動車道路発掘調査報告	県教委 47
下野國分僧寺	" 四分寺町	山向遺跡 上三川町史	町教委 52
山向	河内郡上河内村	上三川町史	54
南原	" 上三川町	東寺寺南遺跡 川越市仙波古代聚落跡発掘報告書	県教委 54
東寺寺南	南河内郡南河内町	川越市仙波古代聚落跡発掘報告書	市教委 31
埼玉・仙波	埼玉県荒川市	水深 塙野博「行田市星宮廬出土の土器」(埼玉考古4)	日本道路公団 47
水深	加須市	下新田遺跡 塙野博「行田市星宮廬出土の土器」(埼玉考古4)	49
皿屋	行田市	宮谷鉢跡 山田遺跡 中道	49
下新田	大里郡江南村	山田遺跡 中道・西北際遺跡発掘	県教委 52
菅谷館	比企郡嵐山村	十三室塙跡発掘調査報告 1,2 京葉 仁戸名古墳群	日本道路公団 49
相模原	入間郡坂戸町	下總隅分寺 天平地室 下総隅分の遺跡 "	発掘調査団 市教委 和洋女子大 49
中道		池口宏等「市川市田代・田代良時代遺跡」古代14,15 湯浅喜代治「千葉県市川市須和田接掌の墨書き土器及び劍文 土器」(下総考古学3)	30
群馬・十二宝塚	群馬県佐波郡境町	岡俊彦「市川市国府台出土の墨書き土器関係考」 (歴史考古9,10)	43
千葉・官崎	千葉県千葉市	開府台	38
仁戸名	"		
下総隅分寺	市川市		
下総隅分尼寺	"		
延分	岡分町		
真間	"		
須和田	"		
"	"		
開府台	"		

石神	佐倉市	猪野正也・伊礼正雄「臼井南」	市教委	4650
柳明社	〃	〃		
渡戸	〃	〃		
取巻川	成田市	埋蔵文化財調査報告書2	市教委	50
印内	船橋市	小金線	日本鉄道建設公团	48
山田水呑	東金市	山田水呑跡	日本道路公团	52
東金台	〃	東金台遺跡調査	市教委	52
南大庄	市原市	埋蔵文化財調査報告書4	市教委	43
込の内	八千代市	八千代市村上城跡群	千葉都市公会	50
村上	〃	〃		
熊野神社	印旛郡利根村	丸子直・V正大学文学部論文1		
木下別所	印西町	木下別所新寺跡第2次発掘調査報告	県教委	54
天神台	印西町	〃	研究室	51
草深	印西町	〃		51
吉高家老地	印旛村	三浦和辻「吉高家老地遺跡」	県教委	51
清戸	白井町	印旛・手賀向沼周辺地域埋蔵文化財調査	早大考古学	51
朝山	吾妻郡東庄町	千葉県東庄町前山1号跡の調査	立正大	42
南玉造	常磐村	大川清「墨書き器集成1! (金鈴4)」	早大	28
鶴崎	古城村	③		
東京・城山	東京都調布市	じんせい	市教委	53
滝久保	四谷寺市	①		
国分寺	〃	甲野勇・式根園分寺附近の墳穴住居」(武藏野)31--3,4)	25	
新潟・狂司魚	新潟県千千谷市	②		
栗之江	佐渡郡朝日村	③		
千種	金沢村	椎名卓「佐渡金井村木原敷山上の墨書き土器」古代	34	
四日市	真野町	④		
若宮	〃	佐渡國府緊急調査報告書(若宮遺跡)	市教委	44
下国府	〃	下国府遺跡	"	52
半ノ木	北浦原郡中条乙町	北陸高速自動車道改修工事発掘調査報告書		48
坂塚	三島郡岡崎町	⑤松井八郎「新潟県北部沙丘地帯出土の須恵器・土師器」(歴史考古18)	45	
下里敷	寺泊町	⑥		
横瀬山	長野県松本市	横瀬山高木跡発掘調査報告書(昭和15年度)	市教委	52
長野・大村	〃	内藤改但「長野県東筑摩郡本郷村大村窯跡調査報告書」(信濃)19-10)	42	
和泉	〃	平山		30
浅間	〃	⑦		
七本松	〃	長野県東筑摩郡木曽村三才山七木松遺跡調査概報	県ヶ崎高校	37
下条灰塚	更埴市	下条灰塚	市教委	46
城ノ内	〃	尾代馬口K(信濃)23-5)		
馬口	〃	下平秀夫「長野県更埴市秦原池尻遺跡調査報告書」2	53	
桑原	〃	(信濃)22-4)	45	
生仁	〃	生仁	市教委	44
荒井	〃	岡田正彦「長野県茅野市荒井遺跡一括資料」	44	
八幡青木	小諸市	前出(信濃)21-11)	県ヶ崎高校報文	
御影新田	〃	⑧		
大井平原	佐久市	⑨		
戸坂	茅野市	北近津・戸坂	市教委	47
山寺	〃	官邸虎次「長野県茅野市山寺遺跡について」(信濃20-4)	43	
南大塙	佐久市岩村田	平山		30
一木柳	岡谷市	竹内仙・土屋長久「佐久市岩村田東・本柳吉墳緊急発掘調査報告」	47	
高戸	塩尻市	海戸・安藤寺(長野県考古学会報告書1)		
平山	塩尻市	半出		30
高山広丘	〃	歴史地区新造成地域内埋蔵文化財緊急分布調査報告書		
内田原	飯田市	原義綱・山田理穂「長野県飯田市内田原遺跡調査報告」(信濃)21-6)	44	
池田	〃	⑩		
毛蟹	〃	⑪		
小垣外	〃	中央道埋蔵文化財埋蔵地発掘調査報告		
西春近	〃	—伊那市西春近地内—		47

福島	伊那市	長野県伊那市福島遺跡 信濃國分寺本體	博士館大学 市教委	吧43 49
明治前	上田市四分	⑦		
有尾	飯山市	⑦		
国都	上伊那郡宮山村	⑦		
馬場南	“ 宮輪町	長野中央道埋藏文化財包装地発掘調査報告一南箕輪地区		48
火柴	“ 南箕輪町	昭和46年度長野県中央道埋藏文化財包装地発掘調査報告 (昭和47年度) 县教委		30
船島	“ 箕輪町	昭和46年度長野県中央道埋藏文化財包装地発掘調査報告 県教委		47
杉ノ木平	“ 河智村			
武井場	下伊那郡豐丘村	下伊那史 3		
高森	“ 高森町	⑦		
丈原川	“ 松川町	長野中央道埋藏文化財包装地発掘調査報告一松川地区 (昭和47年度) 县教委		48
余里	小県郡武石村	小山真大「互訪欄」信濃考古学会誌 2-1		5
中里敷	“ 滋野村	平出		30
桜井	“ 東御町	①		
大曾	北安曇郡大町	③		
天神南	南安曇郡深金村	山田端雄「南安曇郡深金村岩田天神南遺跡」長野県考古学 公認 6		44
富士見	上水内郡信濃町	⑦		
川久保	下水内郡豊田村	官坂桂「北信濃川久保出土の墨青土師器」(「信濃」10-12)		33
下高井	下高井郡内	平出		30
宮城	木曾郡日義村	②		
半原	北佐久郡大糸村	③		
山梨・日下部	山梨県東山農業組合下部町	大堤恭雄「甲斐國下部町免見の住居跡」(「信濃」2-4) 小出義典・上野晴樹「山梨県日下部中学校庭原落遺跡概 報」上代文化19		25
八幡	“ 八幡村大工	小出・上野「下野トロ報告」		25
枝原・南一色	駿阜県大庭市	③		
国分寺	“	駿阜県史跡史蹟原始 史跡実測圖等分跡免掘調査報告 II	市教委	47
爰知・加茂	愛知県八名郡加茂村	④		45
静岡・石田	静岡県静岡市石田	中野国雄・佐藤比瑞「古原免見の土師器と堅穴」聯立考古 4 片木庄左衛門公孫地古墳文化財	市教委	35
舟久保	吉原市	合利調査報告	市土地局務公科	53
御子ヶ谷	藤枝市	天罰代山	市教委	52
天罰代山	富士市	蘿井原遺跡第3次発掘調査概報	市教委	52
轟井原	沼津市	御幸町遺跡第1次発掘調査報告	市教委	54
御幸町	“	伊豆豆山削古代山村集落の削除	口達觀光開発公社	35
豊山前峰	田方郡吉山町	③		
富山・長岡	富山県婦負郡長岡村	③		
三重・塔坪	三重県津市大字観音寺	⑥		
愛宕平	桑名多度町	鈴木敏男「三重県考古古跡考」・同「三重県桑名郡袖井貝塚 免見磨磨土塼」考古学論叢21-11	46(復刊) 6	29
袖井	桑名郡度町	三重考古記錄	県教委	50
滋賀・美園	高島郡新選町	美園遺跡免掘調査報告	県教委	51
鳥取・伯耆・因幡	倉吉市	伯耆國跡免掘調査報告(第4次)	市教委	48
和歌山・岩崎	和歌山県西牟婁郡朝来村	伯耆郡分尼寺跡免掘調査報告	“	
奈良・平城宮	奈良県奈良市	③		
法隆	“	平城宮免掘調査報告Ⅱ、Ⅲ		50・51
西條寺	福原市	西條寺免掘調査報告	西條寺調查委員会	51
櫻原	兵庫県分水郡日高町	櫻原	県教委	36
兵庫・但馬門分寺	兵庫県但馬郡日高町	但馬國分寺跡 7 (昭和48年度西齊概報)	市教委	50
庄内・草薙千軒	庄内県福山市	庄内・新町遺跡18-20次免掘調査報告	福戸千軒町遺跡調査研究所	51
土堂	尾道市	河底に埋もれた中世の町厚戸千軒		54
福岡・大宰府	福岡県筑紫郡太宰府町	尾道・山口・瀬戸内海沿岸免掘調査報告	市教委	52
上須川	朝倉郡野村	大宰府史跡	大宰府史跡調査委員会	50
津生	嘉穂郡稻葉町	昭和49年度免掘調査表		52
朽網	福岡県北九州市小倉北区	昭和51年度免掘調査報告		53
		昭和52年度免掘調査報告		10
		小山富士雄「墨書須恵器の新資料」		34

熊本・上ノ上 熊本・肥後国分寺 熊本高校 田島廻寺 高木森	熊本県熊本市出水町 熊本県熊本市山水町 〃 熊本高校 菊池郡西水町 合志村	(③) 坂本經堯「肥後国分寺」(国分寺の研究) (③) 田島廻寺調査報告 (③)	13 47
---	---	--	----------

付記

終りに、壘古土器の各地の資料について協力いただいた次の各氏にお礼を申し上げる。（斎藤忠）
 植松章八・乙益重隆・川上博義・佐藤次男・佐藤達雄・瀬川裕市郎・田中 崇・竹沢 謙・中村紀男
 山越 茂

伊場遺跡発掘調査報告書 第4冊

伊場遺跡遺物編2

1980年3月31日発行

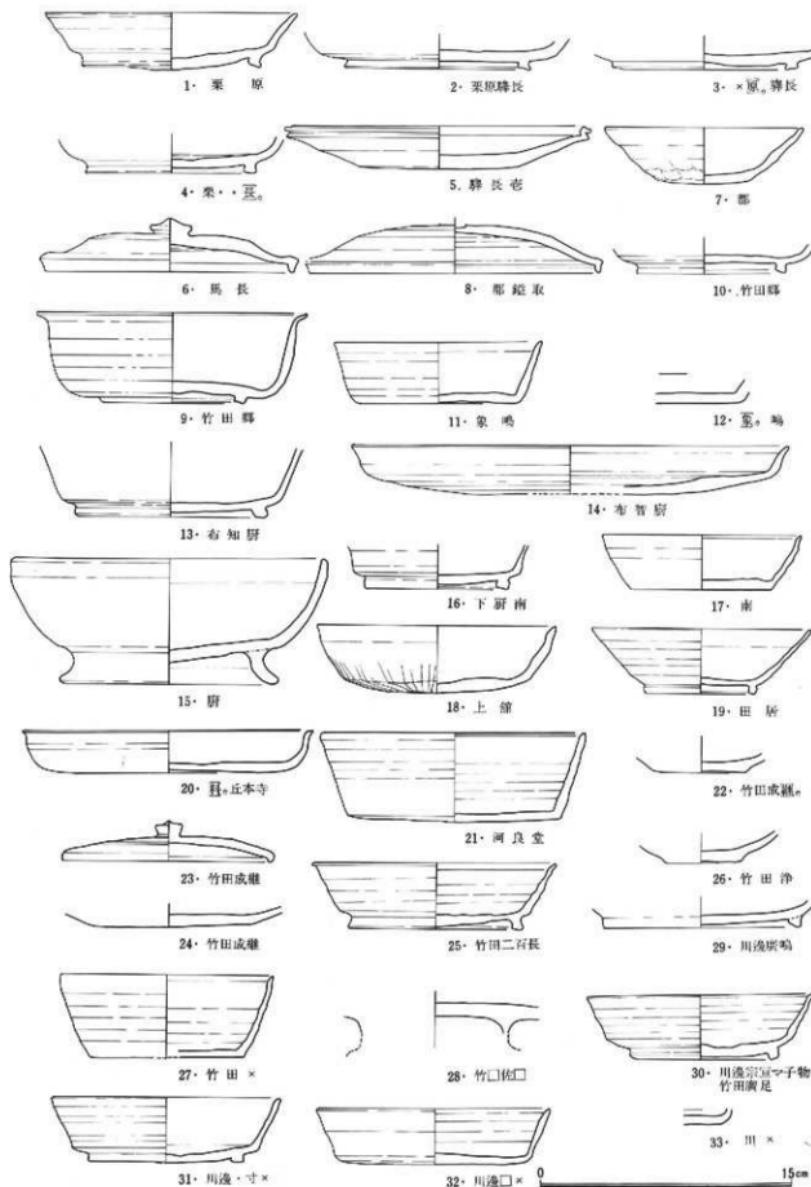
編集 浜松市博物館

発行 浜松市教育委員会
浜松市元城町38番地の2

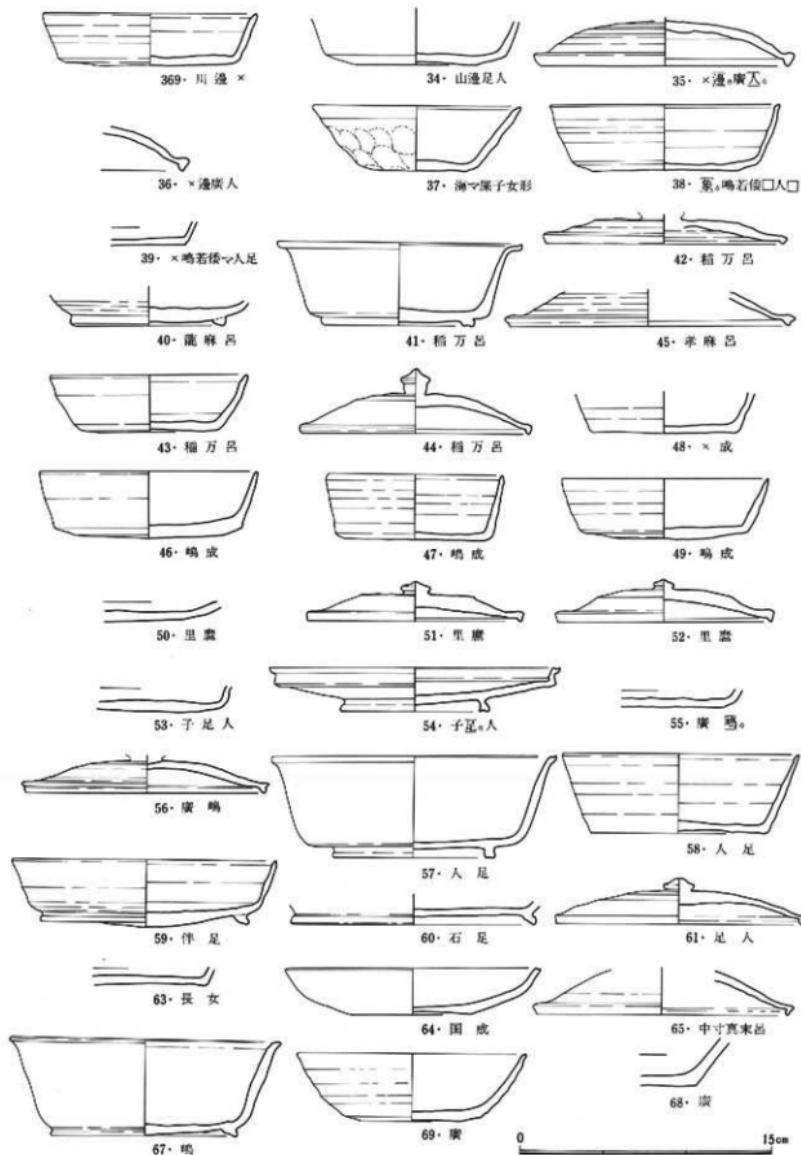
印刷 株式会社開明堂

写 真 図 版

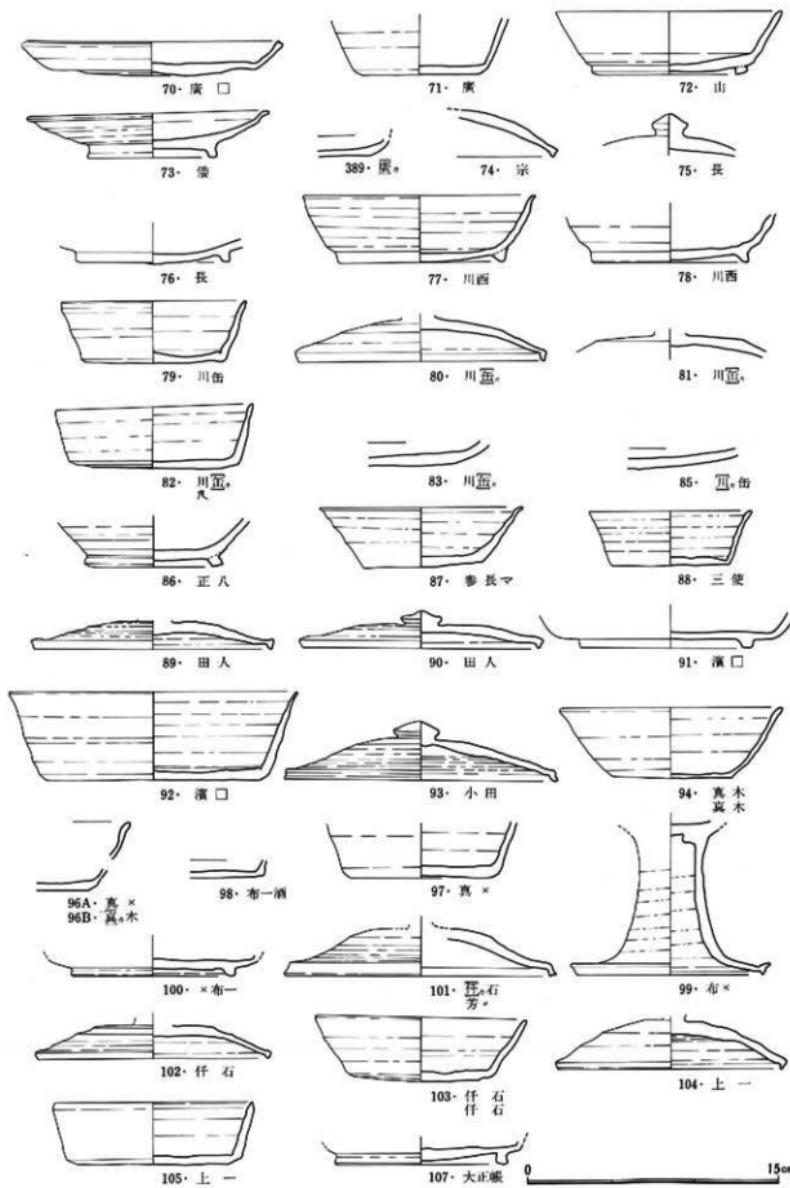
図版第Ⅰ（土器実測図Ⅰ）



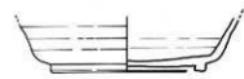
図版第2（土器実測図2）



図版第3 (土器実測図3)



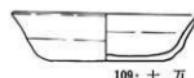
図版第4 (土器実測図4)



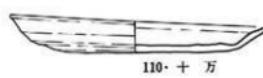
106・大戸



108・十口



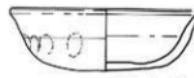
109・十万



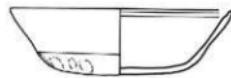
110・十万



111・十万



112・十万



113・十万



114・+



115・+



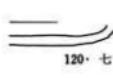
116・+



119・七



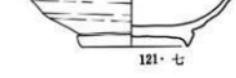
118・八



120・七



117・+*



121・七



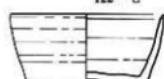
122・七



123・万



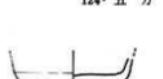
124・五万



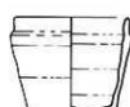
125・望



126・望



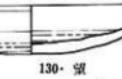
128・望



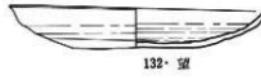
129・望



131・望



130・望



132・望



134・望



133・望



135・望



137・太



136・望。



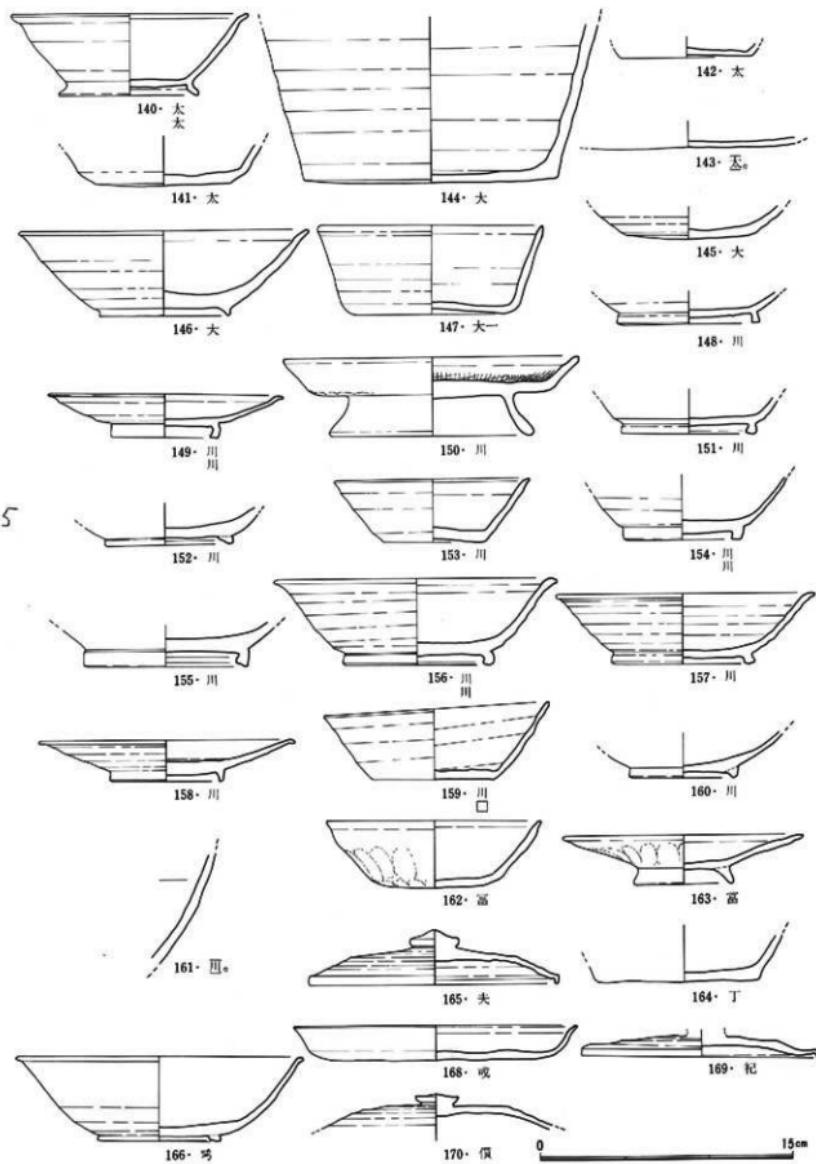
138・太。



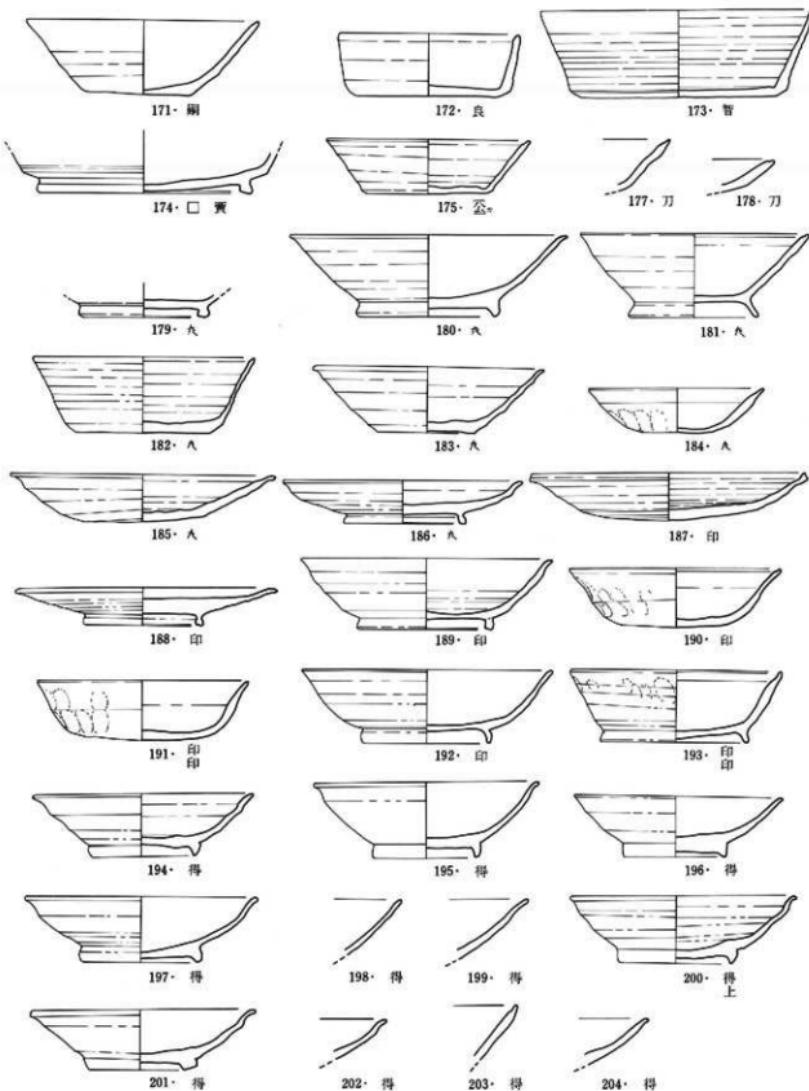
139・太。

0 15cm

図版第5 (土器実測図5)

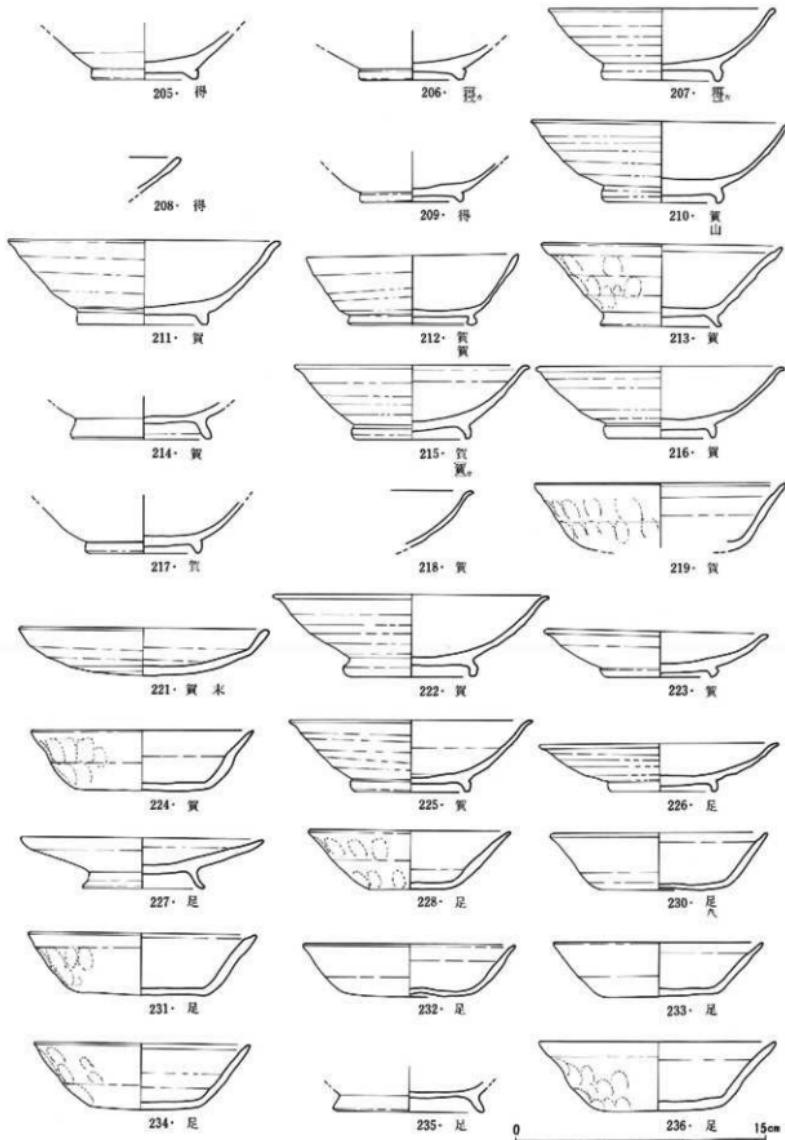


図版第6 (土器実測図 6)

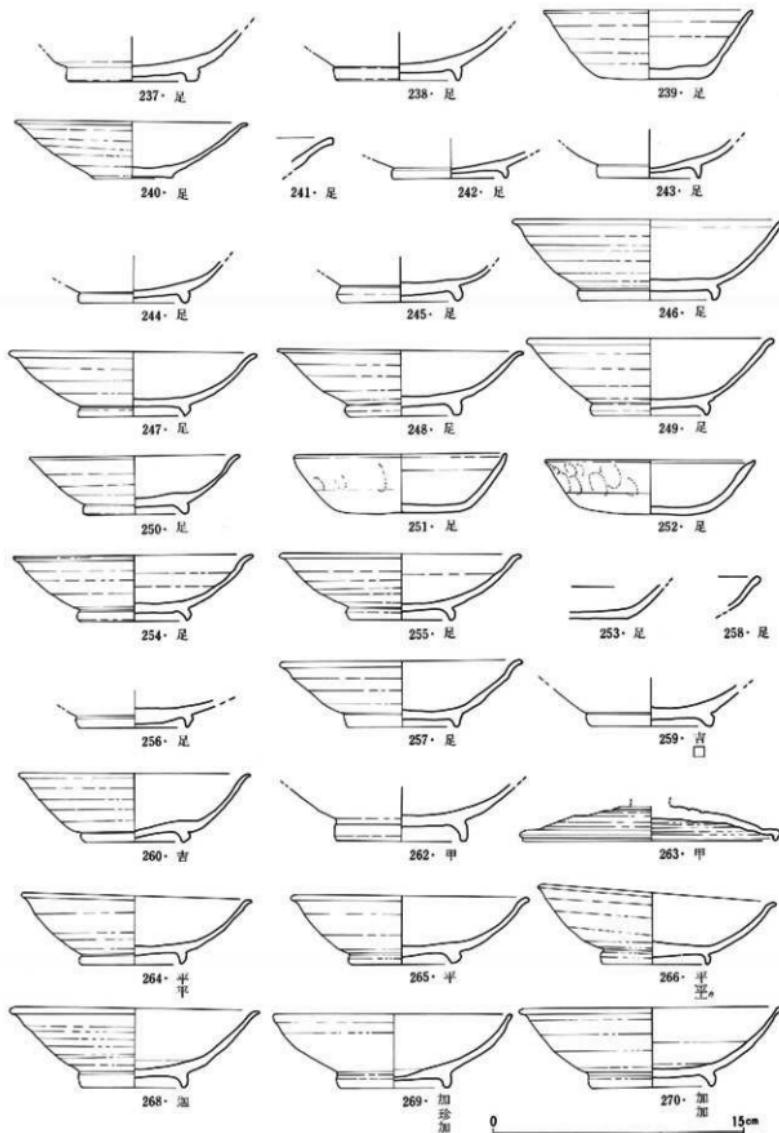


0 15cm

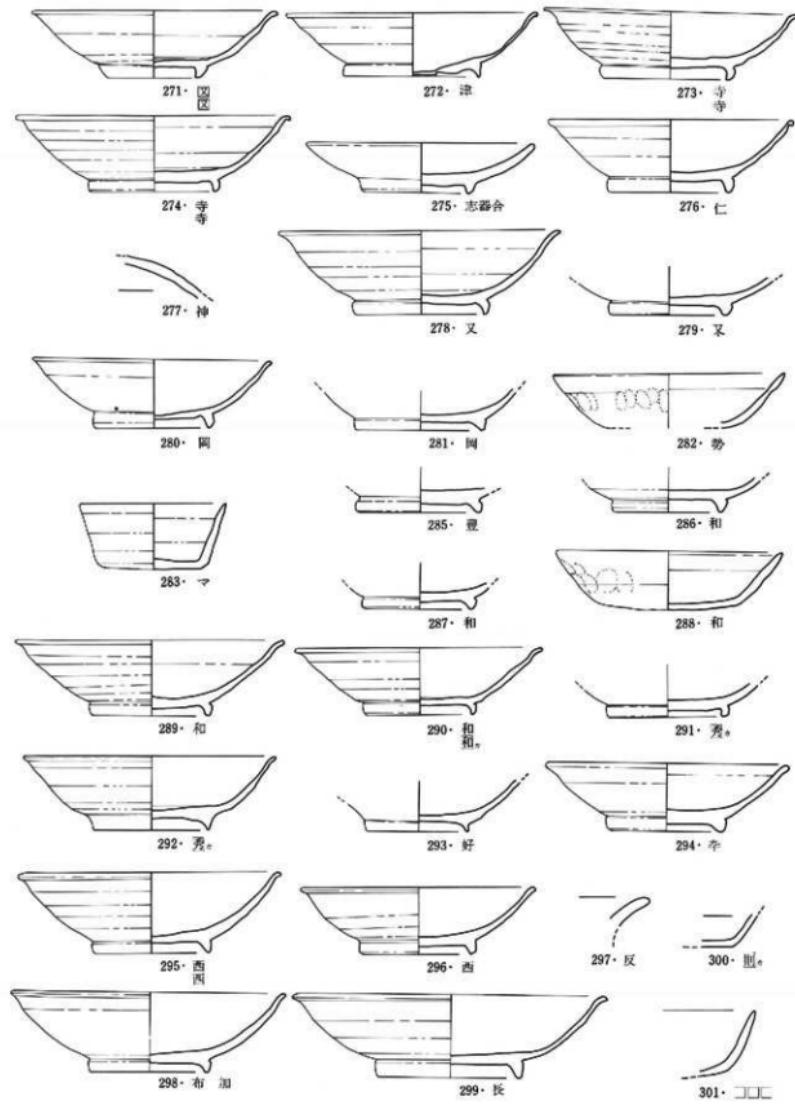
図版第7 (土器実測図 7)



図版第8 (土器実測図 8)

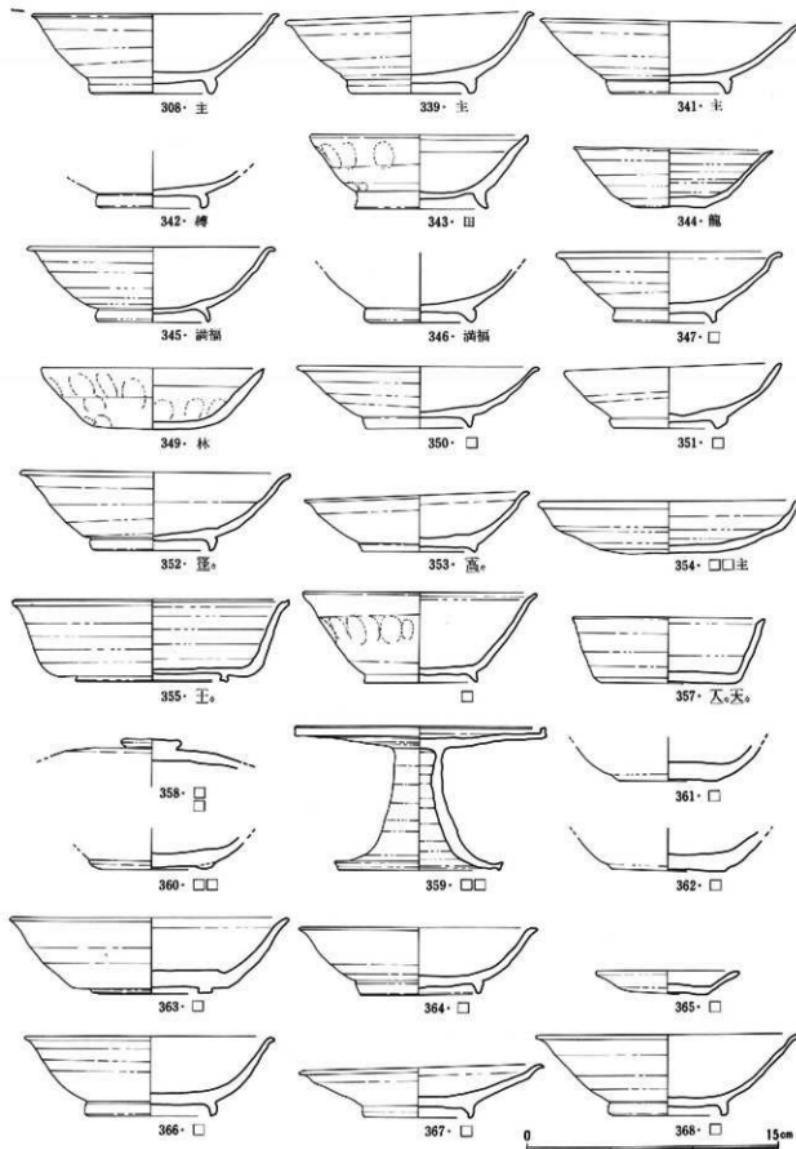


図版第9（土器実測図9）

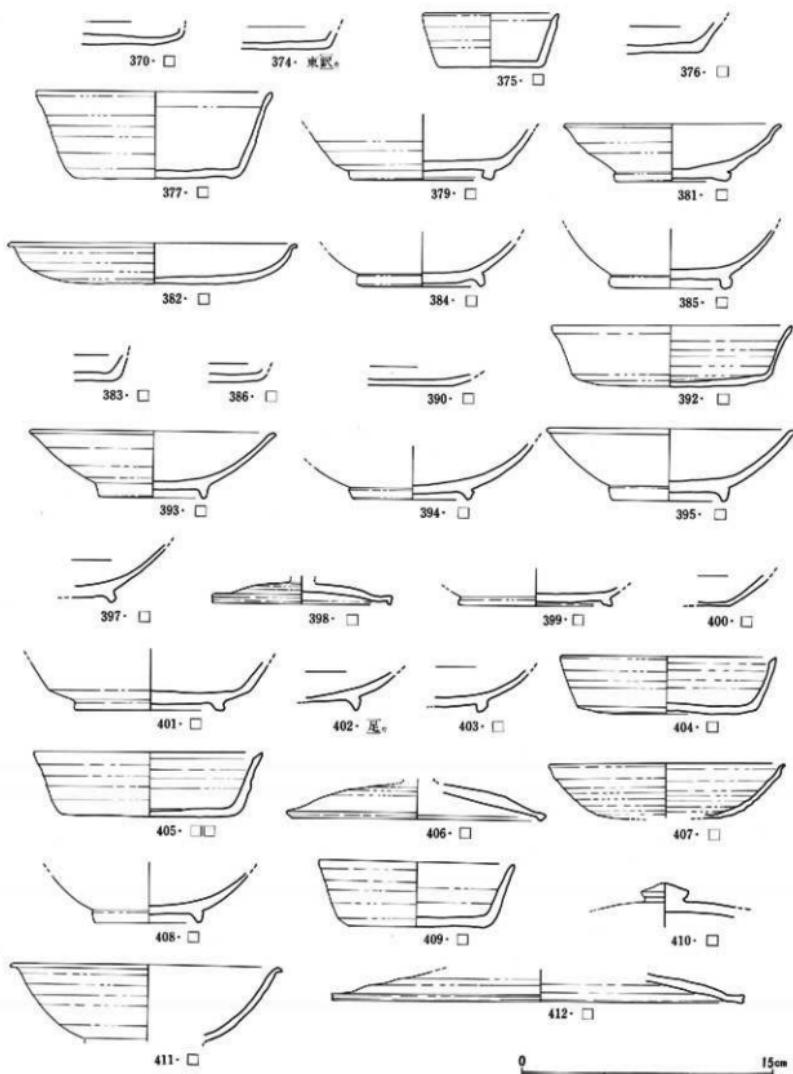


0 15cm

図版第10 (土器実測図10)



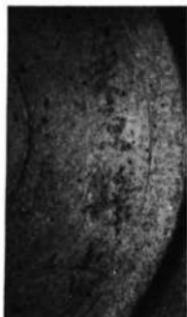
図版第II (土器実測図II)



図版第12（墨書き器 I）



1



2



3



5



10



11



14



21



24



369



40



46

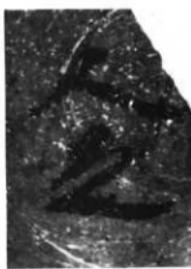
図版第13 (墨書き器 2)



49



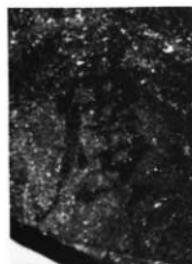
51



58



61



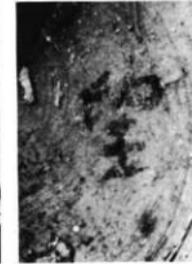
71



110



124



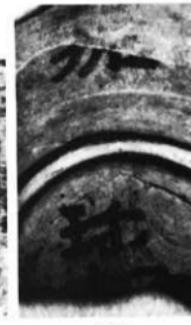
131



132



171



269

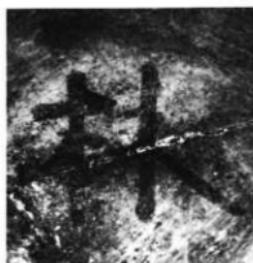


272

図版第14 (墨書き土器 3)



292



349



350



275



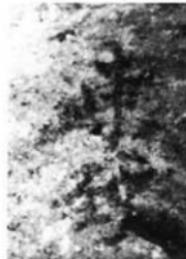
347



351



353



374



389

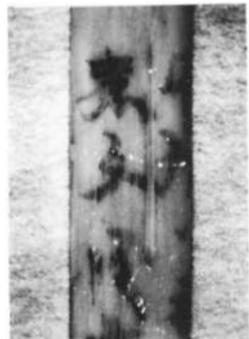
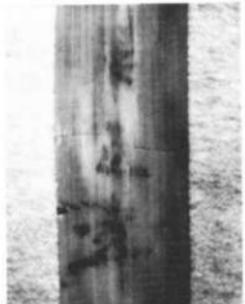


405

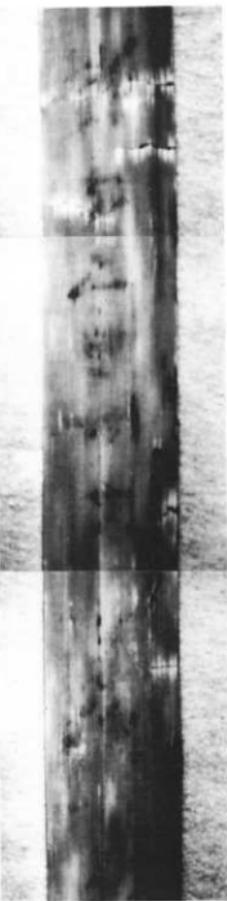
図版第15（木簡 I）



第1号



第2号



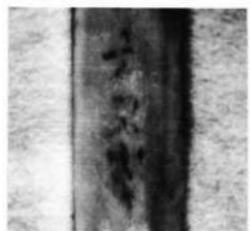
第3号B



第3号A

第6号

図版第16（木簡 2）



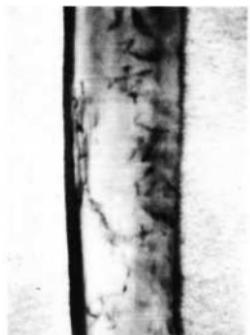
第11号 A



第14号 A



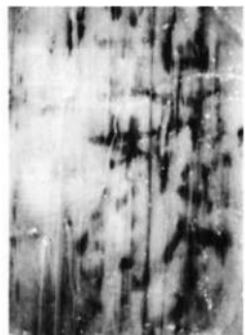
第21号 A



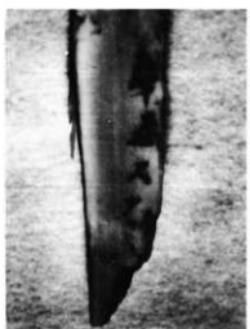
第11号 B



第14号 B



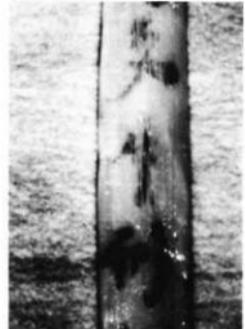
第21号 B



第11号 C



第14号 C



第31号

図版第17（木簡 3）



第45号 A



第46号



第84号 A



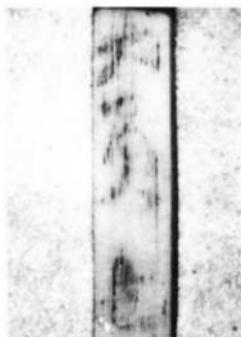
第45号 B



第84号 B



第52号

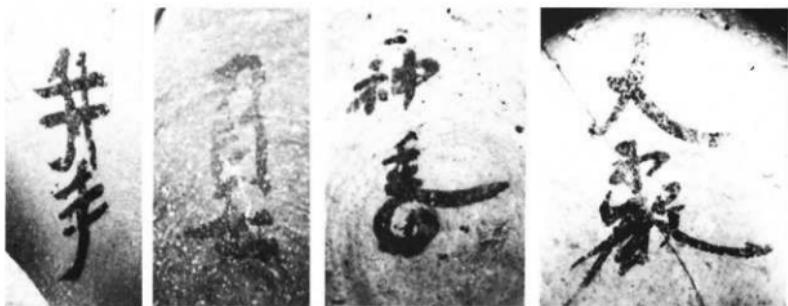


第69号

図版第18（墨書土器 参考資料）



奥多米廃寺遺跡

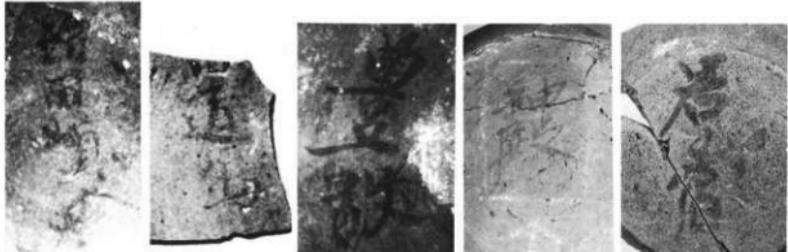


河岸遺跡

船頭遺跡



船渡遺跡



城山遺跡

御殿遺跡

柳沢遺跡

東平遺跡

